

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本貿易振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成28年度（第四期）
	中期目標期間	平成27～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)

3. 評価の実施に関する事項
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)

4. その他評価に関する重要事項
(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載)

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		27年度	28年度	29年度	30年度
		A			
評価に至った理由	<p>(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載)</p> <p>・「対日直接投資の促進」は、定量的指標は全ての項目で目標値の120%以上を達成。プロジェクト管理件数、誘致成功件数ともに過去最高の成果を達成した。再生医療分野やIoT分野などの重点6分野に特化した支援戦略が奏功し、重点6分野の誘致成功件数が前年度から約2割増の133件に達した。また、外国企業の誘致に積極的な自治体に対し、各自治体の誘致機能に応じた段階別の研修を実施したほか、自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業との強固なネットワークを有する外国企業誘致コーディネーターを地域拠点7カ所に配置した結果、地方への誘致成功件数が前年度から3割増となる70件となった。さらに、潜在的なニーズの高いアジア地域で、対日投資セミナーを62件開催と前年度から倍増させた結果、アジア地域からの誘致成功件数は前年度から23%増となる76件となったほか、メキシコ、中・東欧、イスラエルなど、有望な地域での情報発信を強化したことで、同地域からの誘致成功件数は7件と、前年度の1件から大幅に増加した。加えて、ジェトロの有する外資系企業ネットワークを活かして、計197社に対し対日投資環境改善のためのヒアリングやアンケートを実施し、政府の「対日直接投資推進会議」に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」計4回で改善要望を繰り返し提言。28年度中に世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設や法人設立・登記手続等の簡素化が実現した。以上のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>・「農林水産物・食品の輸出促進」では、定量的指標は全ての項目で目標値の120%以上を達成。政府の「農林水産物の輸出強化戦略」策定にあたり、ジェトロが海外ネットワークを総動員し、国・地域別の輸出環境や課題、市場特性等の情報を集約して戦略の具体化に貢献した結果、内閣官房が28年5月に発表した「農林水産物の輸出強化戦略」でジェトロが輸出戦略上重要である点が明記された。また、戦略には迅速に対応し、海外マーケット情報や規制・制度情報を一元的に提供するポータルサイトの開設、各省庁・関係機関のイベント情報の集約化、農林漁業者等が必要とする商社のリスト拡充だけでなく、34カ国・地域の海外バイヤー311社のリストを新たに公開したほか、農林水産品に特化したマッチングサイト「JAFEX」を28年12月より運営開始した。さらに、日本産食材の活用推進のため、レストラン・シェフやソムリエ、大学教授など各分野で影響力のある専門家に照準を当てた新規事業を実施したほか、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を民間団体等が認定できる「日本産食材サポーター認定制度」を運営し、日本産食材のブランド力の構築を推進。加えて、輸出障壁・安全規制等にも対応し、衛生証明書の発行について地方自治体によって対応が異なる点をジェトロが厚労省に申し入れた結果、改善が実現。米国の食品安全強化法が29年9月から小規模企業にも適用が拡大されることを受け、中小企業向けのレベル別セミナー、先進施設の視察、新聞での注意喚起の記事掲載などで、迅速かつ機動的な情報提供に尽力した。加えて、地方特産品の海外展開支援においても、同一品目におけるライバル産地同士という壁を越え、複数県の同一製品の合同輸出の成功事例を創出した。以上のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>・「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」では、定量的指標は全ての項目で目標値の120%以上を達成。官民の支援機関とともに国別・産業別などの各種専門家(370名)による一貫した海外展開支援を行う「新輸出大国コンソーシアム事業」が本格稼働し、参加する官民の支援機関数は創設当初(28年2月)の30機関から1,076機関と36倍に成長。ジェトロ内でも毎週全国の拠点を繋ぐTV会議を開催し、課題の解決や業務ノウハウ等の共有を図るなど効率的に業務を実施することで、28年度中に4,062社への支援を開始。顧客カルテを作成し、他機関とも一体的な支援を提供するなどした結果、28年度末までに159社の海外展開に成功した。また、新産業分野の支援を強化し、中国を始めとしたアジア地域での健康・ヘルスケア分野に注力した結果、成約件数(見込み含む)は775件(前年度比1.3倍)、成約金額(見込み含む)は6.4億円(同2.0倍)と大幅に増加。また、日本が初めてパートナーカントリーを引き受けた世界最大の国際情報通信技術見本市CeBITや、世界最大の消費者家電見本市CESへの出展を通じて、ジェトロによるIoT分野での成果は成約件数(見込み含む)717件、成約金額(見込み含む)103億円と、過去最大級の実績を創出した。さらにフロンティア市場における官民連携による経済交流を推進する一環で、8月に第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)に合わせてケニアで開催したジャパン・フェアでは95社の出展を取りまとめ、アフリカにおける見本市としては過去最大級の成果を創出した(商談件数1,708件、成約件数(見込み含む)171件、成約金額(見込み含む)4.5億円)ほか、12月から専門家派遣等を通じた中堅・中小企業等のロシア進出支援事業を開始。ダッカで邦人殺害事件が7月に発生した際は、各省と連携し、安全対策セミナーを東京だけでなく地方でも緊急開催した。加えて、5月のインドネシアでの外食産業分野の外資規制の緩和を受け、10月～11月にテストキッチン事業を実施したところ、参加企業5社全社が進出見込みとなった。また11月～12月にはコンビニエンスストア等の小売業者と連携して、新たにベ</p>				

	<p>トナムでテスト・マーケティングを実施。日本全国からベトナムへの初輸出 48 品目を含む 19 都道府県の 26 社 67 品目を約 190 店舗で試験販売し、好調だった 30 品目が正式採用されて継続販売見込みとなるなど、海外販路開拓支援スキームを発端としたビジネスを新規に創出した。以上のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現し、特筆すべき高い成果を上げたことから、当該項目の評定は S とした。</p> <p>・「我が国企業活動や通商政策への貢献」では、定量的指標は全ての項目で目標値の 120%以上を達成。企業のビジネス進展に資するため、FTA・EPA 活用のための実務的な情報発信セミナーを全 47 都道府県で計 165 回開催し、計 4,554 名が参加したほか、従来の情報提供だけでなく、個別企業からのニーズに対応した調査事業（28 年度 21 件実施）を新たにスタートさせるなど、個別企業支援を強化させた。また、日本の企業活動や通商環境に多大な影響を及ぼす情勢変化に対して、機動的な情報収集・提供を実施。例えば、6 月 23 日の国民投票による英国の EU 離脱決定を受け、翌 24 日に特設ウェブページを開設。翌月には、ジェトロ・ロンドン事務所長が緊急帰国しセミナーを 4 回開催、計 736 名が参加。同時に、在英日系企業の懸念や要望をとりまとめ、日本政府や英国政府幹部へ伝達した。さらに、米国大統領選挙期間中から特設ウェブページを開設し候補者の政策や選挙動向を発信。選挙後は米国新政権をテーマに計 49 回のセミナー（講師派遣含む）で情報発信。29 年 2 月の安倍首相訪米にあたっては、在米日系企業の雇用創出への貢献等についての資料を作成し経済産業省へ提供した。加えて、世界情勢を踏まえ、海外ビジネスにおいて注目が高い分野、政策的ニーズが高い分野について、内外の研究者を集めた研究会（28 年度：72 件）を立ち上げ、調査研究および政策提言の取組を実施した。海外ビジネスにおける人権問題についての政策提言などが実際の政策に反映されたほか、スリランカ政府やラオス政府への政策提言が今後の政策策定に活用される見通しとなった。以上のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評定は A とした。</p> <p>○『Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項』では、全項目で年度計画における目標を着実に実施したことから、当該項目の評定は B とした。</p> <p>○『Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項』では、全項目で年度計画における目標を着実に実施したことから、当該項目の評定は B とした。</p> <p>○『Ⅳ. その他の事項』において、「安全管理」では、ダッカで邦人殺害事件が 7 月に発生した際は、各省と連携し、安全対策セミナーを東京だけでなく地方でも緊急開催するなど、日本国内外の日本・日系企業への貢献を最大限図ったことから A 評定とした。その他の項目においては、中期計画・年度計画における目標を直実に実施したことから、当該項目の評定を B とした。</p>
--	--

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	(項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載)
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載)

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	対日直接投資の促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、3号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0531、0127

1-1

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		27年度	28年度	29年度	30年度
投資プロジェクト管理 件数 (計画値)	年平均 1,200件以上	平成26年度 900件	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件		予算額(千円)	3,314,545千円	4,990,547千円	
(実績値)	—	—	1,617件	1,775件				決算額(千円)	3,486,687千円	4,014,241千円	
(達成度)	—	—	134.8%	147.9%				経常費用(千円)	3,469,103千円	3,986,785千円	
誘致成功件数 (計画値)	中期目標期間中に 470件以上	前中期目標期間実績：年平均 78件	110件	115件	120件	125件		経常利益(千円)	△48,797千円	39,311千円	
(実績値)	—	—	160件	174件				行政サービス実施コスト(千円)	2,448,896千円	3,633,661千円	
(達成度)	—	—	145.5%	151.3%				従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	
うち大型等 特定誘致案件の誘致成功件数 (計画値)	中期目標期間中に 60件以上	前中期目標期間実績：年平均 10件	15件	15件	15件	15件					
(実績値)	—	—	18件	21件							
(達成度)	—	—	120.0%	140.0%							
役立ち度アンケート調査 (計画値)	4段階中上位2項目が 8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%					
(実績値)	—	—	97.8%	97.5%							

(達成度)	—	—	—	—									
-------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増(2012年比)」に向けて、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある中、日本貿易振興機構は、我が国における対日投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関等とも連携し、国内外ネットワークを活用して、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた以下の取組を一層強化・推進する。</p> <p>○総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。</p> <p>○日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、海外のトップ人脈に精通した外部専門家の知見・ネットワーク、在外公</p>	<p>中期目標で定められた誘致成功件数(大型等特定誘致案件目標を含む)等の目標を実現するべく、国内外のネットワークや外部専門家を積極的に活用しつつ、国内外での誘致体制を抜本的に強化し、以下の取組を行う。中期目標で定められた誘致成功件数(470件)については、平成27年度に110件、平成28年度115件、平成29年度120件、平成30年度125件(うち大型等特定誘致案件(60件)については、各年度15件)の達成を目指す。</p> <p>平成27年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)及び「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)の海外企業誘致等への支援のために措置されたことを認識し、地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業のために活用する。</p>	<p>政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増(2012年比)」に向けて、2016年度は、我が国のグローバル・ハブ(貿易・投資の国際中核拠点)実現に資するべく、高付加価値拠点の誘致拡大、地域への外国企業誘致の強化、アジア・新興国等での誘致活動の拡充、外国企業の誘致機能・日本企業との協業マッチング支援の強化を進める。</p> <p>① 高付加価値拠点の誘致拡大 環境・エネルギー、ライフサイエンス、ICT、製造・インフラ、観光、サービス等の分野を中心に、国内産業の補完、内需の拡大、新しいビジネスモデルや技術の導入等に資する案件の誘致活動を行う。加えて、産業の高度化に資する研究開発拠点や雇用創出効果の高い製造拠点・流通拠点、地域経済の活性化や一定の経済波及効果が見込まれる拠点等の高付加価値拠点の誘致を図る。そのために、日本に投資可能性のある有望外国企業へのアプローチを行う「産業</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資プロジェクト管理件数：年平均1,200件以上 ・誘致成功件数：中期期間中に470件以上。平成27年度に110件、平成28年度115件、平成29年度120件、平成30年度125件。 ・うち大型等特定誘致案件：中期期間中に60件以上。各年度15件。 ・役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体等のニーズを踏まえつつ、自治体等と連携した取組(トップセールス、セミナー、外国企業等の招へい等)を積極的に行い、地域への投資誘致を効果的に行うこと。(関連指標：自治体等との連携件数) ・規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めや政府への情報 	<p><主要な業務実績></p> <p>28年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資プロジェクト管理件数：1,775件 ・誘致成功件数：174件 ・うち大型等特定誘致案件：21件 ・役立ち度アンケート調査：97.5%(関連指標) ・自治体等との連携件数：69件 ・政府への情報提供件数：43件 <p>その他の業務実績は以下の通り。</p> <p>①高付加価値拠点の誘致拡大 重点分野や高付加価値拠点の誘致拡大のため、外部専門家を活用した誘致体制の強化や、補助金制度を活用した支援メニューの拡充を実施。重点分野の誘致成功件数は133件(前年度比19%増)、高付加価値拠点の誘致成功件数は21件(前年度比17%増)となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致体制の強化 <p>外部人材のノウハウを取り込み、よりジェトロ内部の誘致体制を強化するため、重点分野での実務経験や企業誘致に関する知見を有し、インハウスで誘致活動に従事する対日投資誘致専門員を海外事務所前年度比10名増となる45名配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルイノベーション拠点設立等支援事業補助金 <p>グローバルイノベーション拠点設立等支援事</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>【量的成果の根拠】 投資プロジェクト管理件数は1,775件(達成率：147.9%)、誘致成功件数は174件(同：151.3%)、うち大型等特定誘致案件は21件(同：140.0%)と、すべての定量的指標について目標値の120%以上の成果を達成した。</p> <p>【質的成果の根拠】 ①R&D・重点6分野での誘致支援を強化 今後の成長が有望視される「再生医療分野」や「IoT分野」での研究開発拠点設立や、拠点設立の前段階となる日本企業・大学等との提携による実証研究について、補助金のインセンティブを新たに活用して支援。この結果、16件中4件で誘致成功(更に2件の成功見込み)。また、観光や環境エネルギーなど重点6分野に特化したきめ細かい支援戦略が奏功し、重点6分野では前年度の約2割増となる133件で誘致成功した。</p> <p>②地域への誘致支援を強化 外国企業の誘致に積極的な自治体に対し、各自治体の誘致機能に応じた段階別の研修を実施(基礎編：68自治体185名参加、応用編：12自治体19名参加、実践編：5自治体等)。また、国内主要地域で広域的に支援を展開するべく、地域拠点7カ所に自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業との強固なネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を7名配置。これらの取組の結果、地方への誘致成功件数が前年度から3割増となる70件となった。</p>	<p>評 定</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

<p>館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を総動員して、海外において攻めの営業活動・広報戦略を展開する。さらに、その受け手となる国内での誘致体制を強化して、大型案件の誘致や大規模雇用等が見込める経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進する。</p> <p>○外国企業の拠点設立に対する支援や、政策提言等の従来の活動に加えて、外国企業の誘致に積極的な自治体と共同した誘致活動や外国企業と日本企業との資本提携支援など、新たな取組を検討する。また、国家戦略特区に指定された地域の自治体とは、外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。</p>	<p>①国内外の誘致体制の抜本的な強化</p> <p>国内外事務所における誘致担当者的大幅な増員に加え、特定産業分野や投資実務に精通した外部専門家を活用して、ターゲットとする企業の経営者の目線に立った積極的な営業活動・広報戦略を展開する。</p> <p>海外においては、誘致担当職員と外部専門家が企業訪問等を行うことで、誘致候補となる有望な外国企業の情報を的確に把握し、適切なタイミングで日本への進出を働きかけるとともに、在外公館や諸外国の貿易投資振興機関とのセミナー等の共催、業界団体等への共同訪問などの連携を行い、有望な企業への情報提供や投資誘致を実施する。</p> <p>国内においては、外国企業を母国語で支援できる体制を整えつつ、国内での誘致担当者を増員し、外部専門家の知見も活用して、外国企業に対する日本市場に関する情報提供や日本でのビジネスモデルの提案、訪日支援等を行い、誘致成功につなげる。また、既進出外国企業の追加・拡張投資案件（二次投資）の発掘・支援に取り組む。</p> <p>加えて、日本企業との資本提携や業務提携等を望む外国企業と、我が国企業・金融</p>	<p>スペシャリスト」及び企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「対日投資誘致専門員」を国内外の事務所に配置するとともにグローバルイノベーション拠点設立等支援事業補助金等のスキームを活用する。</p>	<p>提供等の活動を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。（関連指標：政府への情報提供件数）</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標を達成しているか。 ・ 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p>業補助金については、採択案件 16 件のうち 4 件が拠点を設立（このほか 2 件が拠点設立見込み）。</p> <p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア開発、IT サービス、IT ソリューション提供を行う中国のハイシンク創研の日本法人から、グローバルイノベーション拠点等設立補助金について問い合わせがあり、これを受けてジェトロ大連の対日投資担当者が中国本社に赴き、日本での R&D 拠点誘致について営業を行った。同社の新しい拠点の開業式開催にあたり、ジェトロ京都が運営面での支援を行い、京都市長など有識者が参加するに至った。さらにジェトロの支援として、同社通信機器の日本への輸入および無線通信に係る法律や自治体のインセンティブ等について情報提供、物件探しに係る支援を提供。 ・ 電動スクーターと移動体通信システムを利用したバイクシェアサービスを提供するカナダの LOOP SHARE は、グローバルイノベーション拠点設立補助金に応募し、沖縄県にて、電動スクーターによる観光客向けバイクシェアサービスの実証研究を実施。多言語による表示やスクーターの稼動情報のアプリケーションへの連携を検証した。ジェトロは、同社が実証研究を行う上で課題となった機材の輸入規制や実証研究に関する許認可、法規制などについて、各省庁に照会し、情報提供を行った。そのほか、マーケット情報などを提供した結果、9 月に拠点設立に至った。 <p>同補助金については、補助対象を日本での拠点設立を検討している外資企業だけでなく、日本企業・大学等との提携による実証研究及び事業化可能性調査（F/S）調査を検討している外国企業にまで広げ、日本での R&D 拠点設立の呼び水としている。実証実験や FS 調査として採択した 13 件のうち 2 件が拠点設立にまで至った。採択企業からは、「グローバル本社からの</p>	<p>③新興国での情報発信を強化</p> <p>潜在的なニーズの高いアジア地域で、対日投資セミナーを 62 件開催と前年度から倍増させた結果、アジア地域からの誘致成功件数は前年度から 23%増となる 76 件となった。このほか、メキシコ、中・東欧、イスラエルなど、有望な地域での情報発信を強化し、同地域からの誘致成功件数は 7 件と、前年度の 1 件から大幅に増加した。</p> <p>④規制・行政手続の見直しへの貢献</p> <p>ジェトロの有する外資系企業ネットワークを活かして、計 197 社に対し対日投資環境改善のためのヒアリングやアンケートを実施し、政府の「対日直接投資推進会議」に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」計 4 回で改善要望を繰り返し提言。その結果、在留期間 1 年と世界最速級で永住権を取得できる「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設や法人設立・登記手続等の簡素化が 28 年度中に実現、さらに在留資格申請のオンライン化なども改善に向けた取組が進んでいる。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>誘致成功件数は外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判断などに大きな影響を受けるため、難易度が高に設定されている。</p> <p><課題と対応></p> <p>①高付加価値拠点の誘致拡大</p> <p>環境・エネルギー、ライフサイエンス、ICT、製造・インフラ、観光、サービス等の分野を中心に、国内産業の補完、内需の拡大、新しいビジネスモデルや技術の導入等に資する案件の誘致活動を行う。また、産業の高度化に資する研究開発拠点や雇用創出効果の高い製造拠点・流通拠点、地域経済の活性化や一定の経済波及効果が見込まれる拠点等の高付加価値拠点の誘致を図る。</p>	
---	---	---	---	---	--	--

	<p>機関等とのマッチングを行う。</p> <p>こうした取組に関し、国内外で「産業スペシャリスト」を活用するとともに、本部又は主要な国内外事務所に「対日投資誘致専門員」や「地方展開支援専門員」を配置しながら、有望企業の情報を収集し、有望企業に対して日本でのビジネスを積極的に提案しつつ、具体的な投資プロジェクトを発掘、支援していく。</p> <p>②情報発信の強化</p> <p>総理、閣僚、大使、自治体首長等によるトップセールス活動を積極的に支援するとともに、現地での対日直接投資セミナー・シンポジウムを開催することにより、我が国政府や自治体が対日直接投資を歓迎している姿勢を世界に発信する。また、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するパンフレット、マーケット・レポート等のコンテンツの充実を図り、メディアやウェブサイト等を活用して、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。さらに、「国家戦略特区」における規制改革や企業立地インセンティブの海外広報や利用の働きかけを通じ、同特区への外国企業誘致に注力する。</p>	<p>②地域への外国企業誘致の強化</p> <p>外国企業誘致に積極的で、かつ産業集積等の観点で有望な自治体との誘致活動を強化する。各自治体の外国企業誘致施策のフェーズに応じて、誘致戦略の策定、プロモーション、個別企業へのアプローチ、立地支援・フォローアップ等のメニューを提示し、機構との協働を提案する。また、地域における外国企業誘致の受け入れ体制の強化を図るべく、国内主要地域で広域的に支援を展開する「外資誘致コーディネーター」の導入、自治体等職員向けの誘致研修を行う。</p>		<p>注目度が上がり、将来的に、その他の新規イノベーションを導入するために日本へ投資することへの関心が高まった」、「日本の提携先候補企業・機関からの協力を得ること、グローバル本社の関係者を巻き込むことが容易になり、結果として、1～2年かかる業務が6ヵ月程度にスピードアップできた」等の声が寄せられた。</p> <p>②地域への外国企業誘致の強化</p> <p>地方への誘致体制を強化し、地方への誘致成功件数は70件（前年度比32%増）に達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致戦略の策定（自治体主催の会議・研究会への参加等） 事業メニューの提案、基礎調査の実施、自治体主催の会議・研究会への参加を11件実施。 <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市は、市長を本部長とした「さいたま市産業展開推進本部」を17年に設置し、財政基盤の強化、雇用機会の創出並びに地域経済の活性化を目的とした企業誘致活動を展開している。28年9月に開催された同本部の会議では、発足当初からアドバイザーに就任しているジェトロ対日投資部長から、地元関係機関との連携強化による外国企業誘致活動についての助言等を行った。 ・「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GNIC）」は、グレーター・ナゴヤへの事業展開や拡大に関心のある外国企業に対して、ワンストップ窓口の機能を有し、当地域に関する情報提供、招聘、面談のアレンジ、進出支援を行うとともに企業の海外展開のための情報提供、ミッションの派遣といったサービスを提供している。29年3月に開催された同協議会の会合では、顧問に就任しているジェトロ理事長が、外国企業誘致の推進に向け、関係者と意見交換を実施した。 ・プロモーション（トップセールス支援を含む国内外でのセミナー開催等） 自治体と連携した、トップセールスを含む国内 	<p>②地域への外国企業誘致支援</p> <p>外国企業誘致に積極的で、かつ産業クラスターや産業政策を持つ産業集積等の観点で有望な自治体との誘致活動に取り組む。各自治体の外国企業誘致の取組のフェーズに応じて、機構との協働を提案する。</p> <p>③アジア・新興国等での誘致活動</p> <p>対日投資の一層の拡大が期待されるアジア地域やその他の新興国・地域において、対日投資関心企業の発掘・支援を行う。また、在外公館や現地の貿易投資振興機関、経済団体、産業クラスター等とも連携・協力しつつ、大規模対日投資シンポジウムを開催する等誘致活動を実施する。</p> <p>④外国企業の誘致・日本企業との協業マッチング支援</p> <p>対日投資関心企業の発掘から、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）における日本拠点設立の支援、拠点設立後の事業拡大・二次投資までをシームレスにつなぐ支援を継続する。</p> <p>⑤対日投資促進に資する情報発信</p> <p>我が国が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知すべく、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外におけるトップセールス活動の支援、大型対日投資シンポジウムの開催、対日投資報告の刊行、海外メディアやウェブサイト等を活用した情報発信を展開する。</p> <p>⑥ビジネス環境の改善に資する政策提言</p> <p>機構の支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業から寄せられる日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、我が国政府関係者や有識者等に対し、適切な機会を捉えて政策提言や情報提供を行う。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

	<p>③経済波及効果の高い重点分野への支援 対日直接投資誘致支援を行うに当たっては、対内直接投資残高増や我が国・地域への経済的効果の観点から、大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点や産業の高度化に貢献する研究開発拠点及び地域統括拠点を設立する案件、我が国の地域経済の活性化や産業基盤を強化するなど一定の経済効果が見込まれる案件等の誘致に重点を置く。特に、環境・再生可能エネルギー、医療、観光等、市場の拡大が見込まれるとともに外国企業ニーズの高い分野における誘致活動に注力する。また、これまで対日直接投資の多かった欧米、アジア地域のみならず、対日直接投資の可能性のある企業が増加している中東・中南米などの新興国からの投資誘致にも取り組む。</p> <p>④地方創生との連携 外国企業の誘致に積極的な自治体と一体となって実施する活動を通じ、二次投資を含む外資系企業の誘致促進に向けた支援を行い、地方創生に貢献する。例えば、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業の誘致戦略を位置づける提案や、ターゲット企業へのアプローチ方法、企業向けインセ</p>			<p>外でのセミナーを17件開催。参加した自治体は延べ41（前年度比95%増）となった。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月、ベルギーで初となる対日投資セミナー「ブリュッセル対日投資セミナー」を開催。安倍首相のスピーチに続き、ライフサイエンス分野のイノベーションハブを目指す神戸市から久元市長、学術研究都市を推進するつくば市から市原市長が登壇し、写真や動画を交え、各地の魅力を参加者にアピールした。 ・11月に新潟県とともに、食品分野をテーマに絞った外資系企業誘致セミナーを東京都で開催。新潟県に立地する日本企業3社が、新潟産の米粉を活用したビジネスの可能性や、新潟県の食品関連技術や資源環境の優位性、立地するメリットなどを訴えた。参加した外資系企業からは「新潟企業とともに、新しい商品を開発してみたい」「新潟産の食品の潜在性の高さを改めて理解できた」との声が聞かれた。また、本セミナーをきっかけとして、講演した新潟県企業と参加した外資系企業との間で、12月に製品開発に係る共同研究に向けた協議を開始した。 ・個別企業へのアプローチ 受託事業として自治体と共同で、外国企業の発掘や個別企業訪問アレンジを実施。 <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年1月～2月に、茨城県は、ジェトロ茨城及びつくば市と連携し、日本への事業拠点の設置や投資を希望する外国企業に対して最適な立地・投資先情報の提供を行う専門家（サイトロケーター）をフランス、英国、米国から招聘した。同県は、つくばを中心に、外国企業の研究開発拠点誘致等を進めており、ジェトロはこれらに関心の高い招聘者を募った。招聘者からは、「茨城・つくばの魅力をクライアントに上手く伝えれば有力な進出候補先となり得る」 	<p>⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国企業誘致 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の外国企業の誘致活動に引き続き取り組む。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>ンティブや外国人駐在員の生活支援策等の提案を行う。外国企業の誘致に際しては、各地の対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）を積極的に活用するとともに、IBSCが設置されていない都市でも更なる誘致支援機能の強化を図る。なお、IBSC 神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。</p> <p>また、国家戦略特区に指定された自治体と外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。具体的には、国家戦略特区での設置が検討されている、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「開業ワンストップセンター」と連携して、機構が支援している外国企業にワンストップセンターの利用を促すほか、ワンストップセンターの利用企業に対して機構の支援サービスを提供することで、効率的、効果的な企業誘致を行う。</p> <p>⑤ビジネス環境の改善に向けた政策提言 対日直接投資に必要な制度・行政手続に関する相談や規制改革要望の受付等、外国企業に対する包括的な</p>		<p>「具体的な企業を紹介したい」といった、同県の外国企業誘致の取組を大きく前進させるようなコメントがあり、今後も継続的にフォローアップ予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地支援・フォローアップ等のメニューを提示 <p>受託事業として、地域への企業招聘や立地支援・フォローアップ等のサービス提供支援を提供。</p> <p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車関連部品を製造するドイツ系企業のシュレンマージャパンは、三重県に拠点を置く取引先への営業力強化を目的に、県内に2拠点を設立。事業拡大に際して、ジェットロは地方自治体と協力し、面談のアレンジや自治体のインセンティブに係る情報提供を実施した。 ・「外国企業誘致コーディネーター」の導入 地方での外国企業誘致体制のさらなる強化のため、外資誘致に積極的な地域7ヵ所（大阪、仙台、横浜、名古屋、京都、広島、福岡）に、自治体の行政手続きや優遇措置に精通し、地場企業とのネットワークを有する外国企業誘致コーディネーターを配置。同コーディネーターが自治体インセンティブに関する情報提供、拠点設立支援、地域での顧客やビジネスパートナーの発掘支援、地場企業とのビジネスマッチングなどの支援をした。 【成功事例】 ・中国のIT企業ハイシンク創研の京都府での研究開発拠点設置に際しては、会社登記手数料やオフィス賃料の補助等のインセンティブ情報の提供、司法書士の紹介や物件探し等の拠点設立を支援した結果、10月に拠点設立。 ・ベルギーの3Dプリンター関連企業マテリアライズに対して、外国企業誘致コーディネーターの知見を活かし、顧客・パートナー候補企業とのビジネスマッチングを支援。8月に神奈川 		
--	---	--	---	--	--

	<p>支援を行う中で、対日ビジネス環境改善に資する外資系企業からの声を集め、政府関連会議・関係省庁等に対して、日本を世界で最もビジネスをしやすい国にするための政策提言等を行う。</p> <p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 といった我が国で開催される国際的に注目の高いイベント（以下「東京オリンピック等」という）の開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラなど外国企業による関心の高まる産業分野での対日直接投資誘致活動を積極的に展開するとともに、ジャパン・ブランドの発信や訪日観光客の誘致の取組と連携しつつ行う。</p>			<p>県川崎市に製造拠点を設立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体等職員向けの誘致研修 <p>自治体等の担当者の外国企業誘致事業に対する理解、企業誘致に取り組む上で必要となるスキルや知見のさらなる向上を目的として、研修事業（基礎編・応用編・実践編で構成）を新規に実施した。「基礎編」は、全国の経済産業局と共催し、各々1日半の日程で全国8ヵ所（札幌、仙台、東京、名古屋、広島、香川、福岡、那覇）で開催し、68の自治体から合計185名が参加。「応用編」はプレゼンテーション研修を中心に、在日外国政府の取組紹介、外資系企業の講演を行い、12の自治体から合計19名が参加。「実践編」は地方自治体・団体等と連携し、対日投資誘致事業を企画立案・実行する公募事業として、5件（大阪外国企業誘致センター、兵庫県・神戸市・兵庫県、広島県、福岡県、ジャパン・コスメティックセンター（佐賀県唐津市））を採択して取り組んだ。</p> <p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践編に参加した福岡県は、水素・燃料電池分野での集積地である強みを活かし、福岡県と交流が深いスウェーデンの水素関連企業3社6名を招へいした。福岡県とジェトロ福岡にて、28年9月から被招聘候補企業へアプローチを開始。10月に両者でスウェーデンへ事前出張し、企業訪問等、直接アプローチ。12月に被招聘企業を決定し、29年1月31日から2月3日にかけて、招聘プログラムを実施。県内企業とのマッチングや水素エネルギー関連施設の見学、九州大学産学連携本部等との協議を実施した。本プロジェクトを通じて様々なネットワークが形成され、今後も継続してスウェーデン企業を誘致できる環境が整った。県担当者も、本事業実施を通じて外国企業の招聘やマッチング等一連のノウハウを身に付けることができた。今後、継続的な情報提供及び定期的な企業訪問等で、招聘企業の誘致促進に取り組ん 		
--	---	--	--	---	--	--

			<p>③アジア・新興国等での誘致活動の拡充</p> <p>対日投資の一層の拡大が期待される中国、台湾、インドなどアジア地域やその他の新興国・地域において、産業スペシャリストや対日投資誘致専門員等の専門人員を重点的に配置し、より効率の高い対日投資関心企業の発掘・支援を行う。在外公館や現地の貿易投資振興機関、経済団体、産業クラスター等とも連携・協力しつつ、特に広報効果・案件発掘が見込めるアジア地域を中心に大規模対日投資シンポジウムを開催する等誘致活動を拡充する。</p>		<p>でいく予定。</p> <p>③アジア・新興国等での誘致活動の拡充</p> <p>アジア地域における誘致活動を拡充し、アジア地域からの誘致成功件数が前年度比 23%増となる 76 件となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域・新興国に産業スペシャリストや対日投資誘致専門員を重点配置 <p>アジア地域では産業スペシャリストを 5 ヶ所（広州、香港、タイ、ソウル、ニューデリー）に配置。対日投資誘致専門員を 9 ヶ所（上海、北京、大連、広州、香港、ソウル、シンガポール、バンコク、ムンバイ）に配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館や現地の貿易投資振興機関、経済団体、産業クラスター等とも連携・協力 <p>日本大使館や総領事館、現地の経済団体等と定期的な会合を実施し、またセミナーを共催するなど連携を図った。定期会合を香港で実施。またセミナーにおける協力として在香港総領事館と香港総商会と開催した香港対日投資セミナー（7月）や、上海国際経済技術合作協会、上海対外投資促進センター、上海市各地在上海企業連合会（SNEF）と開催した上海対日投資シンポジウムなどを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報効果・案件発掘が見込めるアジア地域を中心に大規模対日投資シンポジウムを開催 <p>潜在的なニーズの高いアジア地域で、対日投資セミナーを 62 件開催と前年度から倍増させた結果、アジア地域からの誘致成功件数は前年度から 23%増となる 76 件となった。また、韓国、ベトナム、フィリピンにおいて初の大型対日投資セミナーを開催した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月、ベトナムで初となる対日ビジネスセミナーを開催し、当初想定の 100 名を大きく上回る 212 名が参加した。前田ジェトロ理事による基調講演のほか、ベトナムソフトウェア協 		
--	--	--	---	--	---	--	--

				<p>会 (VINASA) のフン副会長、VPMS (金型製品) のフイ社長、チンバンアウトソーシング (ソフトウェア) のビン社長等が登壇し、自社の日本でのビジネス経験や投資先としての日本の魅力を紹介した。本セミナーでは、対日投資セミナーの広報手段としては初めて、ベトナムでブームの Facebook を活用したことが奏功し、大盛況となった。セミナー後のネットワーキング・レセプション会場内にジェトロが設けた個別相談ブースには、対日投資に関心を持つ現地企業 9 社が訪問。具体的な案件化が見込まれるものは 4 件に上った。また、同会場内に 7 自治体が PR コーナーを設け、各コーナーに 15～50 名程度が訪れ盛況だった。今後、ジェトロと連携した支援を実施すべく、ジェトロ国内事務所とともにフォローアップを予定。本セミナーの様子は会場映像とともにテレビニュースで紹介されるなど、日越両国の各メディアで取り上げられ (計 48 件、テレビ局 4 件を含む)、対日投資を広くアピールすることができた。</p> <p>・11 月、韓国で初となる大規模対日投資セミナーを開催し、142 名が参加した。日本でのビジネスチャンスが大きい IT と観光分野にテーマを絞り、それぞれの分野で日本に進出している韓国企業 2 社の幹部が登壇し、参加企業に対して日本市場進出のメリットを訴えた。セミナー後のネットワーキング・レセプションでは、大阪外国企業誘致センター (大阪府・大阪市・大阪商工会議所)、福岡市、北海道、静岡県、大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) が広報ブースを設置し、各地の魅力やインセンティブ情報、サポート体制を説明した。また、広報ブースの設置に加え、参加企業から寄せられたより具体的な相談に対応するために、ジェトロと一部の自治体が個別相談コーナーを設置した。開催後、参加した韓国企業 31 社から対日投資相談が寄せられ、6 件の案件候補企業を発掘。中には再生エネルギー関連や、R&D 拠点設立を検討している等、大型案件の条件に合致する企</p>		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>④外国企業の誘致機能・日本企業との協業マッチング支援の強化</p> <p>対日投資関心企業の発掘から、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）における日本拠点設立の支援、拠点設立後の事業拡大・二次投資までをシームレスにつなぐ支援を継続する。また、日本企業に対する M&A 案件・出資案件への支援強化や、環境・エネルギー、ライフサイエンス、観光等の成長分野において優れた技術・製品・ビジネスモデル等を有し、日本での事業拡大を検討している外国企業と、外国企業の有する販路や技術等の活用に関心のある日本企業との協業マッチング支援などを行う。</p>		<p>業も含まれ、大きな成果となった。</p> <p>④外国企業の誘致機能・日本企業との協業マッチング支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）における日本拠点設立の支援 <p>28年度は全国6カ所のIBSCを146社が利用した。28年度に誘致成功となった174件のうち、約4割にあたる69件がIBSCを利用していった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点設立後の事業拡大・二次投資 <p>28年度の二次投資の誘致成功件数は、30件（前年度比67%増）となり、過去最高を記録した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業に対する M&A 案件・出資案件への支援強化 <p>国内外の M&A 市場に精通する M&A アドバイザリーファームのリテイン等を活用して、日本企業に対する M&A 案件・出資案件への支援を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品を受託製造する米国の A 社は、生産設備を拡張するため日本企業への出資・パートナー提携を検討していた。ジェトロはパートナー及び出資候補企業の紹介、日本企業4社と面談を実施した。同社は面談した1社との商談について、米国本社内で検討している段階。 ・自動車産業向け機械の製造・販売を行うフランスの B 社は、自社製品ラインナップ強化のための日本企業への出資／パートナー提携を検討していた。ジェトロはパートナー及び出資候補企業を紹介し、日本企業2社と面談を実施。うち1社と提携を視野に入れた商取引を開始している。 ・協業マッチング支援 <p>セミナーや交流イベント等によって、外国企業と日本企業の協業マッチング機会を創出した。</p> <p>【実施事例】</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--

	<p>・6月、日印両国政府が合意したIoT分野における協力の一環として、日本企業のインド進出を支援するとともに、在日インド企業のマッチング機会創出を目的としてインドITセミナーを東京都で開催し、232名が参加した。セミナーに続きジェトロが主催したネットワーキングでは、在日インドIT関連企業約20社が加わり、日本企業と積極的な情報交換を行った。参加日本企業からは、「ネットワークを築ききっかけとなった」とインドのIT企業とのマッチングの機会を高く評価する声があった。</p> <p>・10月、アジア越境EC企業の事業拡大を支援するとともに、日本企業のアジアへの販路拡大を目的として、両者のマッチングイベントを開催し、146件の商談が行われた。越境EC企業からは「一度に多くの日本企業にPRできたので非常に良かった。面談した日本企業とは、次のビジネスにつながると考えている」「消費者に人気が高い家庭用医薬品分野の商談を進めたい」「日本の工芸品メーカーとのOEMによる協業を見込んでいる」、日本企業からは「今後の取引に繋げる契機となった」などの声が聞かれた。</p>	
	<p>⑤対日投資促進に資する情報発信の強化 我が国が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知すべく、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外におけるトップセールス活動の支援、大型対日投資シンポジウムの開催、海外メディアやウェブサイト等を活用した情報発信を積極的に展開する。外国企業の対日投資への関心を喚起すべく、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力、投資インセンティブ情報等を紹介する広</p>	<p>⑤対日投資促進に資する情報発信の強化 ・総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外におけるトップセールス活動の支援 28年度は全世界で163件（前年度比3.5倍）の対日投資セミナーを開催し、約1万4,000名が参加した。</p> <p>【実施事例】 ・5月、ベルギーにおいて初の大型対日投資セミナーを経済産業省と共催し129名が参加した。安倍首相、ベルギーのペーテルス副首相、石毛ジェトロ理事長、ベルギー大手企業3社の幹部、中鉢産業技術総合研究所理事長らが登壇し、投資先としての日本市場の魅力を現地企業に向けて発信した。セミナー開催直後にNHK、時事通信、日経新聞、産経ニュースがセミナーの様子を報道。参加企業からは「政府</p>

			<p>報コンテンツを充実させる。</p>		<p>高官・ジェトロから日本経済の状況を詳細に知ることができ有益であった」、「スピーカーの質が高かった」等のポジティブなコメントが多く寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型対日投資シンポジウムの開催 参加者が 100 名を超える大型のシンポジウムを 49 件（前年度比 96%増）開催。 ・海外メディアやウェブサイト等を活用した情報発信 日本の対内直接投資の現状やジェトロの支援事業等に関して、海外メディアからの質問やインタビューに対応することで情報発信を実施。英国の大手一般紙 Guardian、MENA 地域で投資家・政府関係者を対象としたアラビア語月刊誌 Arab Investor、米国の外国・国際政治専門誌 Foreign Affairs、英国の Financial Times 社が出版する世界の投資活動情報誌 fDi Magazine にて記事を掲載し、カタールの衛星テレビ局 Al Jazeera、オーストラリアのニュース専門チャンネル Sky News にて番組を放映。 ジェトロのウェブサイトに対日投資促進のための日本政府の取組を紹介するページを 9 月に新設した。同ウェブページには、日本政府の施策や、日本に進出した外資系企業トップのインタビュー動画、再生可能エネルギーなど対日投資の有望産業について紹介した動画を掲載し、721 万件（前年度比 83%増）のアクセスがあった。 ・広報コンテンツを充実 「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」（28 年 5 月対日直接投資推進会議決定）による取組の一環として、外国企業が日本で会社を設立・運営する際に伴う各種手続（申請書様式等含む）の要点解説と、外国人向けの生活関連情報（外国語対応が可能な医療機関、銀行、携帯電話事業者、電 		
--	--	--	----------------------	--	---	--	--

				<p>気・ガス事業者等)を新たにジェトロのウェブサイトに掲載した。</p> <p>また、日本の魅力的な投資環境や有望産業を紹介する資料「Why Japan? "5 Reasons to Invest in JAPAN"」や「Attractive Sectors」等のコンテンツを作成し、ジェトロのウェブサイトに掲載した。</p>	
		<p>⑥ビジネス環境の改善に資する政策提言</p> <p>機構の支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業に対するヒアリング、「対日投資ホットライン」を通じて寄せられる日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、我が国政府関係者や有識者等に対し、適切な機会を捉えて政策提言や情報提供を行う。</p>		<p>⑥ビジネス環境の改善に資する政策提言</p> <p>政府の対日直接投資推進会議において設置された規制・行政手続き見直しワーキンググループに参加し、ジェトロの支援により日本に進出した外資系企業に対するヒアリング、「対日投資相談ホットライン」を通じて寄せられる日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、我が国政府関係者や有識者等に対し、政策提言や情報提供を実施した。</p> <p>【成功事例】</p> <p>ジェトロも提言を行った世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設や法人設立・登記手続等の簡素化が28年度中に実現、さらに在留資格申請のオンライン化なども改善に向けた取組が進んでいる。</p>	
		<p>⑦東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした外国企業誘致</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の外国企業の誘致活動に取り組む。</p>		<p>⑦東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした外国企業誘致</p> <p>観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の外国企業を誘致するため、海外に該当分野を担当する産業スペシャリストを9カ所(ニューヨーク、ロサンゼルス、シカゴ、トロント、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、広州、香港)に配置。有望案件の発掘を強化している案件支援においては、国内に各分野の産業スペシャリストを配置し、市場情報の提供を強化している他、案件の内容に応じて個別ビジネスマッチング支援を実施。</p> <p>【実施事例】</p> <p>・7月、香港にて、香港企業の関心の高いホテル投資をテーマとしたセミナーを香港総商会(HKGCC)と共催し135名が参加した。セミ</p>	

				<p>ナーでは、香港で観光地として人気が高い北海道、京都府、沖縄県、横浜市の自治体幹部が登壇。地域の魅力やインセンティブに加え、外国企業が投資可能な案件や用地概要といった具体的情報を発信した。参加企業のうち 12 社が具体的な対日投資に関心を示しており、今後もフォローアップ予定。</p> <p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン英会話・中国語会話サービスを提供する中国の麥奇數位 (TutorABC) は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた英語人材の需要増加を見込み、日本に進出。産業スペシャリストが同社にアプローチし、支援を開始。ジェトロは会社設立手続き支援 (登記、ビザ)、サービスプロバイダー (人材紹介会社・不動産会社) 紹介等を実施した結果、9 月に拠点を設立。 	
		<p>上記の取組を通じ、2016 年度は投資プロジェクト管理件数 1,200 件、誘致成功件数 115 件 (うち、大型等特定誘致案件 15 件以上) の達成を目指す。また、対日直接投資促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上となることを目指す。</p>			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	農林水産物・食品の輸出促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価表若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載）

1-2

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
輸出支援件数（延べ社数）（計画値）	年平均3,200件以上	前中期目標機関実績：年平均2,459件	3,200件	3,200件	3,200件	3,200件			予算額（千円）	4,560,582千円	4,531,732千円	
（実績値）	—	—	4,354件	4,654件					決算額（千円）	4,720,604千円	4,567,663千円	
（達成度）	—	—	136.1%	145.4%					経常費用（千円）	4,707,828千円	4,542,615千円	
輸出成約金額（見込含む）（計画値）	中期目標期間中に520億以上	前中期目標期間実績：年平均72.3億円	115億	125億	210億	226億			経常利益（千円）	△68,698千円	32,923千円	
（実績値）	—	—	271.4億	224.3億					行政サービス実施コスト（千円）	3,188,966千円	3,948,598千円	
（達成度）	—	—	236.0%	179.4%					従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	
役立ち度アンケート調査（計画値）	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%						
（実績値）	—	—	97.4%	97.3%								
（達成度）	—	—	—	—								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」に向けて、政府の定	中期目標で定められた目標を実現するべく、以下の取組を行う。中期目標で定め	政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円の前倒し」の実現と、地	<主な定量的指標> ・輸出支援件数（延べ社数）：年平均3,200	<主要な業務実績> 28年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。	<評定と根拠> 評定：A	評定
							<評定に至った理由>

<p>めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。</p> <p>○日本のブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、品目別輸出団体のサポート等「オール・ジャパン」での取組を行う。例えば、海外展示会等において、自治体や業界団体等と連携しつつ、各産地の活動の取りまとめを行う。</p> <p>○海外市場調査、情報提供及び個別相談対応を通じ、初めて輸出に取り組む企業や事業者から、国別・品目別マーケティング情報など実践的な情報を求める企業や事業者まで、そのニーズに応じて、幅広い対応ができる体制を整備する。</p> <p>○日本産農林水産物・食品の海外需要拡大のため、海外の食品・外食関係者への日本産品の理解促進・啓発活動等を通じて、日本食の普及や日本食のブランド化に向けた取組を、クールジャ</p>	<p>られた輸出支援件数については年平均 3,200 件以上、かつ、2017 年度及び 2018 年度で年平均 4,160 件（うち農林水産物・食品輸出支援件数（延べ社数）3,200 件、海外におけるプロモーション・ブランディングによる支援件数（延べ数）960 件）の達成を目指す。また、輸出成約金額（見込み含む）については、平成 27 年度 115 億円、平成 28 年度 125 億円、平成 29 年度 210 億円、平成 30 年度 226 億円の達成を目指す。取組に際しては、政府の「国別・品目別輸出戦略」におけるオール・ジャパンでの取組に対応し、政府、自治体、品目別輸出団体等の業界団体との連携を効率的、効果的に実施するべく、品目別の支援体制を構築する。また、政府目標の 1 年前倒しの達成に貢献するべく、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな組織（日本食品海外プロモーションセンター）を機構内に創設する。</p> <p>①オール・ジャパンでの取組支援</p> <p>品目別輸出団体等が行うジャパン・ブランドの確立、輸出に向けた事業者育成及びマーケティングなど商流構築に向けた支援を行う。</p>	<p>方創生に貢献すべく、2016 年度においては、品目別輸出団体等と緊密に連携し、関係省庁と一体となってオール・ジャパンで農林水産物・食品の輸出が促進できるよう効果的に事業に取り組む。特に、品目別輸出団体が行う各種調査・PR 事業等との連携、専門家による継続的かつ一貫した支援、海外見本市等の充実を図る。</p> <p>①国別・品目別輸出戦略に沿ったオール・ジャパンでの事業展開</p> <p>品目別輸出団体が行う各種調査・PR 事業等との連携を深化させ、各国市場情報の提供、海外見本市や国内外での商談会の活用等による商流構築の取組支援を行い、各品目での戦略的な輸出促進、オール・ジャパン体制での事業展開に貢献する。また、海外見本市等における品目別団体の出展支援など商流作りの支援を行う。</p>	<p>件以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出成約金額（見込み含む）：中期期間中に 520 億以上。平成 27 年度 115 億円、平成 28 年度 125 億円、平成 29 年度 135 億円、平成 30 年度 145 億円。 ・役立ち度アンケート調査：4 段階中上位 2 項目が 8 割以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出戦略実行委員会品目別部会等での情報提供支援、セミナー、商談会、見本市等に積極的に取り組み、品目別団体のオール・ジャパンでの取り組み支援を効果的に行うこと。（関連指標：品目別の取組に貢献する事業実施件数） ・事業者からの情報収集、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、輸出環境の整備に繋げること。（関連指標：政府への情報提供件数） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られて 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出支援件数（延べ社数）：4,654 件 ・輸出成約金額（見込み含む）：224.3 億円 ・役立ち度アンケート調査：97.3%（関連指標） ・品目別の取組に貢献する事業実施件数：77 件 ・政府への情報提供件数：40 件 <p>その他の業務実績は以下の通り。</p> <p>①国別・品目別輸出戦略に沿ったオール・ジャパンでの事業展開</p> <p>日本政府が 5 月 19 日に策定した「農林水産物の輸出強化戦略」を踏まえ、ジェトロは新たに設置された輸出戦略実行チームや輸出戦略実行委員会の参謀としての企画戦略会議にメンバーとして参加し、輸出強化戦略に謳われたジェトロの取組について関係省庁と連携しながら進めた。オール・ジャパン体制での事業展開に貢献すべく、品目別輸出団体や業界団体等と連携してシンポジウムや商談会を実施するなどして、品目別の取組に貢献する事業を計 77 件実施した。また、海外見本市等における品目別団体の出展支援も行った。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国別・品目別情報の充実化 <p>ジェトロ・ウェブサイトにて農林水産物・食品の輸出支援ポータルサイトを 8 月 30 日に公開し、輸出強化戦略に定められた情報の一元的集約及び収集情報の利用しやすい形での提供を図った。品目別輸出団体による情報を含め、国別、品目別に規制やマーケット情報を掲載し、輸出事業者等の利用者が最も必要とする情報により一層容易にたどり着けるよう工夫した。また、輸出強化戦略に基づき「国・地域別イベントカレンダー」を作成し、都道府県や関係団体等が国内外で行う予定の輸出促進に</p>	<p>【量的成果の根拠】</p> <p>輸出支援件数（延べ社数）は 4,656 件（達成率：145.5%）、輸出成約金額（見込み含む）は 224.3 億円（同：179.4%）と、すべての定量的指標について目標値の 120%以上の成果を達成した。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>①「農林水産物の輸出強化戦略」の実行</p> <p>政府の「農林水産物の輸出強化戦略」策定にあたり、ジェトロは海外ネットワークを総動員し、国・地域別の輸出環境や課題、市場特性等の情報を集約・提供し、戦略の具体化に貢献。内閣官房が 28 年 5 月に発表した「農林水産物の輸出強化戦略」では、ジェトロが輸出戦略上重要である点が明記された。</p> <p>戦略発表後は、海外マーケット情報や規制・制度情報を一元的に提供するポータルサイトの開設、各省庁・関係機関のイベント情報の集約化、農林漁業者等が必要とする商社のリスト拡充だけでなく、34 カ国・地域の海外バイヤー 311 社のリストを新たに公開するなど、戦略に迅速に対応。また、リスト化にとどまらず、農林水産品に特化したマッチングサイト「JAFEX」を 28 年 12 月より運営開始し、4 カ月間でビジネスマッチング件数 1,200 件を達成した。</p> <p>②日本食材のより効果的なプロモーションの実施</p> <p>日本食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を民間団体等が認定できる「日本産食材サポーター認定制度」を運営し、日本産食材のブランド力の構築を推進。28 年度中に 13 者の認定団体を通じ、133 の認定サポーター店舗（北米 27、東南アジア 99、北東アジア 7）を誕生させた。</p> <p>日本産食材の活用推進のため、レストラン・シェフやソムリエ、大学教授など各分野で影響力のある専門家に照準を当てた新規事業を実施。</p>	<p>></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <p><その他事項></p> <p>（有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）</p>
--	---	---	---	--	--	---

<p>パンの取組とも連携して実施する。</p> <p>○規制緩和、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府当局への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。</p> <p>○地域活性化の観点から、自治体等と連携して、地域の特色を活かした輸出支援を行う。</p>	<p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化</p> <p>事業者の幅広いニーズに対応できるよう、国別・品目別マーケティング情報や検疫等制度情報等を収集・蓄積するとともに、事業者迅速かつ容易に情報提供できるよう、ウェブサイト及びテーマ別・品目別のセミナーを充実させる。</p> <p>検疫等の輸入関連制度に関しては、事業者が直面する課題や改善要望を的確に把握し、政府当局への情報共有を行うとともに、検疫や食品安全規制等の解禁、緩和が行われたタイミングを捉えて、品目別輸出団体と連携し、適切な事業を展開する等の取組を行う。</p> <p>全国内事務所に設置している輸出相談窓口では、個別の事業者からの相談に対してきめ細かく対応するとともに、相談事項の蓄積と分析を行い効果的な情報提供ができる体制を整える。</p> <p>③海外でのマーケティング活動の強化</p> <p>現在主流の日系の卸売・小売業者を通じた商流に加え、現地系の商流を開拓し、これまで以上に海外での販売ルートを拡大するため、品目別輸出団体及び現地バイヤーのニーズや事業効果を踏まえつつ、海外見本市</p>	<p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの提供</p> <p>海外の市場動向や制度情報を収集・蓄積し、事業者迅速かつ容易に輸出先国の市場・規制情報を提供できるよう、ウェブサイトの充実</p>	<p>いるか。</p>	<p>関するイベント情報を国・地域別にポータルサイトに公開した。</p> <p>・海外見本市や国内外での商談会の活用等による商流構築の取組支援</p> <p>海外見本市にジャパン・パビリオンを出展する際、品目別団体の出展支援等により、オール・ジャパン体制での事業展開に貢献した。8月に香港で開催された総合食品見本市「Food Expo 2016」において、ジェトロは品目別輸出団体である日本茶輸出促進協議会と連携して、茶専用パビリオンを出展するとともに、ジャパン・パビリオン内でも同団体と連携してセミナーや試食・試飲会を開催した。また、オール・ジャパンとしての訴求力を発揮するため、本見本市ではジェトロが出展するジャパン・パビリオンのデザインを統一した。本取組はそれ以降も継続し、10月の「SIAL 2016」ではロゴマーク部分の木組みを裏にし、ロゴマークがより目立つように工夫するなど、訴求力の向上に努めた。</p> <p>・政府への情報提供</p> <p>関係省庁と一体となってオール・ジャパンで輸出促進に取組むため、日本の事業者が直面する課題等について、関係省庁へ計40件の情報提供を行った。例えば、香港やトルコでの衛生証明書に関して、日本の事業者が抱える課題を厚生労働省に伝えたところ、同省が迅速にこれに対応し、輸出環境改善につながった。また、現地の食品関連事業者が円滑に事業展開を行うために有益な情報提供や、個々の企業努力では解決困難な二国間の様々な課題の抽出及び解決に向けた取組を行う海外連絡協議会を、海外10カ国・地域15都市で計29回実施した。</p> <p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの提供</p> <p>海外の市場動向や制度情報を、事業者迅速かつ容易に輸出先国の市場・規制情報を一元的に提供できるよう、ジェトロ・ウェブサイト上で農林水産物・食品の輸出支援ポータルサイトを8月30日に公開した。また、輸出力強化戦略に基づき「国・地域別イベントカレンダー」を</p>	<p>被招聘メディア関係者による自国ラジオでの日本酒の情報発信などの成果を創出した。</p> <p>③輸出障壁・安全規制等への対応</p> <p>香港向けの冷凍菓子の輸出の際、衛生証明書の発行について地方自治体によって対応が異なる点をジェトロ農林水産物・食品輸出促進本部会合にて厚労省にジェトロが改善を求めたところ、厚労省が全国に通知し、統一的な衛生証明書発行が実現した。</p> <p>また、米国の食品安全強化法が、29年9月から小規模企業にも適用が拡大されることを受け、中小企業向けのレベル別セミナー、先進施設の視察、新聞での注意喚起の記事掲載などで、迅速かつ機動的な情報提供に尽力した。</p> <p>④地方特産品の海外展開支援</p> <p>28年度は「一県一支援プログラム」の広域連携も新たに一部地域で導入。同一品目におけるライバル産地同士という壁を越え、複数県の同一産品の合同輸出の成功事例を創出した。また、継続的に支援してきた東北地方に加えて熊本においても被災地支援を実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>①新組織によるオール・ジャパンでのプロモーションの実施</p> <p>29年度は新組織の日本食品海外プロモーションセンターにおいて、特定の国別・品目別の戦略の立案、海外での売込み活動の企画・調整などオール・ジャパンでのプロモーションやブランディングを実施する。今後市場拡大が見込まれる重点国・地域について、品目別のプロモーション・ブランディング戦略を策定し、品目別輸出団体等に提供するとともに自らプロモーションを実行する。</p> <p>②成長重視の事業展開</p> <p>輸出力強化戦略を踏まえ、輸出拡大が期待できる国・地域における集客力が大きい主要な海外</p>
---	--	--	-------------	--	--

<p>や国内外の商談会を開催する。また、マーケティングやプロモーション、現地バイヤーの発掘や日本製品のPR、販路の拡大及び海外消費者ニーズやライフスタイルの把握等を行うための拠点を設置するなど海外でのマーケティング活動を強化する。</p> <p>また、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓ができるように、実践的なマーケティング手法の提供や商社・物流会社等とのマッチング機会の設定を行い、事業者の輸出体制作りを支援する。</p> <p>さらに、機構内に創設する日本食品海外プロモーションセンターにより、ブランディングやプロモーション等の強化を図る。</p> <p>④食と関連製品・サービス産業との連携</p> <p>単なる産品や商品ごとの輸出の促進にとどまらず、「和食」及び「日本食」を核としつつ関連製品やサービス、観光など周辺ビジネスと連携した取組を行う。また、クールジャパンの取組との連携を通じて、外食産業の海外展開支援、日本製品の訴求力をより高めた効果的な輸出促進活動、日本食のブランド確立に向けた取組を行う。</p>	<p>や情報提供の多チャンネル化を図る。また、放射性物質に係る輸入規制を含む輸出入規制・検疫情報について、事業者の課題を把握し、適時情報を発信する。</p> <p>③輸出事業者に対する一貫支援</p> <p>輸出に取り組む事業者を継続的かつ一貫して支援するため、輸出プロモーター、海外プロモーター、課題別専門家等を配置し、商談後の事業者フォローアップを強化する。</p> <p>④海外マーケティング活動の強化</p> <p>海外有望市場での日本製品のPR、販路の拡大、海外消費者ニーズの把握など、マーケティング活動を強化する。また、代表的な海外見本市において規模拡大を図り、農林水産事業者、JA等関係団体、食品企業等による効果的な事業展開を図る。これらにより、事業者のより円滑な商流構築や、現地系の商流・流通の新たな開拓を図る。</p>	<p>作成し、都道府県や関係団体等が国内外で行う予定の輸出促進に関するイベント情報を国・地域別に整理したほか、農林漁業者等が必要とする商社のリストを拡充しただけでなく、34カ国・地域の海外バイヤー311社のリストを新たに公開した。さらに、農林水産品に特化したマッチングサイト「JAFEX」の運営を12月から開始した。放射性物質に係る輸入規制を含む輸出入規制・検疫情報についても前年度に引き続き情報を発信した。</p> <p>③輸出事業者に対する一貫支援</p> <p>輸出に取り組む事業者に対し、継続的かつ一貫したビジネスサポートを行うため、輸出プロモーター、海外プロモーター、課題別専門家等を継続配置し、事業者フォローアップを実施した。国内には輸出プロモーター計14名を配置して134社の輸出を支援した結果、成約金額（見込み含む）21億円の成果を創出した。また、海外18カ国・地域に配置した海外プロモーター計36名は、ブリーフィング792件とE-mail相談494件に対応するなど、きめ細やかな個別対応を行った。さらに、ハラル、地理的表示（GI）、健康食品の課題別専門家として3名を配置し、1,147件の相談対応を行った。</p> <p>④海外マーケティング活動の強化</p> <p>海外有望市場において、バイヤー等を対象に日本食品への理解を深めるセミナーやワークショップ等を開催し、日本製品の普及を図るとともに、日本製品の販路の拡大や海外消費者ニーズの把握に努めた。</p> <p>ジェットロが収集、整備した海外バイヤーリスト（34カ国・地域268社）を、ジェットロとしては初めて、8月にジェットロのウェブサイト上で公開した。11月に同リストを34カ国・地域311社に充実させるなど、事業者のより円滑な商流構築や、現地系の商流・流通の新たな開拓を図った。</p> <p>また、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、民間団体等が認定できる「日本産食材サポーター認定制度」を28年度に新</p>	<p>見本市に出展する。また、海外市場ニーズに合わせた海外商談会を開催する。さらに、海外バイヤーを国内産地・市場に招聘しつつ、国内初の輸出専門見本市を共催するとともに商談会を開催する。</p> <p>③事業者育成と品目別取組等の強化</p> <p>事業者の輸出力強化に資するため、各種セミナーの内容充実と体系化を図る。また、29年9月からHACCPに準じた食品安全管理に関する主要規則が国内中小企業にも義務化される米国食品安全強化法（FSMA）に関するセミナーやコンサルティングサービスを継続して実施する。</p> <p>④輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの提供</p> <p>農林水産物・食品輸出に関する各種相談に輸出相談窓口にて対応する。また、農林水産物・食品に関する戦略国・地域の制度情報などを包括的に調査するとともに、輸出事業者や海外バイヤー情報を収集し、ウェブサイトや相談窓口等を通じて、事業者に迅速に提供する。</p> <p>⑤輸出事業者に対する一貫支援と地域支援の強化</p> <p>輸出に取り組む事業者を一貫して支援するため、専門家を配置するとともに、商談後の事業者へのフォローアップを強化する。また、「一県一支援プログラム」により、一次産品の輸出成功事例等の創出を図る。</p>
---	--	--	---

	<p>⑤地域の農林水産物・食品輸出の取組</p> <p>地方創生の観点から、地方の農林水産物の輸出を拡大するため、自治体や農業団体等の関係機関との連携を強化し、一次産品を中心とした地方の特色ある農林水産物・食品の輸出支援をさらに発展させるとともに、同種の品目を扱う地域間での連携や近隣地域間での連携を支援し、共同輸出等新たなモデル構築による成功例の創出を目指す。</p>	<p>⑤「一県一支援プログラム」の推進と先行事例の取組の共有化</p> <p>「一県一支援プログラム」のこれまでの成果を踏まえ、さらなる一次産品輸出の成功事例や、品目間連携・</p>		<p>たに運営を開始した。本制度の運用・管理団体となったジェトロは、流通事業者など民間団体等を認定団体に認定するとともに、フランス食品振興会（SOPEXA）の日本支社と連携し、日本産食材のブランド力の構築を推進。この結果、28年度中に133店舗（北米27、東南アジア99、北東アジア7）が「日本産食材サポーター店」として認定された。</p> <p>さらに、代表的な海外見本市において規模を拡大し、農林水産事業者、JA等関係団体、食品企業等による効果的な事業展開を図ったほか、レストラン・シェフやソムリエ、大学教授など各分野で影響力のある専門家に照準を当てた事業を新たに実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <p>世界的に有名な「The World's 50 Best Restaurants」受賞レストランのソムリエと輸入・卸業者などのバイヤーをペアとして、英国、スペイン、フランス、香港から4組8名を招聘。世界的な酒類コンペティションであるIWC (International Wine Challenge) Sake部門の受賞酒蔵を主な対象とし、付加価値の高い日本酒をワインの商流に乗せ、質の高いバイヤーやエンドユーザーに高額で売る新たな商流構築の仕組み作りを目指した。山形県、東京都、福岡県、佐賀県の各地において、被招聘者による酒蔵視察、交流会等を実施した。</p> <p>招聘した4ヶ国全てでサンプル輸出の成約見込みを創出したほか、併せて招聘した英国人メディア関係者が、日本滞在中に、自身の英国ラジオ番組で日本酒の情報を発信するなどの成果が上がった。</p>		
		<p>⑤「一県一支援プログラム」の推進と先行事例の取組の共有化</p> <p>「一県一支援プログラム」のこれまでの成果を踏まえ、さらなる一次産品輸出の成功事例や、品目間連携・</p>		<p>⑤「一県一支援プログラム」の推進と先行事例の取組の共有化</p> <p>25年度から3ヶ年計画で実施してきた「一県一支援プログラム」の成果を踏まえ、28年度は本プログラムの見直しを図った上で、引き続き、地域の先行モデルとなる成功事例の創出に取り組んだ。品目間連携・広域連携を新たに一</p>		

			<p>広域連携による共同輸出などの具体的な成功事例の創出を図る。</p>		<p>部地域で導入し、同一品目におけるライバル産地同士という壁を乗り越え、複数県の同一産品の合同輸出の成功事例を創出した。また、継続的に支援してきた東北地方に加えて熊本においても被災地産品の輸出支援を実施した。</p> <p>【成功事例】 25～27年度のジェトロによる継続的な一県一支援が奏功し、28年度にカナダ向けに和歌山県・奈良県産たねなし柿輸出5トンが実現。10月にジェトロがバンクーバーの高級日本食レストランにて実施した日本産柿のプロ向けセミナーの企画運営がこの輸出実現に向けた最後の一押しとなった。 プロ向けセミナーには、輸入者の主要取引先であるスーパーなどの小売店、卸市場関係者、流通業者、マスコミ等合計13社19名が参加した。</p>		
			<p>⑥食と関連製品・サービス産業との連携 機構内の関係部署と連携して、「食」と関連製品を組み合わせた展示やセミナー等プロモーション活動を行うほか、観光等周辺ビジネス、クールジャパンとの連携を通じて、外食産業の海外展開支援や日本産品の輸出に繋がる活動を展開する。</p>		<p>⑥食と関連製品・サービス産業との連携 機構内の関係部署と連携して、「食」と伝統工芸品の和食器や美濃焼酒器等、関連製品を組み合わせる展示やプロモーションを実施した。</p> <p>【実施事例】 ・8月に香港で開催された総合食品見本市「Food Expo 2016」において、ジェトロは品目別輸出団体である日本茶輸出促進協議会と連携して、茶専用パビリオンを出展。ジャパン・パビリオン内に茶室を設置した。茶室には、山本農林水産相をはじめとする政府要人が訪れ、海外バイヤー等に向け、日本茶の魅力をPRした。また、日本デザイン振興会の協力を得て、グッドデザイン賞を受賞した和食器や食関連の日本産品をジャパン・パビリオン内で展示するとともに、料理デモで展示食器を使用し、日本食材と一体となったPRを行った。 ・外食企業に対しては、インドネシアで、食材・調理設備等の調達、商品の再現性、現地消費者の嗜好、コストなど実証するテストキッチン事業を実施した。</p>		

			<p>上記の取組を通じ、2016年度は輸出支援件数（延べ社数）3,200件、輸出成約金額（見込み含む）125億円の達成を目指す。また、農林水産物・食品の輸出促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上となることを目指す。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムの日系小売全社全店舗（約190店舗）にてコンビニ連携事業を実施し、菓子を中心とした日本製品のテスト・マーケティングを行った。ベトナム初輸出48品目を含む67品目を2ヵ月間に渡り販売し、45品目が継続販売・買い取りにつながった。 ・クールジャパンを海外に効果的に発信するため、海外の既存のイベントと連携し、現地の一般消費者やインフルエンサーを対象とした広報イベントを実施した。米国でメジャー日刊紙、ロサンゼルス・タイムズ紙が主催する食文化のプロモーションイベント「The Taste」では、日本政府観光局（JNTO）と共同出展のもと、「B級グルメ」をテーマに、一般消費者及びインフルエンサーを対象とする広報イベントを実施した。 		
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
 （予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0108、0109、0125、0175、0531、0587、0586、0548、0549、新27-0047、新28-0010 農林水産省：0038

1-3

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
新たな輸出・投資等の海外展開成功社数 (計画値)	年平均400社以上	平成25年度190社	400社	400社	400社	400社			予算額(千円)	19,397,755千円	21,101,466千円	
(実績値)	—	—	595社	587社					決算額(千円)	20,409,152千円	18,257,634千円	
(達成度)	—	—	148.8%	146.8%					経常費用(千円)	20,373,352千円	18,134,414千円	
輸出・投資等の海外展開支援件数 (延べ社数) (計画値)	年平均3,600件以上	前中期目標期間実績:年平均3,457件	3,600件	3,600件	3,600件	3,600件			経常利益(千円)	53,546千円	394,270千円	
(実績値)	—	—	6,010件	5,732件					行政サービス実施コスト(千円)	10,082,882千円	14,530,561千円	
(達成度)	—	—	166.9%	159.2%					従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	
貿易投資相談件数 (計画値)	年平均61,800件以上	前中期目標期間実績:年平均59,099件	61,800件	61,800件	61,800件	61,800件						
(実績値)	—	—	93,252件	93,190件								
(達成度)	—	—	150.9%	150.8%								
知的財産権	年平均	前中期目標期	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件						

等に関わる 相談件数 (計画値)	1,500 件以 上	間実績:年平均 1,443 件												
(実績値)	—	—	2,175 件	2,439 件										
(達成度)	—	—	145.0%	162.6%										
役立ち度ア ンケート調 査	4 段階中上 位 2 項目が 8 割以上	前中期目標期 間実績: 8 割以 上を達成	80%	80%	80%	80%								
(実績値)	—	—	96.8%	96.7%										
(達成度)	—	—	—	—										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目 標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
高い技術 力を有 し、海外 市場で十分 に勝負 できる潜 在力を有 する中 堅・中小 企業な ど、我が 国企業の 海外展開 を推進す るため、 「今後 5 年間で新 たに 1 万 社の海外 展開を実 現する」 との政府 目標を踏 まえつつ、 日本 からの輸	中期目標で定められた 目標を実現するべく、 以下の取組を行う。そ の際、(a) 日本からの輸 出や海外進出・現地事 業支援まで一貫して取 り組み、(b) 多数の企業 を対象とする支援事業 と個別企業への支援事 業を重層的に実施しつ つ、(c) 企業の海外展開 の段階を常時把握し必 要な支援を提供するこ とで、拡大・深化する企 業の海外展開ニーズに 的確に対応した事業展 開を行う。特に、中期 目標で定められた新た な輸出・投資等の海外 展開成功社数の年平均 400 社の創出に向けて、 海外展開実現の途上に ある個別企業の継続支 援を行いながら、国内 事務所が地元金融機関 や関係機関と連携して	我が国企業の海外展開を推進するた め、自治体、関係機関等とも連携しつ つ、日本からの輸出や海外進出、進出 後の現地展開や事業見直し、さら には第三国展開まで一貫して支援を行 う。また、海外進出した日系企業に対 しては、ニーズや進出段階に応じた 継続的な支援を実施する。特に本年 度は、TPP 協定の活用促進に向けた 支援事業や、第 6 回アフリカ開発会 議 (TICADVI) 開催に合わせたア フリカ進出支援事業等を進める。	<主な定量的指 標> 新たな輸出・投資 等の海外展開成 功社数:年平均 400 社以上 輸出・投資等の海 外展開支援件数 (延べ社数):年 平均 3,600 件 貿易投資相談件 数:年平均 61,800 件 知的財産権等に 関わる相談件数: 年平均 1,500 件 役立ち度アンケ ート調査:4 段階 中上位 2 項目が 8 割以上 <その他の指標 > 自治体等のニー ズや地域の特性 を踏まえつつ、地	<主要な業務実績> 28 年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・新たな輸出・投資等の海外展開成功社数: 587 社 ・輸出・投資等の海外展開支援件数 (延べ社数): 5,732 件 ・貿易投資相談件数: 93,190 件 ・知的財産権等に関わる相談件数: 2,439 件 ・役立ち度アンケート調査: 96.7% (関連指標) ・地域支援プロジェクト形成件数: 115 件 ・関係機関との連携件数: 52 件 ・相手国政府等への協力事業の実施件数: 209 件 その他の業務実績は以下の通り。 ① 海外ビジネス情報の提供 ビジネスに直結する情報・資料を収集・整備し、企業等への提供を 行った結果、28 年度に対応した貿易投資相談件数 (知的財産権等 に関わるものを含む) は合計 95,629 件となった。TPP 発効を見据 えて 27 年度に全国に設置した「TPP 相談窓口」を通じて、中小企 業を中心とした国内からの問合せ計 265 件に対応した。ビジネス ライブラリーでは、ビジネスに直結する世界各国の資料 (統計、経 済事情、貿易規制情報、投資関連情報、関税率等) 及び企業情報等 のデータベースを収集・提供した。新たな取組として、SNS のツ イッターを利用し、「第 6 回アフリカ開発会議 (TICAD VI)」開催 に合わせたアフリカ関連資料の特別展示の設置などの情報を発信 した。 海外ブリーフィングやミニ調査などの「BSS (ビジネス・サポート・	<評定と根拠> 評定: S 【量的成果の根拠】 新たな輸出・投資等の海外展開 成功社数は 587 社 (達成率: 146.8%)、輸出・投資等の海外 展開支援件数 (延べ社数) は 5,732 件 (同: 159.2%)、貿易投 資相談件数は 93,190 件 (同: 150.8%)、知的財産権等に関わ る相談件数: 2,439 件 (同: 162.6%) と、すべての定量的指 標について目標値の 120%以上 の成果を達成した。 【質的成果の根拠】 ①新たに中堅・中小企業向けの 包括的な海外展開支援スキ ームを立上げ 官民の支援機関とともに国別・ 産業別などの各種専門家 (370 名) による一貫した海外展開支 援を行う「新輸出大国コンソ シアム事業」が本格稼働。参画 する官民の支援機関数は、創設 当初 (28 年 2 月) の 30 機関か	評 定	<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> (実績に対する課題及び改善方策 など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行っ た場合には意見を記載するなど) 評定

<p>出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、自治体、関係機関等と連携しつつ、切れ目なく実施する。また、海外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。</p> <p>○「日本再興戦略」等の政策及び我が国産業界のニーズ</p>	<p>有望企業を発掘し、それら企業に寄り添って、機構が有する様々な支援ツールを組み合わせたきめ細やかな支援を行うとともに、専門家を活用した個別企業支援（ハンズオン支援）を充実させ、その達成を目指す。</p> <p>さらに、海外展開支援を行うに当たっては、対日直接投資の促進や訪日観光客の誘致などに繋がる海外の有望な企業情報や案件情報を機構内で適切に共有し、双方向での効果的・効率的な事業実施を行う。</p> <p>平成27年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）及び「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）の中堅・中小企業など我が国企業の新市場開拓等への支援のために措置されたことを認識し、海外展開戦略等支援事業のために活用する。</p>	<p>図る。海外ビジネスの初心者も含めて幅広く、ビジュアルによりわかりやすくヒントを提供する手段として、情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作しテレビ放映するとともに、ウェブサイトを通じて配信する。</p>	<p>域が強みを持つ分野・産品等を有機的に組み合わせながら、日本貿易振興機構が持つ様々な支援ツールを駆使して、地域経済の活性化、地域の中堅・中小企業の輸出促進を効果的に行うこと。（関連指標：地域支援プロジェクト形成件数）</p> <p>海外の展示会等において関連する複数の分野を組合せた展示や関係機関と連携したパビリオン形成を積極的に行い、ジャパンブランドの効果的な発信に繋げる。こと。（関連指標：関係機関との連携件数）</p> <p>ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通商政策や企業活動の円滑</p>	<p>サービス))の一層のサービス向上を図るため、海外事務所で活用可能なデータベースや資料の充実化に努めた。</p> <p>海外ビジネスの初心者も含めて幅広く、ビジュアルによりわかりやすくヒントを提供する手段として、情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」をジェトロ・ウェブサイト上及びCS放送局・日経CNBCにて毎週放映（年間51本）。経験の少ない中堅・中小企業が新たに輸出に取り組む際のヒントを解説した「商社と組む～海外販路の開拓に向けて」（8月31日放送）や、サービス産業分野で海外に進出する際のヒントを解説した「ポイント解説！ サービス産業海外進出ガイド」（12月14日）などを制作して公開した。また、8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）に合わせてアフリカでのビジネスチャンスに焦点を当てた「アフリカの可能性を拓く～TICAD VI その先のステージへ」（9月28日）や、ビジネス環境が大きく揺れ動く英国、米国にそれぞれ焦点を当てた「ポンド安でも日本食品は売れる!?～英国食品市場の可能性」（11月23日）、「全米No.1の注目州 テキサス」（12月21日）など、時勢を捉えた内容をタイムリーに放映した。なお、従来のジェトロ・ウェブサイト上だけでなく、動画サイトYouTube上での配信を11月に開始した上、SNSのFacebookの専用アカウントを29年3月に開設した結果、ネット上での視聴件数は前年度比3割増となった。二次利用の拡大にも積極的に取り組んだ結果、「シリーズ宇宙ビジネス～無重力が再生医療を身近に」（11月16日）が、制作に当たって連携した広島大学のウェブサイトにも埋め込まれた。国内外のジェトロ主催セミナー等では計257回、延べ439番組が活用された（申請ベース）。</p>	<p>ら1,076機関へと36倍に急拡大。ジェトロ内でも毎週全国の拠点を繋ぐTV会議を開催し、課題解決や業務ノウハウ等の共有を図るなど効率的に業務を実施することで、28年度中に4,062社への支援を開始。また、顧客カルテを作成し、他機関とも一体的な支援を提供するなどした結果、159社が新たな海外展開を実現した。</p>	<p>②健康・ヘルスケアやIoT等の新産業分野での支援強化</p> <p>海外市場の成長が期待される健康・ヘルスケアやIoT等の新産業分野における取組を積極化。中国を始めとしたアジア地域での健康・ヘルスケア展示会・商談会などを通じたビジネス・マッチング支援を強化し、28年度のアジア地域での同分野の成約件数（見込み含む）は775件（前年度比1.3倍）、成約金額（見込み含む）は6.4億円（同2.0倍）と大幅に増加。また、日本が初めてパートナーカントリーを引き受けた世界最大の国際情報通信技術見本市CeBITや、世界最大の消費者家電見本市CESを通じて、ジェトロによるIoT分野での成果は成約件数（見込み含む）717件、成約金額（見込み含む）103億円と、過去最大級の実績を創出した。</p> <p>③フロンティア市場における官民連携による経済交流の推進</p>
		<p>②オンラインでの情報提供等</p> <p>貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた貿易投資Q&Aや、政府調達情報をウェブサイト経由で提供する。輸出に取り組む事業者に必要な貿易実務について、各種講座をオンラインで提供するとともに、企業ニーズに応じて、新講座の開設準備を進める。引き合い案件データベース（TTPP）に関し、国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の信頼性向上に留意しながらデータベースの管理・運営を行う。また、TTPPの利用状況を分析し、活</p>	<p>②オンラインでの情報提供等</p> <p>貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国・地域別、商品別にまとめた貿易投資に関するQ&A形式の情報をジェトロホームページに掲載した。従来のコンテンツ全約1,300件のうち219件を更新したほか、最新情勢を踏まえた時事的な新規コンテンツを35件作成するなど、内容の拡充を図った。例えば、9月の韓国の大手海運事業者である韓進海運の経営破綻を受け、船会社の経営破綻による各当事者の責任範囲と対処方法に関する解説や、12月のワシントン条約の附属書改正に伴い、新たに規制対象となったローズウッドを使用した楽器の輸出手続きに関する解説を新たに作成して掲載した。</p> <p>また、全国の都道府県・政令指定都市、官公庁、独立行政法人等が公募する政府調達情報について、ジェトロホームページ上で情報提供を行った。</p> <p>輸出に取り組む事業者に必要な貿易実務について、「貿易実務オ</p>			

<p>等を踏まえ、サービス、健康・長寿、環境・エネルギー、インフラ、知的財産の活用、クールジャパンの推進など、我が国が強みを有する産業、技術・ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、個別企業のビジネス組成など、成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行う。また、これら日本の優れたモノ、サービス、観光などの周</p>	<p>①関係機関等との連携 (a)独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携や、機構が事務局を担い自治体、金融機関、商工団体等複数機関が協力して支援を実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」の活用、(b)また、海外では、機構が中核となり在外協力機関で構成される「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」等の活用により、個別企業のニーズに応じた支援を効率的・効果的に実施する。中小企業海外展開現地支援プラットフォームについて、現地での巡回型相談会の開催や取引候補企業の斡旋等の機能の充実を図る。</p> <p>②海外展開企業の裾野の拡大、育成等国内事務所や海外展開一貫支援ファストパス制度をはじめとする国内ネットワークを最大限に活用して、新たに海外展開に取り組む企業を含め、海外展開に意欲のある有望企業の発掘に努めるとともに、貿易投資相談対応から事業ツールの提供までの確な支援を提供する。さらに、海外展開</p>	<p>用促進に向けた効果的なPR等の方策を検討する。さらに、海外展開に意欲のある中小企業等に対して、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J-messe)」を通じて、世界の展示会情報を提供する。</p>	<p>化に資すること。 (関連指標：相手国政府等への協力事業の実施件数)</p> <p><評価の視点> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>ンライン講座」の「基礎編」「応用編」「英文契約編」「中国輸出ビジネス編」の4つの講座を有料でオンラインで提供するとともに、講座開講15周年キャンペーンの一環で作成した冊子「5分でわかる！貿易の豆知識」を全受講者に送付した。また「新輸出大国コンソーシアム事業」の利用企業やジェトロ・メンバーズ新規入会企業に対して受講料の割引制度を設け、受講者の拡大を図った。さらに、海外取引に一度も携わったことのない企業のニーズを踏まえ、新規講座の開講に向けたコンテンツの作成に着手した。</p> <p>引き合い案件データベース (TTPP) の信頼性を維持するため、全申請案件の登録内容の確認を行い、必要に応じて登録内容を見直したほか、ユーザーの利便性向上のため、ユーザー間のメール言語改善対応 (日本語⇄英語) などを実施した。また、TTPP の利用状況を分析して活用促進に向けた効果的な PR 等の方策を検討した結果、ロシア語版パンフレットを作成してロシア語圏の海外事務所に配置したほか、集客力のある60以上の事業や面談対応等を通じて日本語・英語版パンフレット計8,910部を配布し、広報した。さらに、海外展開に意欲のある中小企業等に対して、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J-messe)」を通じて世界の展示会情報を提供した。6月のセミナーでジェトロ・メンバーズ向けに J-messe の活用方法について改めて説明する場を設けるなど活用促進を図ったことが奏功し、28年度の年間ページビュー数は約1,360万件 (前年度比約22%増) となった。</p>	<p>8月にケニアで開催された第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) に合わせ、アフリカビジネスに関心のある企業 (95社) を取りまとめジャパン・フェアを開催。アフリカ見本市としては過去最大級の成果を創出 (商談件数1,708件、成約件数 (見込み含む) 171件、成約金額 (見込み含む) 4.5億円)。また、12月にロシアビジネスの専門家による専用の相談対応窓口を設置し、中堅・中小企業のロシア進出支援を強化。他方で、7月のダッカ邦人殺害事件を受け、日本全国で安全対策セミナーを緊急開催した (東京と地方10都市で開催し約1,000人が参加)。</p> <p>④海外販路開拓支援スキームを発端としたビジネスの新規創出</p> <p>インドネシアでの28年5月の外資規制緩和による外食市場の拡大を狙って、新たにテストキッチン事業を実施 (参加企業全5社が進出見込み)。また、11~12月に、コンビニエンスストア等の小売業者と連携して、新たにベトナムでテスト・マーケティングを実施した。自治体の26社67品目 (うち48品目が初輸出) を約190店舗で試験販売し、結果良好の30品目が正式採用されて販売継続見込み。</p> <p>【難易度：高】 外部の経済的・制度的環境や</p>	
		<p>③TPPの活用に向けた我が国企業の海外展開支援</p> <p>TPP協定による世界市場の変化が予測される中、そのメリットを最大限活用して海外ビジネス展開を進めようとする我が国中堅・中小企業の支援強化に向け、外部専門家を活用して個々の企業の海外展開フェーズに応じたハンズオン支援を実施する。また、他の支援機関と連携した「新輸出大国コンソーシアム」の事務局を円滑に運営し、我が国企業を適切な支援事業に誘導し、海外展開までの一貫した支援を図るとともに、海外展開未経験企業を広く発掘し総合的な支援を行う体制を構築する。</p>		<p>③TPPの活用に向けた我が国企業の海外展開支援</p> <p>海外ビジネス展開を進めようとする我が国中堅・中小企業の支援強化に向け、外部専門家を活用して個々の企業の海外展開フェーズに応じたハンズオン支援を実施した。公的機関や地域金融機関、商工会議所など国内の支援機関が協力し合い、海外展開を目指す中小企業等を支援する枠組み「新輸出大国コンソーシアム」が本格始動し、ジェトロは事務局を運営した。発掘した海外展開未経験の企業を含め、海外展開を目指す日本企業を適切な支援事業に誘導し、海外展開までの一貫した支援を図るとともに、機械・環境分野、サービス産業分野、農林水産・食品分野等に総勢370名の専門家を全国に配置することで総合的な支援を行う体制を構築。参加する官民の支援機関数も、創設当初 (28年2月) の30機関から1,076機関と36倍に成長した。ジェトロ内では毎週全国の拠点を繋ぐTV会議を開催し、課題の解決や業務ノウハウ等の共有を図るなど効率的に業務を実施した結果、新輸出大国コンソーシアムにおける支援社数は28年度中に4,062社に達し、当初の年間目標だった2,000社を大幅に上回った。また、顧客カルテを作成し、他機関も含めた一体的な支援を提供した結果、28年度末までに</p>		

<p>辺ビジネスを有機的に連携し、積極的に海外展開することで、日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要を喚起するとともに、訪日外国人の増加などを狙う。</p> <p>○市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となって、海外展開機関との密接な連携による現地での課題</p>	<p>のノウハウを提供する講座の開催など海外展開の経験が少ない企業向けのサービスメニューの拡充や外国人留学生の活用促進などグローバル人材の活用・育成支援を行う。企業のニーズに基づくミニ調査については、対応体制を充実させて、柔軟かつタイムリーに実施する。</p> <p>特に、海外展開経験が少ないものの、優れた技術力等を有する地域の中核的な中堅・中小企業の発掘に努め、専門家を活用しつつ、戦略作りから商談支援、契約締結まで海外販路開拓に向けたパッケージ支援を行う。</p> <p>また、ウェブサイトでの情報提供を、質・量ともに拡充するとともに、ビジネスライブラリーの運営や映像メディアを活用して、海外展開に役立つ情報・知識を幅広い顧客層に分かりやすく提供する。</p>	<p>④中小企業の海外展開人材の育成・活用</p> <p>中小・中堅企業の海外展開の課題となっているグローバル人材育成・確保に貢献するため、「国際化促進インターンシップ事業」を実施する。また、留学生など外国人の高度人材の活用促進を図るべく、外国人の活用事例等を紹介するセミナーを、関係府省と連携して国内各地で開催する。</p>		<p>159社が新たな海外展開を実現した。</p> <p>④ 中小企業の海外展開人材の育成・活用</p> <p>中小・中堅企業等の海外展開の課題となっているグローバル人材育成・確保に貢献するため、27年度に引き続きジェトロは経済産業省の「国際化促進インターンシップ事業」を海外産業人材育成協会（HIDA）とともに受託して実施した。応募者114名に対して厳正な選考を行い、安全管理を含む国内事前研修を実施した上で、9月以降に計16カ国の政府系機関・企業等に計80名の日本人インターンを派遣した。</p> <p>また、企業関係者や大学関係者等に対する啓発を目的として、本事業のインターン経験者（社会人3名、学生1名）を講師とした成果事例セミナーを29年3月に東京で開催し、121名の参加者を集めた。</p> <p>また、留学生など外国人の高度人材の活用促進を図るべく、外国人の採用や育成、手続き等を解説するワークショップを、関係機関と連携して国内各地で計29回開催した。4月に東京で開催したセミナーでは、日本の大学や専門学校、日本語学校等を卒業して日本企業で働く外国人材が登壇して就職経験談を語り、また雇用に関する施策や手続きにおける留意点等について説明した。さらに、外国人材活用に関する主催・後援セミナー、イベント等関連情報をジェトロ・ウェブサイトで紹介したほか、情報番組「世界は今・JETRO Global Eye」（6月22日放映）においても本テーマを取り上げた特集「今 考える外国人留学生の採用について」を制作して放映した。</p>	<p>企業の経営判断などに大きな影響を受ける「新たな輸出・投資等の海外展開成功社数」がアウトカム目標として設定され、とりわけ、海外展開未経験企業を発掘・育成し、商談会等の提供、綿密なフォローアップなど多くの手間と時間が必要なため、難易度が高に設定されている。</p> <p><課題と対応></p> <p>①海外ビジネス情報の提供</p> <p>貿易投資に関する各種制度・商習慣・統計・関税率等、ビジネスに直結する情報・資料を引き続き収集・整備し、企業等に提供する。</p> <p>②オンラインでの情報提供等</p> <p>貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた貿易投資Q&A、世界の見本市情報や政府調達情報をウェブサイト経由で引き続き提供する。また、企業ニーズに応じて、新講座の開発・開講を進める。</p> <p>③我が国企業の海外展開支援</p> <p>他の支援機関と連携する「新輸出大国コンソーシアム」の事務局を円滑に運営し、対象企業の海外展開までの一貫した支援を図る。</p> <p>④中堅・中小企業等の海外展開人材の育成・活用</p> <p>中堅・中小企業等の海外展開の課題となっているグローバル</p>	
	<p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化</p> <p>限られたリソースの中で効果的な支援を行うため、我が国が強みを有する産業、技術、ビジ</p>	<p>⑤現地進出企業向け支援</p> <p>既進出日系企業が抱える数々の操業上の課題解決を支援するため、「海外投資アドバイザー」による相談対応に加え、より専門的な知見を必要とするトラブルや相談等については、法務・労務・税務の外部専門家を活用した支援を提供する。また、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を通じて現地の関係機関との連携を図り、第三国における市場拡大や調達支援、および進出国での販路開拓等にかかる支援を行い、進出日系企業の現地でのビジネス拡大に貢献する。</p>		<p>⑤ 現地進出企業向け支援</p> <p>既進出日系企業の現地でのビジネス拡大や創業上の課題解決を支援するため、「海外投資アドバイザー」による相談対応や法務・労務・税務の外部専門家を活用した支援を提供した。</p> <p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日系製造業A社が、ベトナムにおける化学品製造プロジェクトに対する同国首相府からの最終承認が下りない状況に直面。ジェトロの海外投資アドバイザーが状況を調査した上で、在ハノイ日本大使館を通じてベトナム当局に働きかけた結果、A社は最終承認を得ることができた。 ・電子機器の製造販売業B社が、インドネシアで独資による販売会社設立に向け、既存企業の買収を含めて検討。他方、国内メーカーの機械販売を行うC社は、インドネシアからの撤退に向けた現地法人の売却を計画。双方から相談を受けたジェトロの海外投資 		

<p>対応や海外人材とのネットワークの構築を図る。また、その市場開拓に向けては、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となって実施する。その際、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援等を実施し、我が国のプレゼン</p>	<p>ネス分野において重点産業・分野を定めて、海外展開を支援する。重点産業・分野として以下の分野を支援しながら、企業・政策ニーズに応じて、柔軟に対応する。</p> <p>(i)サービス分野 アジア等への展開を加速させているサービス産業の海外展開を、海外マーケット情報の提供から、相談対応、ミッション派遣、商談会等のマッチング支援、ハンズオン支援まで切れ目なくかつ効果的に組み合わせて支援する。とりわけ、「和食」に代表される我が国の魅力ある食文化を背景とした外食分野や国際的に競争優位性や先進性を有するヘルスケア分野に重点的に取り組む。ヘルスケア分野においては、健康・医療機器など関連機器の輸出支援をサービス産業の海外展開支援と一体として行うことで効果的な事業展開を図るとともに、高齢化が進む一方で関連産業が未発達中国等アジアにおける健康・長寿市場の開拓に注力する。また、日本各地に所在する海外展</p>	<p>⑥我が国が強みを有する重点分野における取組の強化 (i) サービス分野 新たなハンズオン支援の取り組みとして、国内相談窓口を開設し、企業担当制登録アドバイザーが地域の中堅・中小・小規模サービス事業者からの相談に対応する。また、主要市場に関するマーケティング調査、ミッション派遣、国際的なサービス産業関連の見本市への出展を行う。さらに、TPP協定発効後に各国で流通業の参入規制が緩和されることを見据え、大手コンビニと連携して、中小企業製品の販路拡大に向け、海外</p>	<p>アドバイザーが両者のマッチングを進めた結果、B社によるC社の現地法人の買収が実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国湖北省で展開するD社が特定の現地従業員の解雇を検討。ジェトロは労務の外部専門家と協力して、最も穏便な解雇方法を提案した結果、D社による解雇が無事に完了した。 在ドバイ日系企業E社が、サウジアラビア企業からの注文を受けて商品発送を完了したにも関わらず、代金回収に苦慮。ジェトロが法務の外部専門家と相談して、現地裁判所への申し立てよりも法律事務所を通じた督促が有効である点を助言した結果、E社は債権全額の回収に成功した。 <p>また、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を通じて現地の関係機関との連携を図り、進出国や第三国における市場拡大や調達等にかかる支援を行った。</p> <p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府のF社によるインドネシアへのプリクラ機輸出に当たり、本プラットフォームのコーディネーターから当該製品の輸入承認手続きに関するアドバイスを行うとともに、現地フォワードер候補一覧を提供した結果、同社の輸出取引が6月に無事に完了した。 東京都のG社によるカンボジアでの養豚事業計画に当たり、本プラットフォームのコーディネーターから現地委託候補先との商談アポイントの代行取得を行うとともに、養豚場の用地候補地について情報提供した結果、同社は29年2月に現地での豚の試験肥育を開始できた。 	<p>人材育成・確保に貢献するため、日本人または外国人のインターンシップを通じた政府の支援事業を活用する。また、留学生など外国人の高度人材の活用促進を図るべく、外国人の活用事例等を紹介するセミナーを、関係府省と連携して国内各地で開催する。</p> <p>⑤中堅・中小企業等の現地におけるビジネス展開支援 海外でのビジネス展開を目指す中小企業等に対し、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を通じて、現地情報の提供等の個別ニーズに対応するとともに、現地の関係機関との連携による海外での支援を継続する。</p> <p>⑥我が国が強みを有する重点分野における取組の強化 重点サービス分野(外食、小売、医療、介護、理美容、スポーツ等)での体系的な支援スキームを構築するほか、大手コンビニエンスストアと連携して、中小企業製品の販路拡大に向け、海外のコンビニエンスストア実店舗を活用したテスト販売等の支援を行う。</p> <p>映画、アニメ、音楽、ゲームなどのクリエイティブ分野では、世界各地からバイヤーが集まる主要マーケットにおいて、ジャパン・ブランドの発信を行う。</p> <p>ヘルスケア分野では、巨大市場かつトレンドの発信地である</p>	
			<p>⑥ 我が国が強みを有する重点分野における取組の強化 (i) サービス分野 新たなハンズオン支援の取組として国内相談窓口を開設し。中堅・中小・小規模サービス産業事業者 216 社に対して、企業担当制登録アドバイザーから、①進出計画の策定、②海外向けビジネスモデルの確立、③現地パートナー候補との商談支援、④現地法人の設立にかかる相談 413 件に対応した。</p> <p>また、主要市場に関するマーケティング調査を実施。消費市場として有望な 25 ヶ国 38 都市のライフスタイルを衣・食・住・余暇等の切り口から調査するとともに、進出都市を決定した企業が出店場所を検討することが出来るよう 2 ヶ国 2 都市にて商圈調査を実施した。さらに、サービス産業の ASEAN への進出に係る法規制やフランチャイズ展開に不可欠な各国の有力パートナー候補を調査した。</p> <p>加えて、進出に関する情報が乏しくも日本サービス産業企業の参</p>		

<p>スを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図りつつ、日本企業の市場開拓に向けた環境整備を行う。</p> <p>○中堅・中小企業等においては、海外展開に必要な人材やノウハウ・経験の不足がボトルネックとなっていることから、グローバル人材の育成、海外展開に関する情報・知識の提供など、中小企業等の海外展開に取り組む企業の</p>	<p>開のポテンシャルのある優れた中堅・中小サービス企業を積極的に発掘し、支援する。</p> <p>(ii)生活関連分野 日本の伝統的、あるいは現代的な感性・デザイン等を活かしたファッションや日用品等の生活関連分野の海外展開を支援する。世界的な流行発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、新興国においても様々な販売促進ツールを組み合わせた「キャラバン事業」など効果的な販路開拓を行う。</p> <p>(iii)コンテンツ分野 映画、アニメ、音楽、ゲームなどコンテンツ分野において、関係業界団体との綿密な連携を図りながら、海外展開支援に取り組む。海外市場動向などマーケティング情報の整備を進め、コンテンツ分野の世界的な情報発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、経済産業省、株式会社海外需要開拓支援機構ほか関係省庁・機関等が行う支援事業やB to Cの日本関連イベント等と海外において連携</p>	<p>のコンビニ実店舗を活用したテスト販売等の支援を行う。</p>		<p>入余地が多くある地域等を中心に、計13カ国16都市に、ミッション8件を派遣。延べ70社が参加した。</p> <p>【実施事例】</p> <p>・9月にフィリピンにサービス産業ミッションを初めて派遣し、16社が参加した。同国では外資に対する出資を規制していることから、外食産業の有望性と既存の法制度下における展開方法について情報を提供した。また、参加企業による対フィリピン進出の検討段階に応じてプログラム2種類を用意。情報収集を目的としたグループに対しては、有力ショッピングモールの視察やテナント担当者等からの出店条件に係る説明に特化したプログラムを組む一方、マニラ進出を具体的に検討し、ビジネスパートナーとのマッチングを希望するグループに対しては、日本の外食産業との提携に関心を持つ現地ビジネスパートナー候補との商談会を開催した。</p> <p>・29年3月に中米（メキシコ、キューバ）にサービス産業における海外進出支援ミッションを派遣し、6社が参加した。メキシコフランチャイズ協会や州政府等と連携し、フランチャイズ見本市の視察や州政府との意見交換会を実施することで、日本では入手困難な両国の消費市場やビジネス慣習等に係る情報収集に努めた。</p> <p>このほか、ジェトロは国際的なサービス産業関連の見本市への出展や関連事業を通じて、サービス産業の海外展開を支援した。</p> <p>【実施事例】</p> <p>・6月にニューヨークで開催された世界最大のフランチャイズ国際展示会であるインターナショナル・フランチャイズ・エキスポにジャパン・パビリオンを設け、7社が出展した。ジェトロは今回初めて有望な現地パートナー候補を他の米国都市から招聘した。また、新輸出大国コンソーシアムの専門家も商談に同席し、きめ細やかなマッチング支援を行った。</p> <p>・外食産業分野の外資規制が5月に緩和されたことを受け、インドネシアでは10～11月にテストキッチン事業を実施。、食材・調理設備等の調達、商品の再現性、現地消費者の嗜好、コストなどを実証した結果、参加企業5社中、12月に1社が進出を果たし。他4社も進出見込みとなった。</p> <p>・11～12月にかけ、ジェトロは初めてコンビニエンスストアとの連携事業を実施。ベトナムにおけるファミリーマート、ミニストップ、イオンの全店舗（約190店舗）において、日本の農水産・食品、日用品のテスト販売を実施。特定の1会場での試験販売ではなく、日系小売の全店舗で実際の商品棚にて販売する初の試みと</p>	<p>先進国と、そして日本企業の進出ニーズの高い新興国における市場開拓を、商談会や情報発信等を通じ、効果的に実施する。</p> <p>生活関連分野では、世界的な流行発信地である欧米での有力見本市において、我が国中小企業の出展支援を行うほか、業界団体等との連携によるジャパン・ブランドの発信や、更なる裾野の拡大に向けて、代理店・バイヤー等を招聘し国内で商談機会の提供を行う。</p> <p>機械・部品等分野では、海外での展示会や国内商談会等を活用した企業支援を行うほか、今後の成長が期待される航空宇宙分野、消費者家電、ロボット等の分野にも取り組む。</p> <p>インフラ分野では、初期段階から受注に至るまでの一貫した支援を継続する。</p> <p>⑦新たに海外展開に取り組む中小企業への支援 これまで海外展開を行っていなかった中小企業等への支援を拡大し、海外展開の裾野を拡大すべく、これら企業の代理店・バイヤーを招聘した商談会や海外展示会への参加を促し、また、参加企業が着実に販路開拓につなげられるよう、スキルアップセミナーやワークショップ、個別相談等の展示・商談会前の事前準備にかかる支援を充実させる。</p> <p>⑧相手国政府との関係強化に</p>	
--	---	-----------------------------------	--	--	---	--

裾野の拡大と能力向上に資する事業を展開する。	し、ジャパン・ブランドの発信と日本コンテンツの販路開拓事業を展開する。また、海外バイヤーとのマッチング事業においては、業界団体や他機関と連携して事業規模の拡大を図るなど効率的な事業実施に努める。			なった。全 19 都道府県の 26 社からベトナム初輸出 48 品目を含む 67 品目を販売。結果、売れ行きが好調だった半生菓子、駄菓子、アイスクリーム等約 30 品目が正式採用されて継続販売見込みとなった。	向けた協力事業等の実施 日本の通商政策を踏まえ、TICADVI のフォローアップとしての我が国企業のアフリカ等でのビジネス展開支援や日 ASEAN 経済大臣会合の枠組みを活用した新産業分野における企業連携促進支援などを通じて、我が国企業のビジネス活動を促進するとともに、産業協力の一環として FOODEX JAPAN への開発途上国企業の出展支援や一村一品マーケット空港展を実施する。	
○海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携等を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を推進し、新産業創出を促進する。	(iv)機械分野 工作機械・工具、産業機械、素形材など我が国が国際競争力を有する機械分野の中堅・中小企業を支援する。生産設備の需要拡大が著しいアジア等新興国を中心に現地バイヤーの発掘、展示会・商談会、専門家によるハンズオン支援等を通じて、企業の輸出ニーズや段階に応じた柔軟な支援を行う。また、技術力に比して海外シェアが低い分野や輸出割合が低いものの海外ニーズが高い分野の企業、さらには、ニッチな分野で高い国内シェアを持つ企業など、今後輸出など海外展開の拡大が見込める分野の企業を重点的に支援する。	(ii) クリエイティブ分野 映画、アニメ、音楽、ゲームなどのクリエイティブ分野を対象に、海外市場情報の提供やマッチング支援、日本ブランドの発信を行う。世界各地からバイヤーが集まる主要マーケットにおいて、業界団体と共催・協力し、継続的な取引に向けたビジネス支援を展開するとともに、日本のコンテンツの総合的な情報発信拠点としてのナショナルパビリオンを運営し、ジャパン・ブランドの発信を行う。		(ii) クリエイティブ分野 映画、アニメ、音楽、ゲームなどのクリエイティブ分野において、業界団体と共催・協力して世界各地の有望バイヤーとの継続的な取引に向けたビジネス支援を展開するとともに、主要見本市において日本のコンテンツの総合的な情報発信拠点としてのジャパン・パビリオンを運営した。 【実施事例】 ・9月に幕張でゲームビジネス商談会を実施。参加企業 32 社とジェトロが 10 カ国から招聘したバイヤー 10 社との商談を支援した。また、これに合わせ、日本企業が主要国のゲームコンテンツ市場に関する理解を深めることを目的として、在日カナダ大使館と連携してゲームビジネスセミナーを東京で開催。ジェトロとカナダ大使館がそれぞれ招聘したバイヤー（米国、カナダ、インドネシア、アラブ首長国連邦）が講演し、139 人が参加した。 ・10月開催の国内最大の音楽関連見本市「第 13 回東京国際ミュージックマーケット (TIMM)」の開催に合わせ、音楽ビジネスにおける商談会を東京で開催。ジェトロが招聘したバイヤー（6 カ国 6 名）のほか、音楽産業・文化振興財団 (PROMIC) が招聘したバイヤー（3 カ国 5 名）とのマッチングを支援した。 ・世界最大規模の国際映画見本市「カンヌ映画祭」に合わせて開催されたカンヌ・フィルム・マーケット 2016 に、ユニジャパンと連携してジャパン・パビリオンを出展。ジェトロは海外の映画関係者に対し、出展企業の映画作品の PR を行うとともに、新輸出大国コンソーシアム事業のエキスパートを活用し、海外バイヤーとの商談方法やマーケティングについて情報提供を通じてマッチング支援を行った。	⑨地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献 貿易情報センターが中心となり、意欲ある自治体や地方の商工団体等と連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。 ⑩クールジャパンの推進と訪日観光の誘客 クールジャパンの推進に向け、政府機関や業界団体等と連携し、ジャパン・ブランドの発信を支援する。	
○知的財産権の取	(v)環境・エネルギー、インフラシステム分野 政府の「インフラシス	(iii) ヘルスケア分野 政府が推進する医療・介護分野のアウトバウンドの促進に向け、健康長寿分野では、新興国において我が国の関連産業の優位性を示せるよう主として B to C 向けの広報事業等を実施する。ライフサイエンス（医療機器、バイオ医薬品関連）分野では、日本企業と外国企業とのビジネスマ		(iii) ヘルスケア分野 政府が推進する医療・介護分野のアウトバウンドの促進に向け、今後日本を上回る急速な高齢化に直面することが予想される新興国において、「健康長寿＝日本」のイメージ定着を目的とし、BtoC 向けの広報事業等をした。 【実施事例】 ・29年3月開催のベトナム・ハノイにおける健康長寿広報展に先立ち、ジェトロは初めて、健康長寿分野に係るベトナム政府関係者	⑪フロンティア市場と国際博覧会におけるジャパン・ブランドの発信 アフリカ、イラン、キューバなどのフロンティア市場でジャパン・フェア等の展示会を開催するほか、日露経済協力の一環としてロシアの「イノプロム 2017」で日本がパートナーカン	

<p>得や保護、その活用支援による海外展開支援や海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルール情報の整備等を通じて、我が国企業の海外展開活動を支援する。</p>	<p>テム輸出戦略」等を踏まえ、関係省庁及び関係機関とも連携しながら、案件形成・発掘に向けた現地インフラ情報の収集、案件形成の段階から我が国企業が相手国政府関係者への関与を強めるための専門家派遣や現地要人の招へい、政策ニーズに応じた国内外でのセミナー開催等を通じて、我が国企業のインフラ分野の海外展開を支援する。</p> <p>環境・エネルギー分野においては、水処理、大気・土壌汚染対策等において、ニーズが顕在化している国・地域に重点を置いた事業を展開するとともに、プラント等の新設や更新需要を取り込むことを目的とした事業を実施する。</p> <p>④海外進出段階に応じた継続的な支援 我が国企業の海外進出支援に際しては、海外進出の検討・実現、進出後の現地事業展開、第三国展開、さらには事業の再編など、進出段階に応じた継続的な支援を実施する。その際、他機関と連携しつつ、セミナー、ミッション</p>	<p>ッティング機能を強化する。このため、巨大マーケットであり、かつトレンドの発信地である先進国、そして日本企業の進出ニーズの高い新興国における市場開拓を、商談会や情報発信等を通じ、効果的に実施する。</p>		<p>とメディア（国営放送局）を日本に28年12月に招聘した。健康長寿広報展への出展企業を中心とする日本の健康長寿関連製品・サービスを、被招聘者が直接体験する機会を創出した結果、事業終了後、ベトナムでは国営放送局で日本企業の健康長寿関連製品・サービスの紹介が複数件放映されただけでなく、健康長寿広報展の会期中（29年3月）にもジャパン・パビリオンについて大規模に報じられた。この結果、ジャパン・パビリオンへの来訪者数は11万人、成約金額は358件と、それぞれ前年度にバンコクで開催した類似事業の実績から倍増した。</p> <p>・肥満・糖尿病患者が多い一方で、新規参入余地が残されている中東を重点地域として位置づけて同地域の取組を強化。まず厚労省と協力し、「Iran Health Summit 2016」（5月）の開催に合わせてイランにミッションを派遣。厚労省と共催で「日・イラン医療機器フォーラム」を初めて開き、64カ国800人を動員。中東最大の医療機器展示会「Arab Health」（29年1月、ドバイ）では出展規模を前年度比1.4倍の20社に拡大し、成約件数を287件（前年度比1.6倍）に伸ばした。</p>	<p>トリーとなることを受け、大規模パビリオンを出展する。また、29年6～9月にカザフスタンで開催されるアスタナ国際博覧会で日本館を出展する。</p> <p>⑫知的財産を活用した海外ビジネスの拡大 中小企業等の海外展開に際し知的財産権侵害を未然に防ぐため、外国出願支援による権利化支援を行うほか、侵害対策として模倣対策・海外知財動向セミナーや資料作成による情報提供、相談対応を行うなど、知的財産を活用した日本企業による海外ビジネスの拡大につながる取組を継続して行う。</p>	
		<p>(iv) 生活関連分野 世界的な流行発信地である欧米での有力見本市において、我が国中小企業の出展支援を行うほか、業界団体等との連携によるジャパン・ブランドの発信や、さらなる裾野の拡大に向けて、代理店・バイヤー等の招聘を実施する。また、日用品分野におけるアジア新興国向けの販路開拓支援について、現地での商談会や有力バイヤーを招聘しての国内商談会の開催を中心に進めるとともに、成長著しい越境EC市場の需要の取り込みを図るため、当該市場における商流構築に向けた支援に取り組む。</p>		<p>(iv) 生活関連分野 世界的な流行発信地である欧米や有望市場であるアジア新興国での販路開拓のため、有力見本市への出展、業界団体等との連携、有力バイヤー等の招聘等を実施するとともに、ジャパン・ブランドの発信に取り組んだ。</p> <p>【実施事例】 ・メンズアパレル分野の有力見本市「Liberty Fair New York」に7月、ジェットロが初めて出展。限られたスペースを最大限活用するため、1ブース当たりの出展者数が通常1社であるところを2社に拡大し、日本のメンズブランド21社の出展支援を可能とした。初めて海外展開を目指す企業6社に対する専門家によるきめ細やかな個別指導を行った結果、うち2社が成約の実現に至った。</p> <p>・29年1月にパリで開かれた世界最大級のインテリア・雑貨見本市「メゾン・エ・オブジェ」に出展。輸出未経験企業13社に対しては、ジェットロから事前ニュースレターを全3回配信したほか、価格設定や商談資料の作成、商談時のアドバイス等をきめ細やかに指導するなど、重点的に支援した。この結果、11社が外国企業と初めての成約（見込み含む）を実現した。</p> <p>・化粧品・美容品分野での越境EC市場の商流構築を図ることを目的として、29年1月に東京と中国各地をオンライン中継でつなぎ、中国最大の消費者向けEコマースサイト「淘宝（タオバオ）」の越境ECカテゴリ「全球購」のショップオーナー約3万1,000社</p>	<p>⑬イノベーションの促進とルール（規制、基準・認証等）に係る情報収集・発信 有望な中堅・中小・ベンチャー企業に対し、起業家ネットワークがあり、専門家、投資家等の活動が活発な海外地域において、起業支援システムを活用して、引き続きビジネス展開を支援する。</p> <p>⑭大学との連携 文部科学省による「スーパーグローバル大学創生支援」事業の採択大学など、包括的連携協定を締結した大学と連携し、協定内容を履行する。</p>	

	<p>派遣、専門家によるアドバイスやハンズオン支援、中小企業海外展開現地支援プラットフォームなどの支援サービスを企業の状況に応じて適時、的確に提供し、企業の海外進出の成功に向けて能動的に取り組む。</p> <p>また、市場の拡大が期待されており、我が国企業への関心が高まっているものの、ビジネス環境の面で課題が多い新興国等については、相手国・地域の状況に応じた事業戦略を策定しつつ、相手国政府・関係機関との連携や人的ネットワークの拡大、さらには、ビジネス環境の改善に向けた枠組みの構築などの支援体制の整備を進め、日系企業の円滑なビジネス環境を醸成する。</p> <p>さらに、途上国の低中所得者層を対象とした製品で新たに市場参入を検討している日本企業の個別ビジネス案件形成を目指す BOP/ボリュームゾーンビジネスの支援や、アフリカにおける拠点設立を目指す日本企業を支援するアフリカビジネス実証事業を実施する。</p>			<p>に対して、日本企業がプレゼンテーションするライブ配信会を実施した。このようなライブ配信会を実施したのは今回が初。ライブ配信会の結果、ショップオーナーから高い評価を受けた 40 社を取りまとめて 29 年 3 月に上海で商談会を実施した。来場したバイヤーは、予め関心がある日本企業が判明していたため、効率的な商談が行われた結果、会期中の商談件数は 1,026 件、成約件数（見込み含む）が 179 件、成約金額（見込み含む）は 6,050 万円に上った。</p>		
		<p>(v) 機械・部品等 国際競争力を有する工作機械・工具、産業機械、素形材、環境機器、防災機器分野等を中心に企業支援を行う。また、「モノ」の輸出のみならず、知的財産の活用によるライセンス契約や技術提携、共同開発等も含めた海外展開を支援する。主に消費者家電、ロボット等の分野を対象として、中小企業のほかベンチャー企業や知的財産の活用に関する中堅企業も含め支援する。さらに、今後の成長が期待される新たな産業分野として、航空宇宙分野における取り組みを行う。</p>		<p>(v) 機械・部品等 国際競争力を有する工作機械・工具、産業機械、素形材、環境機器、防災機器分野等や、消費者家電、ロボット等の分野において、輸出支援に加えて、知的財産の活用によるライセンス契約や技術提携、共同開発等を含めた海外展開を支援した。工作機械・機械部品等の分野におけるアジアでの主要見本市である「MTA ベトナム」、「METALEX」(タイ)、「Manufacturing Indonesia」や米国における消費者家電や航空関連の専門見本市においてジャパン・パビリオンを設置し、中小企業を中心とする日本企業の出展を支援した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム最大級の総合機械展示会「MTA ベトナム」に 7 月に出展。効率的な商談実現のため、初めて現地のビジネスマッチングウェブサイトを活用し、出展者情報を掲載した。また、地場企業の資金調達力が限られていることを踏まえ、リース形式によるビジネスも有効である旨を出展企業 24 社に予めアドバイスした。こういった取組が奏功し、会期中の成約金額（見込み含む）は 4 億円（前年度比 1.8 倍）となった。 ・IoT、AI、自動運転技術を代表とするハイテク企業が集積する世界最大の消費者家電見本市「コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CEC）」に 29 年 1 月に出展。ロボット分野におけるユニークな技術を有するベンチャー企業等 9 社が参加した。出展者には事前のビジネスマッチング支援によるパートナー候補企業との商談アレンジ等きめ細やかな支援を行った結果、成約金額（見込み含む）は 45 億円に上った。 ・29 年 3 月にドイツ・ハノーバーで開催された世界最大の国際情報通信技術見本市 CeBIT において、日本が初めてパートナーカントリーを引き受け、ジェトロがジャパン・パビリオンを運営。開幕式後に日本の安倍首相とドイツのメルケル首相がジャパン・パビリオンを訪問するなど注目を集める中、ジェトロは合計 113 社の出展をとりまとめ、商談件数 8,134 件、成約件数 658 件、成約金額 58 億円と、ジェトロ事業として史上最大級の成果を達成。 		

<p>⑤相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施</p> <p>相手国における我が国のプレゼンスを向上させ、将来的な日本企業のビジネス拡大、当該国と日本の円滑な通商政策に裨益するよう、相手国の産業・企業・人材等の育成支援や相手国の規制官庁等のキャパシティ・ビルディングなど、相手国政府や業界団体等との協力事業を展開するとともに、アジアの貿易振興機関やアフリカの投資誘致機関との交流・連携事業を実施し、相手国・地域政府との関係強化を図る。特に、アフリカにおいては、今後の「アフリカ開発会議(TICAD)」に向けて、日本企業のアフリカ投資促進、双方向の貿易拡大、地場産業や現地人材育成に向けた事業を着実に実施する。</p> <p>⑥地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献</p> <p>国内事務所が中核となり、意欲のある自治体や地方の商工団体等と能動的に連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネス</p>	<p>(vi) インフラ分野</p> <p>基礎情報提供から案件獲得支援までをカバーするコーディネーターの配置、個別インフラ案件情報を提供するインフラマップの作成、国内外におけるセミナー開催による情報提供、展示会・商談会等を活用したマッチングの支援、相手国・機関等への日本人専門家の派遣、相手国キーパーソンの招聘等を通じて、初期段階から受注に至るまでの一貫した支援を行う。また、日本のプラント・省エネ技術売り込みのためのプラント・省エネ診断事業の専門家派遣、招聘等の支援を継続するほか、中進国以上の民活・PPP案件を対象に、企業提案によるプレFSの支援を新たに行う。</p>	<p>(vi) インフラ分野</p> <p>基礎情報提供から案件獲得支援までをカバーするコーディネーターを10カ所(クアラルンプール、シンガポール、イスタンブール、マプト、アビジャン、ヨハネスブルク、ダカール、ブラハ、ワルシャワ、ドバイ)に配置し、現地でのブリーフィングやメールでの情報提供を行ったほか、現地で開催されるイベント等の機会に合わせてマッチングや商談支援を行った。また、ロシア、クウェート、カタールにおけるインフラ計画の調査を行い、作成したインフラマップをジェットロ・ウェブサイトに掲載した。国内外におけるセミナー開催による情報提供や展示会・商談会等を活用したマッチングの支援も実施した。さらに、相手国政府機関や現地企業等の関係者にアプローチし、ターゲット国の関係者に日本の優位性をアピールし受注につなげるため、環境・省エネ分野とインフラシステム・日本型都市開発案件において、個別プロジェクトの受注に取り組む日本企業からの事業提案を公募で募集し、計5社の専門家派遣事業・招聘事業を採択・実施した。加えて、中進国以上の民活・PPP案件を対象に、ODA以外の資金源を前提とする案件発掘を目的としたプレFSの新たな支援として、企業からの事業提案を公募で募集し、計4社の調査を採択・実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モロッコ政府が推進する「Gas to Power プロジェクト」(投資総額(見込み額)46億ドル)の日本企業による受注につなげるため、モロッコからエネルギー・鉱山・水利・環境相、電力公社総裁、エネルギー・鉱山・水利・環境省事務次官、大臣官房長を9月に日本に招聘した。招聘プログラムには経済産業省や国際協力銀行、LNGに関わる主要な日本企業との面談やLNG関連視察を組み込んだほか、同国のプロジェクトに関するインフラセミナーを東京で開催し、エネルギー・鉱山・水利・環境相が参加する中で、日本企業11社がプレゼンテーションを行った。 ・外国企業に市場を開放する政策に方針を転換したアルゼンチンの新政権が、老朽化したインフラの再開発を政策の目玉の一つとして受け、インフラ分野に特化したアルゼンチン・ミッションを7月に初めて実施した。ミッション中にブエノスアイレスで開催した日本企業向けセミナーには副大統領を始めとする同国政府要人が登壇し、今後4年間で1,000億ドル規模の投資が予定される同国でのインフラ整備への日本企業の参画に対する期待が表明された。 	<p>(vi) インフラ分野</p> <p>基礎情報提供から案件獲得支援までをカバーするコーディネーターを10カ所(クアラルンプール、シンガポール、イスタンブール、マプト、アビジャン、ヨハネスブルク、ダカール、ブラハ、ワルシャワ、ドバイ)に配置し、現地でのブリーフィングやメールでの情報提供を行ったほか、現地で開催されるイベント等の機会に合わせてマッチングや商談支援を行った。また、ロシア、クウェート、カタールにおけるインフラ計画の調査を行い、作成したインフラマップをジェットロ・ウェブサイトに掲載した。国内外におけるセミナー開催による情報提供や展示会・商談会等を活用したマッチングの支援も実施した。さらに、相手国政府機関や現地企業等の関係者にアプローチし、ターゲット国の関係者に日本の優位性をアピールし受注につなげるため、環境・省エネ分野とインフラシステム・日本型都市開発案件において、個別プロジェクトの受注に取り組む日本企業からの事業提案を公募で募集し、計5社の専門家派遣事業・招聘事業を採択・実施した。加えて、中進国以上の民活・PPP案件を対象に、ODA以外の資金源を前提とする案件発掘を目的としたプレFSの新たな支援として、企業からの事業提案を公募で募集し、計4社の調査を採択・実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モロッコ政府が推進する「Gas to Power プロジェクト」(投資総額(見込み額)46億ドル)の日本企業による受注につなげるため、モロッコからエネルギー・鉱山・水利・環境相、電力公社総裁、エネルギー・鉱山・水利・環境省事務次官、大臣官房長を9月に日本に招聘した。招聘プログラムには経済産業省や国際協力銀行、LNGに関わる主要な日本企業との面談やLNG関連視察を組み込んだほか、同国のプロジェクトに関するインフラセミナーを東京で開催し、エネルギー・鉱山・水利・環境相が参加する中で、日本企業11社がプレゼンテーションを行った。 ・外国企業に市場を開放する政策に方針を転換したアルゼンチンの新政権が、老朽化したインフラの再開発を政策の目玉の一つとして受け、インフラ分野に特化したアルゼンチン・ミッションを7月に初めて実施した。ミッション中にブエノスアイレスで開催した日本企業向けセミナーには副大統領を始めとする同国政府要人が登壇し、今後4年間で1,000億ドル規模の投資が予定される同国でのインフラ整備への日本企業の参画に対する期待が表明された。 	<p>⑦ 新たに海外展開に取り組む中小企業への支援</p> <p>初めて海外展開に取り組む中小企業によるジェットロ事業への参加</p>	
---	---	--	--	---	--

	<p>スの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、国際ビジネスを核として地域の産業・企業が連携し成長する好循環の創出を目指して、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組や、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。</p>	<p>これまで海外展開を行っていなかった中小企業等への支援を拡大し、海外展開の裾野を拡大すべく、海外見本市に比べ広く参加機会を提供することができる代理店・バイヤーを招聘した商談会に重点を置いた支援を行う。また、着実に販路開拓につなげられるよう、スキルアップセミナーやワークショップ、個別相談等の商談会前の事前準備にかかる支援を充実させる。商談後においては、国内外に配置する専門家も活用し、見込みのある海外バイヤーとの継続的なコンタクトを維持し、フォローアップを通じて早期の成約を図る。</p>		<p>を促すため、費用面の負担が少なく参加が可能な代理店・バイヤーの招聘による国内での商談機会を提供するとともに、商談会前の事前準備に係るワークショップの開催、専門家による個別相談、商談同席等をパッケージとした事業を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月で大阪・東京開催の日用品・生活雑貨分野での商談会を前に、初めて輸出を試みる企業を対象とした貿易の基礎知識、プレゼンテーションのコツ、価格表の作成方法に関するセミナーやワークショップ等を、4ヵ月間にわたり集中的に支援を行った。まず8月にセミナーを開催し、ジェトロの専門家が海外販路開拓の流れを、過去の事業参加者が体験談をそれぞれ講演。9月に商談準備のためのワークショップを開催し、価格設定やプレゼン方法等、商談を行う際のポイントを演習形式で講義。10月以降は、ジェトロ専門家による商談準備の個別指導や海外市場に関する情報提供を行った結果、12月の商談会及びフォローアップを経て、計7社が早期の成約を実現した。 		
	<p>⑦ジャパン・ブランドの発信 農林水産物・食品の輸出促進、サービス分野やクリエイティブ分野の海外展開支援などを有機的に連携させて、海外におけるジャパン・ブランドの発信に取り組む。例えば、日本政府の参加機関として国際博覧会で日本館を出展するほか、経済産業省、在外公館、観光庁・独立行政法人国際観光振興機構、株式会社海外需要開拓支援機構、業界団体等の外部関係省庁・機関と連携しつつ、海外の有力展示会等においてオール・ジャパンでのパビリオンを形成するな</p>	<p>⑧相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施 日本の通商政策を踏まえ、TICADVIを契機にアフリカ等のビジネス開発支援を強化し、途上国政府等との連携強化を踏まえた産業協力事業を実施するとともに、ボリュームゾーンへの市場開拓の促進などを通じて、我が国企業活動の円滑化に貢献する。また、産業協力の一環としてFOODEX JAPANへの途上国企業の出展支援や、一村一品マーケット空港展を実施する。</p>		<p>⑧ 相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施 日本の通商政策を踏まえ、TICAD VIを契機にアフリカ等のビジネス開発支援を強化し、途上国政府等との連携強化を踏まえた産業協力事業を実施したほか、ボリュームゾーンへの市場開拓の促進を図る日本企業の個別支援を55件実施した。また、産業協力の一環としてFOODEX JAPANへの途上国企業の出展支援や、年間を通じた成田、関西両空港での一村一品マーケット空港展を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水産品の品質向上と輸出促進を図るモロッコ政府からの要請を受け、7月～8月と9月～10月にナッツ分野の専門家を同国に派遣し、対日輸出有望企業に対する技術指導を行った。11月と29年1月～2月には、繊維産業分野の専門家をエジプトに派遣。現地縫製工場の中間管理者向けに、生産ラインの現状把握の各分析法や設計法などについて指導した。また、29年3月にはナイジェリアとガーナに食品輸送包装分野の専門家を派遣し、現地政府機関と連携して現地企業向けのセミナーを開催した。 ・幕張で3月に開催された日本最大級の食品・飲料見本市「FOODEX JAPAN 2017」に、「WORLD FOOD MARKET」をテーマとしたジェトロ・ゾーンを設置。アフリカ8ヵ国18社を含め、海外事務所が発掘した途上国全21ヵ国の有望企業35社の出展を支援した。 		

<p>ど、相乗効果、訴求効果の高いジャパン・ブランドの発信に取り組む。</p> <p>⑧ トップセールスを活用した海外展開支援の取組 総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外でのトップセールスなどの機会を捉え、ビジネス・フォーラムやビジネス交流会等を開催し、我が国企業の製品・サービスのPR、ビジネス環境の整備・改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。</p> <p>⑨ 訪日観光客誘致への貢献</p>	<p>⑨ 地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献 貿易情報センターが中心となり、意欲ある自治体や地方の商工団体等と連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組と、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。その際、企業の海外展開支援をより効果的に行うため、機構と覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関を中心に、共同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携を図る。</p>	<p>⑩ クールジャパンの推進と訪日観光の誘客 クールジャパンの推進に向け、政府機関や業界団体等と連携し、ジャパン・ブランドの発信を支援する。海外の有力なB to Cイベントの活用や連携を通じて、日本企業にマーケティング機会を提供するほか、クールジャパン官民連携プラットフォームへの参加を通じ、オール・ジャパンの取組みにも貢献しつつ、海外の視点を大切にしたいクールジャパンイベントの組成に努める。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本のライフスタイルの世界への発信のためのジャパニーズライフスタイルの作成、観光誘客、復興支援・地方創生への貢献につながる外</p>		<p>⑨ 地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献 貿易情報センター（地方事務所）が中心となり、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進するため、地域単位での国際ビジネス支援に取り組んだ。また、企業の海外展開支援をより効果的に行うため、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関と共同でのセミナー・展示会・商談会（連携件数：416件）や海外ミッション派遣（同2件）を通じて連携を図った。</p> <p>【実施事例】 ・富山市内のイタリア料理店などで構成される富山イタリア料理有限責任事業組合が、イタリア・ピエモンテ州の料理研修期間ICIFとの交流を通じて富山食材のイタリア向けレシピ開発・輸出及びイタリア企業の誘致に取り組むにあたり、ジェトロは両者の交流を支援した。ジェトロは5月にイタリアへのミッションを初めて派遣。参加者は現地市場を視察し、ICIFでワインと料理の合わせ方に関する研修を受講した。11月には対日進出への関心が高いイタリア企業2社を富山に招聘し、県内企業との商談を3件実施した。</p>		
<p>観光庁・独立行政法人国際観光振興機構と連携して、地域産品の生産現場等の産業観光資源の情報を海外へ発信するとともに、自治体や業界団体等と連携して、海外の有力者、業界関係者、メディア、教育機関等を招へいし、地域資源の海外販路開拓と訪日観光を連動させた産業観光事業を展開する。 また、東京オリンピック等の開催を捉えた訪日観光客増加に貢献するため、発信力のある</p>				<p>⑩ クールジャパンの推進と訪日観光の誘客 政府機関や業界団体と連携し、海外の有力なB to Cイベントを活用して日本企業にマーケティング機会を提供した。また、クールジャパン戦略の推進を図るため、政府主導で設立されたクールジャパン官民連携プラットフォームの構成員として、クールジャパン関係府省連絡・連携会議と地方版クールジャパン会議に参加し、オール・ジャパンの取組に貢献した。</p> <p>【実施事例】 ・日本のコンテンツ（音楽・漫画）と観光とを同時にPRするイベント「JAPAN WEEKEND」（11月、マレーシア・クアラルンプール）において、ジェトロは日本の音楽アーティストを漫画関係のイベントに出演させるなど、分野横断的なジャパン・ブランドの発信のために経済産業省や観光庁などと連携した。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、日本のライフスタイルを世界に発信するジャパニーズライフスタイル作成のため、既存のインバウンド情報やクールジャパン関連情報</p>		

<p>インフルエンサー等の招へい事業や海外での観光展での広報事業を実施する。</p> <p>⑩知的財産を活用した海外ビジネスの拡大 外国出願費用の一部助成や模倣品対策の事業の実施など、我が国企業が有する知的財産権保護の支援を行うとともに、優れた知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を図るために、海外での知的財産のプロモーションやライセンス契約の締結などに向けた権利行使のための支援も行う。さらに、各国の特許庁や税関、地域の発明協会等と連携し、情報の収集・発信を行う。</p> <p>⑪イノベーションの推進、制度・ルールへの対応 「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」などの実施を通じて、グローバルに通用する革新的な技術やアイデアを有する我が国ベンチャー企業の海外での新規ビジネス創出を強力に後押しする。また、海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルールについて、海</p>	<p>国要人招聘等を実施する。2016年夏のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、関係府省庁と共にジャパン・ハウスに出展し、対日投資やクールジャパン、産業観光の広報を実施する。</p> <p>さらに、訪日観光と連動した産業観光事業を拡充し、地域が地場産業を核に外需を稼げるよう支援する。特に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」と、観光庁、日本政府観光局（JNTO）、経済産業省との四者行動計画に基づき、日本各地の産業観光情報を収集し、国内外の有力な観光博等のイベントにおけるPR活動に協力していく</p>	<p>⑩アフリカ及びイラン・キューバ等フロンティア市場におけるジャパン・ブランドの発信 TICADVIの機会にジャパン・ブランドを発信すべく、機構が中心となってジャパン・フェアを開催する。日本のブランドイメージが十分普及していない新興国市場や、経済制裁が解除されたイランやキューバ市場等においても、ジャパン・フェア等の展示会を開催する。また、2017年アスタナ国際博覧会における日本政府の参加機関として、メインテーマ「未来のエネルギー」に沿った魅力ある出展を実現できるよう準備を進める。</p>		<p>の調査を実施したほか、訪日外国人の増加や復興支援・地方創生を図るため、世界のビジネスリーダーや有力投資家などを全国各地に招聘した。また、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」と、観光庁、日本政府観光局（JNTO）、経済産業省との四者行動計画に基づき、日本各地の産業観光情報を発信した。28年8月～9月のブラジル・リオデジャネイロでのオリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中、同都市に設置されたジャパン・ハウスにおいては、キャラクター等のコンテンツを中心としたクールジャパンや産業観光の広報を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <p>・長崎から小倉を貫く長崎街道の産業観光の推進のため、11月にシンガポールと香港からメディアや旅行代理店など5名を招聘。製菓業が発達していることから別名「シュガーロード」と呼ばれる同地域の魅力を伝えた結果、招聘したメディアによって、キャセイパシフィック航空機内誌で「シュガーロード」が紹介されたほか、旅行代理店も同地域へのパックツアー商品企画を検討するに至った。また、沿道の製菓企業による被招聘者に対する輸出商談にもつながった。</p>		
				<p>⑩アフリカ及びイラン・キューバ等フロンティア市場におけるジャパン・ブランドの発信 ケニア・ナイロビで8月に開かれた「第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）」の公式サイドイベントとして、アフリカビジネスに関心ある企業95社をとりまとめたジャパン・フェアを開催した。アフリカにおける見本市としては過去最大級の成果を創出した（商談件数1,708件、成約件数（見込み含む）171件、成約金額（見込み含む）4.5億円）。また、同じく公式再度イベントとして「日本・アフリカ ビジネスカンファレンス」も2日間にわたって開催。安倍首相、ケニアのケニヤッタ大統領を筆頭に、日本・アフリカ双方から約60名が登壇し、参加者数は延べ約1,400人に上った。ほかにも、アルジェリア（5月～6月、アルジェ国際見本市）やカンボジア（12月、カンボジア輸出入一州一品展示会）などの新興国や、経済制裁が解除されたイラン（10月、テヘラン国際産業見本市）やキューバ（10月～11月、ハバナ国際見本市）においても、ジャパン・パビリオンを設けてジャパン・ブランドを発信した。</p> <p>29年6月～9月開催のアスタナ国際博覧会については、日本館の展示実施設計・施工を行う事業者の公募・決定や運営事業者の入札・決定など、具体的な準備を進めるとともに、開幕1年前を契機として6月に日本館公式ウェブサイトを開設。11月に安倍首相</p>		

<p>外の認証機関との連携等によって、的確に情報を収集し、情報提供を行うことで我が国企業の海外展開活動を支援する。</p>				<p>とカザフスタンのナザルバエフ大統領の立ち会いの下、アスタナ国際博覧会日本館参加契約署名式を首相官邸にて実施した。一方、博覧会会場の一部崩落事故が発生したことを受け、事故詳細を報告するよう博覧会公社に粘り強く交渉を行い、日本館スペースの安全性を確認した後の 29 年 2 月に日本館スペースの引渡しを受け、日本館の着工を開始した。</p>		
		<p>⑫知的財産を活用した海外ビジネスの拡大 中小企業等の海外展開に際し知的財産権侵害を未然に防ぐため、外国出願支援による権利化支援を行う。また、冒認出願等により、現地で日本企業が訴えられるリスクを低減するため、海外展開前に商標先行登録調査による支援を行う。さらに侵害対策として、模倣対策・知財動向セミナーや資料作成による情報提供、相談対応に加え、流通経路や製造元を特定する侵害実態調査による支援や、権利行使の支援を行うほか、現地企業から権利侵害との訴え又は警告を受けた場合の係争費用も支援する。そのほか、新たに冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟費用を補助する。海外では、在外日系企業からの相談対応を通じて意見集約をはかり、各国政府への改善要望等を行う。また、侵害発生国政府機関等と連携し、真贋判定等のセミナーを開催する。 機構の海外展開支援事業の参加企業と知財支援事業の参加企業に、それぞれ他事業の活用を促すなど、機構事業において知財事業が横断的に活用されるよう取組みを強化する。さらに、新たな取り組みとして、地域団体商標の海外展開を促進するため、ブランド戦略策定、プロモーション促進等の支援や海外進出先での営業秘密漏洩問題の対策強化を行う。</p>		<p>⑫知的財産を活用した海外ビジネスの拡大 中小企業等の海外展開に際し知的財産権侵害を未然に防ぐため、海外において自社の知的財産を権利化する支援として、ジェトロは商標先行登録調査 23 件と外国出願支援事業 175 件を実施した。また、海外で知的財産権の侵害を受けている日本の中小企業に対し、ジェトロが模倣品の流通経路や製造元を特定し、市場での販売状況等の情報を提供する模倣品対策支援事業を 18 件実施した。さらに、海外で日本企業が現地企業から権利侵害で訴えられた場合に係る弁護士への相談や訴訟準備にかかる費用の一部助成支援を 2 件実施。海外で第三者である現地企業から自社ブランドの商標や地域団体商標を先行して出願（冒認出願）されたことに対し、異議時申立や無効審判請求、取り消し審判請求等、同冒認出願を取り消すためにかかる費用の一部助成支援を 10 件実施した。 海外では、在外日系企業からの相談対応を通じて意見集約を図り、インドやタイなど各国政府への改善要望等を行った。また、中国やミャンマーなどの侵害発生国においては、知財権侵害取締当局職員に対し、取り締まりを行う上での実践的な情報提供を行うことを目的に、真贋判定セミナーを現地政府機関と連携して開催した。外国出願支援事業や商標先行登録調査事業等、企業の知財権権利化等を目的とする支援企業に関し、海外進出を目的とするジェトロの各種事業の活用促した結果、他事業との連携により海外展開支援を行うに至った企業は、外国出願支援事業で 10 件、商標先行登録調査では 23 件に上った。 また、地域ブランドの海外展開拡大を支援するため、海外向けブランディングからハンズオン支援を行い、商品・サービスの現地プロモーション、マッチング事業を 11 件実施した。</p>		

		<p>⑬イノベーションの促進とルール（規制、基準・認証等）に係る情報収集・発信</p> <p>革新的な技術やビジネスモデルを有するものの、海外のパートナーや資金調達等の情報不足により海外展開が困難な中堅・中小・ベンチャー企業に対し、起業家ネットワークがあり、専門家、投資家等の活動が活発な海外地域において、起業支援システムを活用して、ビジネス展開を支援する。また、日本企業の強みを活かしたビジネスにつながるような新興国での制度導入調査を行い、業界や地域のニーズを踏まえた事業や支援を行う。</p>	<p>⑬イノベーションの促進とルール（規制、基準・認証等）に係る情報収集・発信</p> <p>革新的な技術やビジネスモデルを有する一方で、海外のパートナーや資金調達等の情報不足により海外展開にまで至っていない中堅・中小・ベンチャー企業を支援する「ジェットロ・イノベーション・プログラム」を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <p>・イノベティブな知的財産を保有する中小企業 19 社が、9 月にサンフランシスコのスタートアップ展示会 DisruptSF とピッチイベント TechMatch に参画することをジェットロが支援。ジェットロは参加企業を対象としたビジネスディベロップメント研修を、渡航前の 1 週間にわたって実施。現地弁護士を講師に招いた法人拠点・設立セミナーも開催した。各社は予め知的財産戦略を含めたビジネスモデルを構築した結果、展示会・ピッチイベントでの商談件数は計 771 件に上った。ほか、28 年度からの継続商談からライセンス契約 5 件の成約が生まれた。</p> <p>一方、日本企業の強みを活かしたビジネスにつながるような新興国での制度導入調査を行い、業界や地域のニーズを踏まえた事業に取り組んだ。例えば、非感染性疾患の増加が社会課題となっているスリランカにおいて、日本の健康経営の考え方を導入するプロジェクトとして、同国の医療制度や従業員の健康維持に関する企業の意識などの調査を実施し、29 年 3 月に現地でワークショップを行った。</p>		
		<p>⑭大学との連携</p> <p>文部科学省による「スーパーグローバル大学創生支援」事業の採択大学を中心に新たに包括的連携協定を締結し、同時に締結済の協定内容を履行していく。</p>	<p>⑭大学との連携</p> <p>ジェットロは、文部科学省による「スーパーグローバル大学創成支援」事業の採択校である長岡技術科学大学及び国際大学と、6 月に新たに包括的連携協定を締結した。既に協定を締結済の大学とは様々な連携事業を展開。東京外国語大学及び関西学院大学では、28 年度下半期にジェットロ冠講座を新設し、200 名以上が履修した。また、グローバル人材の活用促進を図るため、名古屋大学に在籍する留学生等と愛知県内企業を対象としたワークショップを 11 月と 29 年 3 月に開催した。</p>		
		<p>上記の取組を通じ、2016 年度は、新たな輸出・投資等の海外展開成功社数 400 社、輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）3,600 件、貿易投資相談件数 61,800 件、知的財産権等に関わる相談件数 1,500 件の達成</p>			

		<p>を目指す。また、海外展開支援事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上となることを目指す。さらに、TPPの活用促進に向けて2015年度補正予算が措置されたことを受けて、これらの目標に加え、「新輸出大国コンソーシアム」を通じて、外部専門家を活用し、TPP協定の発効までに延べ4,000社への支援を達成することを目標に、2016年度中に2,000社への支援の実施を目指す。</p>				

<p>4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	我が国企業活動や通商政策への貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、2、4～10号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0531

1-4

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
調査関連ウェブサイトの閲覧件数 (計画値)	年平均183万件以上	前中期目標期間実績：年平均約175万件	183万件	183万件	183万件	183万件			予算額(千円)	7,717,357千円	7,812,662千円	
(実績値)	—	—	250万件	245万件				決算額(千円)	7,900,879千円	7,465,227千円		
(達成度)	—	—	136.6%	133.9%				経常費用(千円)	7,856,083千円	7,567,906千円		
政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数 (計画値)	年平均5,100件以上	前中期目標期間実績：年平均4,859件	5,100件	5,100件	5,100件	5,100件			経常利益(千円)	△229,767千円	4,558千円	
(実績値)	—	—	7,005件	9,275件				行政サービス実施コスト(千円)	5,081,664千円	7,162,536千円		
(達成度)	—	—	137.4%	181.9%				従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数		
役立ち度アンケート調査 (計画値)	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%						
(実績値)	—	—	93.4%	91.8%								
(達成度)	—	—	—	—								
【以下、アジア経済研究	年平均282件以上	—	282件	282件	282件	282件						

所の研究成果に係るモニタリング指標】 政策ブリーフィング件数 (計画値)															
(実績値)	—	—	300件	410件											
(達成度)	—	—	106.4%	145.4%											
成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数 (計画値)	年平均75件以上	—	75件	75件	75件	75件									
(実績値)	—	—	82件	96件											
(達成度)	—	—	109.3%	128.0%											
成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果 (計画値)	4段階中上位2項目が8割以上	—	80%	80%	80%	80%									
(実績値)	—	—	99.3%	97.3%											
(達成度)	—	—	—	—											
定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシーブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数 (ウェブサイト上での	年平均195万件以上	—	195万件	195万件	195万件	195万件									

ファイルのダウンロード件数も含む) (計画値)																			
(実績値)	—	—	327 万件	297 万件															
(達成度)	—	—	167.9%	152.3%															
研究最終成果の外部査読 (計画値)	5 点満点で平均 3.5 点以上	—	3.5 点	3.5 点	3.5 点	3.5 点													
(実績値)	—	—	4.4 点	4.2 点															
(達成度)	—	—	—	—															
国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数 (計画値)	年平均 7 件以上	—	7 件	7 件	7 件	7 件													
(実績値)	—	—	19 件	16 件															
(達成度)	—	—	271.4%	142.9%															

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標／主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評	定
日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活	中期目標で定められた目標を実現するべく以下の取組を行う。その際、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。 ①我が国企業のビジネスの進展につな	我が国企業の国際ビジネスの具体的な進展に貢献するとともに、我が国の通商政策に資する情報収集・分析・提供を行う。また、ビジネス環境整備に関する調査業務の充実、国内外政府への政策提言の促進を通じて、日本企業の円滑な海外展開を支援する。特に、TPP 協定等の経済連携 (FTA、EPA) や各国の産業・企業に関する調査業務に重点を置き、我が国企業の	<主な定量的指標> ・調査関連ウェブサイトの閲覧件数:年平均 183 万件以上 ・政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数:年平均 5,100 件以上 ・役立ち度アンケート調査:4 段階中上位 2 項目が 8 割以上	<主要な業務実績> 28 年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・調査関連ウェブサイトの閲覧件数:245 万件 ・政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数:9,275 件 ・役立ち度アンケート調査:91.8% (関連指標) ・セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数:856 件 ・政府への情報提供件数:100 件 (モニタリング指標) ・政策ブリーフィング件数:410 件 ・成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数:96	<評定と根拠> 評定:A 【定量的成果】 調査関連ウェブサイトの閲覧件数は 245 万件 (達成率:133.9%)、政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数は 9,275 件 (同:181.9%) と、すべての定量的指標について目標値の 120%以上の成果を達成した。 【定性的成果】	評	定
						<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)	

<p>用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。</p> <p>○本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズによりの確に対応した地域・開発研究等を行う。また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有す</p>	<p>る調査・情報提供我が国企業のビジネスの具体的な進展に繋がるような、海外ビジネス情報を提供すべく、調査ニーズアンケート、貿易投資相談事例、内外顧客からの具体的な声などに基づき、調査内容を選定する。また、企業、自治体、団体などからの個別ニーズを踏まえた、海外ビジネス情報の調査・提供について、今後、積極的に対応を行う。</p> <p>その上で、本部、国内事務所、海外事務所は、公的機関としての中立的な立場と広範な海外ネットワーク、さらには、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、海外ビジネス情報を「広く、深く」調査し、出版物、ウェブサイト、セミナー・講演会、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて提供することで、我が国企業の具体的なビジネスの進展に寄与する。</p> <p>具体的には、海外の制度情報やビジネスコ</p>	<p>EPA 活用の促進、新たな海外展開や海外展開の拡大に貢献する。</p> <p>①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>大筋合意に至った TPP 協定については、各国産業・企業に及ぼし得る影響に関する情報収集を行い、国内外でのセミナー等を通じて、普及・啓発を図るほか、世界の FTA、EPA 等の動向情報も収集する。また、新興国における他国企業の動向を調査する。加えて、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの国・地域別の基礎情報を的確、迅速に収集し、ウェブサイト、出版物、セミナー、企業ブリーフィング等を通じて調査結果の成果普及を図る。また、世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化について、迅速かつ機動的に情報収集する。</p>	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行うことで、具体的なビジネスの進展に繋げること。(関連指標：セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数) ・我が国企業及び国内外政府のニーズを踏まえつつ、政策提言等やそれに向けた調査、意見取り纏め、レポート作成等を十分に引き、国内外政府の政策立案等へ貢献すること。(関連指標：政府への情報提供件数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。 <p>【アジア経済研究所の研究成果に係る評価軸及び関連する指標】</p> <p>□政策的・社会的・経済的観点からの評価軸</p> <p>政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献</p> <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案への貢献や 	<p>件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果：97.3% ・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数(ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む)：297 万件 ・研究最終成果の外部査読：4.2 点 ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：16 件 <p>その他の業務実績は以下の通り。</p> <p>①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>27 年 10 月に TPP 協定が大筋合意に至ったことを受け、ジェトロは 28 年 3 月に、経済産業省から「平成 27 年度 TPP 原産地証明制度普及・啓発事業」を、デロイトトーマツコンサルティングとの共同提案で受託した。ジェトロは、TPP 利用促進のための解説書の作成、事業者向けセミナーの実施、専門家研修の実施、相談窓口での相談業務を担当。解説書においては、TPP の特恵関税の活用について、「関税編」及び「原産地規則編」を作成し、ジェトロ・ウェブサイト上の TPP に関する特設ページに掲載した。さらに、事業者向けセミナーとして、TPP の特恵関税活用について解説するセミナーを全国で計 165 回実施し、計 4,554 名が参加した。また、中小企業支援に従事する税理士等の士業専門家向けに、TPP の概要と特恵関税の活用等について説明する専門家育成研修を計 6 回開催した。このほか経済産業省受託事業以外でも、ジェトロは TPP に関するセミナーを全国で 74 回開催した。6 月には米国においても、米戦略国際問題研究所(CSIS)等との共催で「アジア太平洋広域経済圏セミナー」をワシントン DC とロサンゼルスでそれぞれ開催した。セミナーでは、自由貿易により全体として利益が不利益を上回り、TPP が有益な枠組みであることを広く浸透させることが不可欠であり、TPP 交渉合意にリーダーシップを発揮してきた日本と米国が速やかに批准し発効させることが重要とのメッセージを発信した。米政府関係者、ビジネス関係者等の参加者からは、</p>	<p>①企業の海外展開に直結する情報提供を強化</p> <p>企業のビジネス進展に資するため、FTA・EPA 活用のための実務的な情報発信セミナーを全 47 都道府県で計 165 回開催し、計 4,554 名が参加。また、従来のマス向けの情報提供だけでなく、個別企業からのニーズに対応した調査事業(28 年度 21 件実施)を新たにスタートさせるなど、個別企業支援を強化させた。</p> <p>②世界情勢の急激な変化への機動的な対応</p> <p>我が国の企業活動や通商環境に多大な影響を及ぼす情勢変化に対して、機動的な情報収集・提供を実施。</p> <p>例えば、6 月 23 日の国民投票による英国の EU 離脱決定を受け、翌 24 日に特設ウェブページを開設。翌月には、ジェトロ・ロンドン事務所長が緊急帰国しセミナーを 4 回開催、計 736 名が参加。同時に、在英日系企業の懸念や要望をとりまとめ、日本政府や英国政府幹部へ伝達した。</p> <p>また、米国大統領選挙期間中から特設ウェブページを開設し候補者の政策や選挙動向を発信。選挙後は米国新政権をテーマに計 49 回のセミナー(講師派遣含む)で情報発信。29 年 2 月の安倍首相訪米にあたっては、在米日系企業の雇用創出への貢献等についての資料を作成し経済産業省へ提供した。</p> <p>③アジア経済研究所の研究成果の普及</p> <p>世界情勢を踏まえ、海外ビジネスにおいて注目が高い分野、政策的ニーズが高い分野について、内外の研究者を集</p>	
---	--	---	---	---	---	--

<p>る新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、我が国企業、政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。</p> <p>○我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガ FTA など世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。また、経済連携など</p>	<p>スト、我が国企業の海外進出の状況など、我が国企業が海外展開を行う際に役立つ基礎的な情報を国・地域横断的に収集するとともに、ビジネス環境上の課題・問題点や現地ビジネスの成功・失敗事例の収集、分析等を行うことで、より付加価値の高い調査を行う。さらに、市場の特性や我が国企業の関心に合わせて、国・地域や分野・テーマを絞り込んで、より深掘した調査を行う。例えば、新興国の市場開拓において、我が国企業のパートナーやライバルとなる欧米企業、新興国企業の経営実態や動向把握を充実させる。</p> <p>また、海外の経済・政治情勢を常時把握するとともに、急激な経済変動、政治変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与えうる突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて迅速かつ的確な情報提供を行う。</p> <p>この他、海外経済情勢等に関する講座の開設などを通じ、国際ビ</p>	<p>研究成果の普及状況 (モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策ブリーフィング件数：年平均 282 件以上 ・成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数：年平均 75 件以上 ・成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果：4段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上 ・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）について年平均 195 万件以上を達成する <p>□学術的観点からの評価軸</p> <p>先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究最終成果の外部査読：5 点満点で平均 3.5 点以上 	<p>「様々な国、分野、角度からの意見が聞ける貴重な機会だった。」等の評価が多く寄せられ、TPP 協定やアジア太平洋地域の経済統合について有意義な情報を提供することができた。</p> <p>さらに、「新輸出大国コンソーシアム事業」の一環として、コンソーシアム事業対象国への輸出・進出を検討している企業からの依頼を踏まえた個別調査を実施した。28 年度は、電子機器、消費財等に関する調査報告書を計 18 社に対し 21 本提供した。利用企業からは、「自力では調査が困難な情報で、非常に役に立った」等のコメントを得た。加えて、個別調査に先立ち、コンソーシアム事業対象国の内 8 カ国において、日本の中小企業の関心が高いと考えられる特定品目について、市場の情報や当該市場への参入にあたっての留意点、ライバル企業やパートナー候補企業、日本企業の参入状況等を調査し、情報を必要とする企業計 12 社に対し、計 15 本の調査報告書を提供した。</p> <p>このほか、ブリーフィングやきめ細やかな相談対応を通じ、日本企業の現地法人設立や生産委託体制の構築等に具体的に貢献した。</p> <p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 社：輸出用製造業者向け制度を活用した保税委託加工による自動車関連部品の生産開始にあたり、同制度や NAFTA の原産地規則等を解説。法人設立、労務、税務等にかかわる相談に対応し、現地法人設立に貢献。(メキシコ) ・B 社：日系企業や電子部品業界の動向、インセンティブ等について複数回にわたり情報提供。自動車部品大手との合弁設立に貢献。(インド) ・C 社：日系企業動向にかかわる情報提供、面談アレンジ等を複数回実施。現地での食品委託生産体制の構築に貢献。(インド) <p>世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化について、迅速に情報収集をした上で、機動的に情報提供を行った。</p>	<p>めた研究会（28 年度：72 件）を立ち上げ、調査研究および政策提言の取組を実施した。海外ビジネスにおける人権問題についての政策提言などが実際の政策に反映されたほか、スリランカ政府やラオス政府への政策提言が今後の政策策定に活用される見通しとなった。</p> <p><課題と対応></p> <p>①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>世界各国・地域の制度を中心とした基礎情報に加えて、我が国企業の海外ビジネス展開に大きく影響する制度情報の更新、第三国を含めた FTA、EPA の動向、Brexit、米国新政権の政策に伴うビジネス環境・法制度の変化等の調査・分析、地域横断的に取り組む。</p> <p>②経済連携協定の活用促進への貢献</p> <p>経済連携の進展を見据え、企業活動への影響等について情報を収集し発信する。経済連携協定の活用促進に取り組む企業の調査、成功要因や規制への対応等の分析を実施し、個別企業支援として海外市場等の調査にも取り組む。また、国際的なセミナーやシンポジウムを通じ、自由貿易によるアジア太平洋地域の経済統合の重要性等について、通商政策立案者、有識者、企業関係者に向けて発信する。</p> <p>③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組</p> <p>アジア経済研究所は、国立研究開発法人の規定が準用されていることを踏まえ、引き続き人材の確保・育成、適切な資源配分、研究事業間の連携・融合、能力を引き出すための研究環境の</p>
--	--	--	--	--

<p>政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p> <p>アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。</p> <p>○アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎となる、質の高い分析と情報を提供する。</p> <p>○グローバルゼー</p>	<p>ビジネスに携わる人材育成に寄与する。</p> <p>②国内外政府に対する政策提言 海外のビジネス環境に関する課題・問題点の分析に加え、機構が実施した各事業の現場で得られた我が国企業の海外展開に関する成果・課題等を分析し、国内外政府等に対して海外のビジネス環境の改善や我が国企業の海外展開の促進に向けた政策提言等を行う。 特に、世界の FTA、EPA 等経済連携関連情報の収集を強化し、我が国が関わる経済開始前、交渉段階、発効後などの段階において、研究会の開催、我が国政府の交渉に資する情報提供や政策提言、相手国政府関係者との対話等の活動を行う。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p> <p>③アジア経済研究所における研究成果の</p>		<p>□国際的観点からの評価軸 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献</p> <p>(評価指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況</p> <p>(モニタリング指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：年平均7件以上</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>【実施事例】</p> <p>・英国の EU 離脱 (Brexit) に関する情報提供 28 年 6 月の英国国民投票における EU 離脱決定を受け、機動的に情報提供を実施した。海外事務所長等による国内セミナーを複数回開催し最新情報を提供したほか、ウェブサイトの特設ページを開設し、Brexit の概要、各国の反応、想定されるビジネス環境の変化、新たな通商関係シナリオ、産業界の要望、企業アンケート調査結果等の最新情報を発信した。ウェブサイト特設ページのアクセス件数は、28 年 6 月の開設以降、29 年 3 月までに約 5 万 3,000 件に達した。また、在英日系企業の懸念や要望等を取りまとめ、Brexit に関する政府タスクフォースが採択した「英国及び EU への日本からのメッセージ」に反映したほか、ジェトロ幹部から、英国政府高官に対し日本企業への影響と課題について伝達した。</p> <p>・米国情勢に関する調査・情報発信 米国大統領選挙や米国新政権の政策等について情報提供を実施した。選挙前には「オバマ政権の評価と次期政権で注目される政策課題」をテーマに米国大統領選挙セミナーを開催し、選挙後は米国新政権や米国ビジネスの展望等をテーマに 29 年 3 月末までに計 49 回のセミナーを開催・講演した。ウェブサイトの特設ページでは、選挙期間中から選挙動向や候補者の政策等を発信し、選挙後は、「米国新政権の動向」として、新政権の政策や体制、外国政府・経済界の反響等を紹介した。29 年 2 月の安倍首相訪米にあたり、進出日系企業調査の結果を活用して米国における日系企業の雇用創出への貢献等の情報を政府へ提供した。</p> <p>・欧州 IoT 関連調査の実施 28 年 5 月の日独首脳会議において、日本が 29 年 3 月の国際情報通信技術見本市「CeBIT2017」(ドイツ・ハノーバー) のパートナーカントリーとして参加することが決定した。これまでにない規模の日本企業が同見本市に出展し、欧州における IoT への取組への関心が高まることが想定されることから、28 年 12 月～29 年 1 月に欧州各国の産業デジタル化政策やその導入事例を全 14 回の通商弘報特集で紹介、29 年 2 月には同特</p>	<p>整備、他機関との連携・協力等を通じて、研究成果の最大化を目指す。</p>	
---	--	--	---	--	---	--

<p>ションの中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本企業にとっての潜在的市場が拡大する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化しており、新興国研究へのニーズが飛躍的に高まっている。こうした課題に応えるため、アジア経済研究所は、今後より高い専門性をもつ多様な研究者を集積させ、日本貿易振興機構及び他の研究機関等との国内外のネットワークを最大限に活用し、より質の高い研究成果と政策提言を創出・提供する。</p> <p>○この目的を達成するために、「地域研究」は新興国の政府・経済界・社会のニーズを掘り起こしながら研究を行うとともに、「開発研究」は新興国</p>	<p>最大化に向けた取組 アジア経済研究所は、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカなど新興国・開発途上地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施する。その上で、中期目標において国立研究開発法人についての規定を準用して定められた目標を達成するため、研究マネージメント力を最大限に発揮し、(a) 人材の確保・育成、(b) 適切な資源配分、(c) 研究事業間の連携・融合、(d) 能力を引き出すための研究環境の整備、(e) 他機関との連携・協力を通じて、新興国・開発途上地域研究における研究成果の最大化に向けた以下の取組を行う。</p> <p>(i)政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献 我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、</p>			<p>集を調査レポートに取りまとめてウェブサイトに掲載し、CeBIT 出展企業にメールマガジンで情報提供した。また、ジェットロセンサー29年4月号（29年3月発行）の特別レポート「欧州のIoTー第4次産業革命への胎動ー」にて欧州主要国の取組を更に詳しく紹介した。さらに、29年3月には上記調査の結果及び日本に進出している欧州IoT関連企業の事例を紹介するセミナーを実施し、CeBIT 出展者には参加無料枠を設けた。</p> <p>・ロシア進出支援調査の実施 28年5月の日露首脳会談などを契機としたロシアビジネスへの関心の高まりを受け、ジェットロはロシア経済の現状、産業政策、産業・企業動向等に関する調査を実施した。ジェットロセンサー28年7月号（28年6月発行）ではロシアの輸入代替策について取りまとめ、通商弘報などを通じてロシア極東地域で近年新設された経済特区や自由港制度の整備・運用状況を発信した。また、ロシア極東地域でのサービス産業動向調査を実施して29年4月にレポートとして公開したほか、29年度のサービス産業ミッションの参加企業に向けた情報提供を行った。さらに、「ロシアビジネスセミナー」を札幌（28年10月）、広島（12月）、東京（29年2月）で開催し、ロシア経済動向、ビジネス環境、日系企業のロシア市場の捉え方等について解説したほか、専門家によるハンズオン支援サービス（ロシア展開支援事業）の紹介や産業総合博覧会「イノプロム」への出展勧誘なども行った。</p> <p>世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの国・地域別の基礎情報を的確かつ迅速に収集し、ウェブサイト、出版物、セミナー、企業ブリーフィング等を通じて調査結果の成果普及を図った。 28年度は各国・地域の最新経済動向、政治・経済情勢の変化を受けたビジネス環境の変化等の情報普及を図るセミナーを計26回開催した。また、国内事務所と連携し、中小企業を対象とした海外情報を提供するセミナーを国内各地で開催したほか、公的金融機関、商工会議所等が国内各地で中小企業向けに開催する</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>等の成長戦略やグローバル化に伴う課題に重点的に研究する。</p> <p>○アジア経済研究所は、WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA等の国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、大学や民間企業では実施困難な先駆的かつ独創的な研究成果を創出することで、世界への知的貢献を目指す。研究成果・政策提言は、出版、国際シンポジウム・セミナー、ウェブサイト等を通じて、政策担当者やメディア、経済界、国民各層に提供するほか、新興国等の政府・産業界等にも発信していく。さらに、図書館の資料情報基盤の構築を通じて、研究プラットフォームを提供する。</p>	<p>新興国等の成長戦略やグローバル化に伴う課題に重点的に取り組む。開発途上地域の現地情勢・現地語に精通した経済学、政治学等の多様な分野の研究者の集積、国内外の研究ネットワークを最大限に活用して、現地の政府、経済界、社会のニーズを掘り起こしつつ、政策立案やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い研究成果と政策提言を創出する。その際、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズによりの確に対応する。また、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げ、アフリカ開発会議(TICAD)を通じた協力に関心が高まるアフリカについての研究を重点化する。</p> <p>内外の政策ニーズを先取りした即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」を実施するほか、政策担当者等への研究成</p>			<p>セミナーに講師を派遣した(計24回)。</p> <p>また、我が国企業のビジネスの具体的な進展につながるような海外ビジネス情報や新興国における他国企業の動向を調査した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界貿易投資報告の作成 <p>世界と日本の貿易、直接投資の動向、世界のFTAや拡大ITA(情報技術協定)等WTOをめぐる動き、TPPの注目ポイントや見込まれる活用、国内の観光市場の動向、新興・途上国で顕在化するスロー・トレードの動き等を総論編としてまとめたほか、世界各国・地域の貿易、投資動向等を取りまとめた。プレスリリースの結果、新聞、ニュース報道等のメディア掲載件数が111件に上り、前年度の34件と比べて大きな反響を得た。同報告の普及を図るため、セミナーを計5回開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事業活動調査 <p>ジェットロ・メンバーズ及びジェットロのサービスを利用する国内企業計約10,000社を対象にした「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」を前年度に引き続き実施。各社の海外ビジネス(輸出・海外進出)、FTAの活用、国際標準化、外国人材活用、電子商取引の活用等について調査した。結果を29年3月8日にプレスリリースしたところ、NHKニュースでテレビ報道されたほか、日刊工業新聞等の新聞でも記事が掲載された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中東事業環境調査 <p>経済制裁解除でビジネス機運が高まるイランを中心とした調査を実施し、各種媒体やセミナーでの講演を通じて情報発信した。また、イランとのビジネス上の注意点を整理した「イランビジネスガイドブック」を作成・公開するとともに、有望産業である自動車・同部品分野の委託調査も実施し、現地企業リスト等を提供した。さらに、第三国とイランのビジネス関係を探るため、ドバイ・イランの物流調査(港湾の状況調査)、トルコ・イラン(アゼルバイジャン地方)の物流調査</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。</p> <p>(ii)先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出国の研究機関としての特性を活かしながら、多様な研究者の集積と国内外の研究ネットワークを活用し、先駆的かつ大学・企業等では実施しがたい研究成果を創出する。具体的には、空間経済学に基づきアジア経済研究所が構築した「GSM」(経済地理シミュレーションモデル)の地域的拡張や応用に取り組み、国際機関、外国政府等に対する政策提言に活用する。また、アジア経済研究所が長年培ってきたアジア国際産業連関分析を基礎として開発した「付加価値貿易分析」の普及と応用に取り組む。</p> <p>さらに、グローバルバリューチェーン(GVC)に世界的な関</p>	<p>②国内外政府に対するビジネス環境整備に向けた政策提言</p> <p>海外主要都市における基礎的な情報や進出日系企業の実態に関する調査を実施し、ビジネス環境上の課題を明らかにするとともに、関係省庁に情報提供を行うほか、進出日系企業で組織する機関等と連携して、各国政府に対する改善要望を行う。</p>		<p>を実施し発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア極東・中央アジア企業動向調査 <p>ロシア極東における投資環境整備の進捗状況、日本企業や中国企業によるビジネス事例を調査し、成果普及セミナーを7回開催したほか、通商弘報にて情報発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライバルパートナー調査 <p>ラオスにおいて、日本企業がビジネスを行う際のビジネスパートナー候補となり得る、もしくは日本企業がラオスでビジネス展開する際に参考となる地場企業を紹介するため、同国の有力ビジネスパーソン 50 人へのインタビュー結果を調査レポートにして発信した。</p> <p>また、ケニアでは、同国でのビジネスを検討する日本企業に資する情報として、主な外資企業や地場企業を調査し、全 122 社を 9 つの産業に分けたリストを作成し調査レポートで情報提供した。</p>		
				<p>②国内外政府に対するビジネス環境整備に向けた政策提言</p> <p>海外主要都市における基礎的な情報や進出日系企業の実態に関する調査を実施し、ビジネス環境の最新情報を幅広く提供した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境整備に資する定点観測調査 <p>世界各地(アジア・オセアニア、米州、欧州、ロシア、中東、アフリカ)の進出日系企業に対するアンケート調査を実施し、海外における事業運営上の課題・問題点について調査した。調査結果は、海外でビジネス展開している企業や海外ビジネスを検討している企業に提供したほか、英語、中国語、スペイン語等に翻訳し各国の現地政府への政策提言等にも活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資コスト調査 <p>世界の主要都市における投資コストを横並びで比較できる賃金、地価・事務所賃料、通信費、公共料金、税金、輸送費などの情報を前年度に引き続き調査し、ウェブサイト上で公開したほか、調査レポートやジェ</p>		

	<p>心が高まる中、付加価値貿易をはじめとする最先端の研究をリードするため、GVC 研究拠点を整備する。</p> <p>(iii)国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献</p> <p>WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA 等の国際機関や新興国・開発途上地域を含む海外の大学・研究機関等との共同研究を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、世界への知的貢献を目指す。特に、ERIA については、ASEAN 経済共同体 (AEC) 設立など東アジアの経済統合に向けた知的貢献のため、共同研究や研究支援を推進する。また、これら業務に研究事業の高度化を担う研究マネジメント人材を重点的に配置していく。</p> <p>(iv)成果普及及びキャパシティ・ビルディングへの貢献等</p> <p>研究成果は、出版、国際シンポジウム・セミナー開催、ウェブサイト等を通じて、政策担当者、メディア、経済</p>			<p>トロセンサー28年5月号(28年4月発行)で発信した。</p> <p>また、進出日系企業の実態に関する調査の結果等から明らかとなったビジネス環境上の課題等の改善に向けて、各国政府、関係機関への提言活動等を各国・地域で計26件実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN 経済共同体に向けた要望作成への貢献 <p>28年6月、ASEAN 日本商工会議所連合会 (FJCCIA) と ASEAN 事務局ミン事務総長との第9回対話が実施された。ASEAN で活動する日本企業の関心が高い ASEAN 経済共同体に係る幅広い課題について議論が行われた。今回の対話では、初めて ATIGA 調整委員会 (CCA)、税関調整委員会 (CCC)、ASEAN 標準化・品質管理諮問評議会 (ACCSQ) という分野別調整委員会から委員長が参加した。</p> <p>ジェトロは、FJCCIA が要望した貿易円滑化、基準、認証の合理化および調和、サービス貿易の自由化、さらなる金融統合の実現、熟練労働者とビジネス訪問者の移動促進等、全12項目の要望作成および取りまとめに貢献した。ASEAN 側は、同対話を日本企業と協議する重要な機会ととらえており、「成果の多い対話であった」とミン事務総長から報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日メコン産業政府対話 <p>28年7月、第9回日メコン産業政府対話が開催された。本対話は22年に日本のメコン地域に対する経済協力の対象分野及び優先取組分野を議論する場として設立されたもので、今回は27年のメコン経済大臣会合にて合意された「メコン産業開発ビジョン」を実現するための「ワーク・プログラム」に関して議論を行った。</p> <p>ジェトロは、前年度に在アジア・オセアニア進出日系企業に対して実施した調査結果をもとに、①裾野産業の集積を促進するような政策の着実な実行、②サービスリンクコストの低減(時間を含めた物流にかかるコストの低減)、③生産性の向上を伴う賃金上昇を促すための人材育成を提言した。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>界、国民各層に対して提供する。アジア 24 カ国・地域を対象とするアジア動向分析事業を実施し、その成果を『アジア動向年報』（年刊）及びウェブサイトで提供するほか、アフリカ、中東、中南米の地域別の雑誌発行（ウェブ版を含む）を通じた成果普及を行う。また、新たに国内の大学と連携した形でのセミナー・講演会の開催を図る。</p> <p>開発専門家育成のため開発スクール（IDEAS）を運営しアジア経済研究所の途上国開発に関する研究成果の蓄積を活用して開発専門家育成を行い、アジア・アフリカ諸国の行政機関等から将来の政策立案を担う研修生の受入を通じて開発途上国政府の政策立案・実施機能の向上に貢献</p>			<p>【成功事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インド工業団地における土地リース料のサービス税課税回避に貢献 <p>日系企業がインドで直面する課題の一つに、ラジャスタン州ニムラナ工業団地をはじめ、インド各州政府の工業団地に関わる土地リース料金にサービス税の課税有無が曖昧な点があった。課税となった場合には既進出企業だけでなく、今後インド進出を検討する企業にとって大きな障壁となることを踏まえ、ジェトロ・ニューデリーはニムラナ工業団地を管轄するラジャスタン州の産業開発公社（RIICO）及びインド財務省に粘り強く働きかけてきた。その結果、29年1月に現地政府から、本件に関し、新規進出企業の土地取得に関するサービス税は課さないとする通達が発出されるに至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パキスタンにおけるステータス問題を改善 <p>パキスタンに進出した日系企業 A 社は、同国の投資庁（BOI）からは製造業者として認可されたものの、国家歳入庁への法人登録においては製造業者としてのステータス取得が円滑に進まず、輸入時の税率軽減などの投資恩典を当初の計画通りに享受できなかった。これを受けてジェトロ・カラチは、28年9月のジェトロ副理事長のパキスタン訪問に合わせて設けられたパキスタン政府高官との面談の場で、本問題を取り上げ、改善要求を行った。その後も引き続きジェトロ・カラチが粘り強く改善提案を行った結果、11月、A社のステータスが製造業者に切り替えられ、輸入時の税率を軽減する措置が取られた。</p>		
	<p>するほか、開発協力を担う日本人開発専門家の養成を図る。特に、平成 25 年から始まったアフリカ諸国からの研修生受入を海外事務所等の協力を得ながら拡充する。また、日本国内及び海外でのフォローアッ</p>	<p>③通商政策への貢献</p> <p>我が国企業の TPP 協定の活用促進による新たな市場開拓に資するよう、関係省庁と連携して、企業向け説明会を開催する。また、我が国が交渉中の EPA 等について、情報収集面で政府における政策の企画・実施に貢献するほか、日 EU・EPA、RCEP 等</p>		<p>③通商政策への貢献</p> <p>我が国が交渉中の EPA 等について、情報面で政策に貢献、現地政府への働きかけを実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年4月の RCEP 主席交渉官会合に続き、8月にビエンチャンで行われた ASEAN+3 経済大臣会合の場で、赤星ジェトロ副理事長が「東アジア地域最適 FTA 調査」の結果を報告した。ジェトロは東アジアビジネス評議会（EABC）からの依頼を受け、28年1月 		

	<p>プ研修を通じて、開発途上国政府等における IDEAS 研修生ネットワークの拡充・活用を図る。</p> <p>アジア経済研究所は、開発途上地域についての世界有数の専門図書館であるアジア経済研究所図書館（蔵書 65 万冊）を中核とする知識インフラを提供する。貴重資料や研究所出版物の電子提供等の拡充を通じて資料の活用と利便性の向上を図るほか、資料展・講演会等の実施や図書館共同利用制度を通じて大学・研究機関の図書館等との連携を強化する。</p>	<p>の交渉に貢献すべく、情報提供や現地政府への働きかけを行う。</p>		<p>～3 月に、日本商工会議所と共同で東アジア地域最適 FTA 調査を実施。アジアの地場企業を対象とした FTA 調査を行うのはジェトロとして初めてであった。会合における報告の結果、ASEAN+3 首脳会合の議長声明文の中に、ジェトロと日本商工会議所による当該調査実施の努力に対する謝意が明記された。</p> <p>・28 年 9 月、欧州各国・日本におけるジェトロの日 EU・EPA に関する最近の取組を経済産業省関係者に情報共有すると同時に、政府間交渉の状況に関する最新情報を収集し、今後取り組むべき内容について議論した。</p> <p>また、日本と EU の両政府間で継続的に交渉を重ねてきたが、政府間での大筋合意を目指し、EU 加盟各国政府での EPA への理解を確たるものとするため、加盟国対策のタスクフォースを立ち上げることで合意した。</p> <p>10 月以降に加盟国対策タスクフォースを立ち上げ、各国で加盟国対策に取り組んだ結果、フランス、イタリア、ベルギーでは、現地日系商工会が 11 月から 29 年 1 月にかけて、政府関係閣僚に日 EU・EPA の大筋合意に向けた支援を求めるレターをそれぞれ提出。フランスについてはエロー外相から、ベルギーについてはミシェル首相とレンデルス外相から、それぞれ回答があり、進出日系企業の意向を要望として提言することに成功した。</p> <p>・27 年に再開した日中韓首脳会談及び同経済大臣会合において、3 カ国間のさらなる物流円滑化に向けた調査研究プロジェクトの開始が決定された。ジェトロは経済産業省の委託を受け、日系企業が中国・韓国で直面する課題や要望事項等の概要を整理・抽出するため、中国・韓国における物流円滑化のための実態調査を開始した。また、国際機関である日中韓三国協力事務局（TCS）を中心に「サプライチェーン連結性向上のための三国間協力」共同プロジェクトが開始され、日中韓 3 カ国の調査機関（日本：ジェトロ、中国：CAITEC、韓国：KOTRA/KIEP）によるワーキング会合を年度内に 2 回実施した。また、電子商取引や競争環境について文献調査を実施し、日本企業がさらされ</p>		
--	---	--------------------------------------	--	---	--	--

					<p>ている競争環境の現状や問題点、特に貿易円滑化を阻害する要因などに関する情報を取りまとめた。</p>		
			<p>④アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組 アジア経済研究所は、国立研究開発法人の規定が準用されていることを踏まえ、(a) 人材の確保育成、(b) 適切な資源配分、(c) 事業間の連携・融合、(d) 能力を最大限引き出す研究開発環境の整備、(e) 他機関との連携・協力等を通じて、研究成果の最大化を目指す。</p>				
			<p>(i) 研究事業 政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組み、政策担当者等に対する研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。また、国際機関や国内外の大学・研究機関等との共同研究を推進する。加えて、地域経済の活性化や国際展開等について、地方自治体とも連携した研究を進める。この他、最新の学術研究動向や産官学のニーズを踏まえ、政策提言の基盤となる基礎的・総合的研究を実施する。</p>		<p>(i) 研究事業 ・政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題への取組 経済産業省や新興国政府等への政策提言を企図し、アジア経済研究所は以下7つの政策提言研究会を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『一帯一路』構想とその中国経済への影響評価（提言先：経済産業省、外務省、広東省、上海市等） ・緊密化する経済圏：ASEAN と南アジア（提言先：経済産業省） ・「中東における『国民国家』モデルの溶解と新たな地域秩序の可能性（Ⅱ）」（提言先：経済産業省、外務省、世界銀行） ・新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業（提言先：経済産業省、外務省） ・ラオスにおける物流コスト研究（提言先：経済産業省、ラオス政府首相府） ・アフリカ開発政策の課題と連関（提言先：経済産業省） ・中国経済の見通しと政策課題（提言先：経済産業省） 		

				<p>・政策担当者等に対する研究成果のブリーフィング 国会議員、官公庁、地方自治体、メディア等に対し、地域情勢や通商政策に関する政策ブリーフィングを、年間を通じて合計 410 件実施した。ブリーフィングにおける主な内容は、地域としては中国、フィリピン、インドネシア、アフリカ、中東、キューバ、ブラジル、トルコなど、テーマとしてはビジネスと人権、グローバル・バリューチェーン関連であった。また、経済産業省通商政策局アジア大洋州課の要請を受け、アジア地域の戦略的な見方を中心に定期意見交換を実施した（8月～12月で計 15 回実施）。</p> <p>・産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言 労働者問題や環境課題を筆頭に、開発計画や物流コストなどに関する政策提言を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <p>・海外でビジネスを展開する企業が、労働者問題や環境問題等の人権課題に直面するリスクが高まっていることを受け、各方面の専門家で構成する政策提言研究会「新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業」を立ち上げた。研究会では、アジア地域を中心にビジネスと人権に関する動向を調査し、人権尊重をどのように企業活動の中に取り込むべきか、そして日本政府としてどのような支援が必要かの提言を検討した。研究会を通じ、オブザーバーとして参加した政府関係部局に対して直接的なインプットも行ったほか、6月29日と29年3月1日に国際シンポジウムを開催し、成果普及を図った。また、アジアに進出する日系企業を対象にしたワークショップも合計4回開催した（マレーシア・クアラルンプール（6月15日）、東京（6月30日）、ミャンマー・ヤンゴン（12月1日）、マレーシア・ペナン（29年1月13日））。これらの取組の結果、28年11月、「国連ビジネスと人権フォーラム」において、在ジュネーブ日本政府代表部大使が、『ビジネスと人権に関する国連指導原則』に係る国別行動計画（NAP）を今後数年以内に策定することを表明。28年12月に</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>は、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部で決定された SDGs 実施指針付表に「ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定」が明記された。</p> <p>・6月、日本モンゴル経済連携協定が発効したことを踏まえ、12月6日にモンゴル・ウランバートルで同国の経済政策担当者を対象としたセミナーを開催。内陸国としての経済政策を今後検討する上で、アジア経済研究所経済地理シミュレーションモデル (IDE-GSM) が応用できる可能性を紹介した。セミナーには、モンゴル国家統計局、モンゴル大蔵省、道路運輸開発省、食糧・農牧業・軽工業省、鉱業・重工業省、関税庁等中央省庁、モンゴル商工会議所などが参加。参加者からは、「IDE・GSM のモンゴルでの活用可能性を示したセミナーを再度開催してほしい」といった好意的な声が聞かれた。</p> <p>セミナーの結果を受け、モンゴル国家統計局がアジア経済研究所に関連データを提供。同データを基に、アジア経済研究所が IDE-GSM モデルで分析し、モンゴル政府が 28 年 6 月に近隣国と合意したモンゴル・ロシア・中国経済回廊の構想等の具体化などに生かす予定となった。</p> <p>・27年度に実施した政策提言研究会「ラオス経済産業貿易開発ビジョン」の政策提言セミナーで、アジア経済研究所はラオス国内の輸送費が高い点を指摘。しかし、ラオスの産業界から、同セミナーで指摘されたほど輸送費は高くないのではないかと、その声が挙がったことを受け、28年度は「ラオスにおける物流コスト研究」政策提言研究会を改めて編成し、日系企業のみならずタイ企業及びラオス企業も含めた物流コスト調査を実施した。29年2月、ラオス・ビエンチャンでセミナーを開催し、ラオスとタイの物流コストを比較すると、ラオスでは片荷の問題と越境諸費用がコストの押し上げ要因となっている点を指摘。その対策としてインランド・デポ（内陸保税蔵置場）設置とそれに伴う船会社の負担増を軽減するためのアライアンス形成に向けたプラットフォームのイニシアチブ、およびタイーラオス間の鉄道の整備につき提言した。本提言は、29年6月、石毛理事長からトンルン首相に手交した。</p> <p>・アジア経済研究所は 29 年 3 月 21 日に、スリラン</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>カ・コロンボにおいてスリランカ開発戦略・国際貿易省と共催して政策提言セミナーを開催。物流ハブとして地政学的に重要な地域に位置するスリランカが今後、世界のサプライ・チェーンに参画し、輸出志向の経済成長を高めていく可能性について議論した。同省及び管轄下の投資庁、開発庁の政策担当者のみならず、首相府、産業・商業省、輸出開発庁、開発金融局、商工会議所等からの幅広い参加を得た。南アジアのロジスティクスの重要なハブであるコロンボ港及び輸出加工区（EPZ）の発展と FTA、外国直接投資の拡大を通じてどのように東アジアのバリュー・チェーンに参画できるのか、台湾やシンガポール、メコン地域など、東アジア、ASEAN の事例を参考に議論が行われた。同セミナーでの提言内容は、経済産業省とスリランカが今後作成する「貿易投資ロードマップ」に今後活用される見通し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関や国内外の大学・研究機関等との共同研究 世界貿易機関（WTO）、世界銀行、経済協力開発機構（OECD）、中国グローバル・バリューチェーン研究センターとの連携研究「技術革新とグローバル・バリューチェーン」のほか、カリフォルニア大学バークレー校（米国）、エラスムス大学（オランダ）、暨南大学（中国）の教授等が外部委員として参加する研究会を実施するなど、複数の共同研究を実施した。 ・地方自治体とも連携した研究 北陸地域・企業における国際化の現状、産業集積の特徴、生産・販売ネットワークの実態を定量的に分析するとともに、アジアを中心とした市場への進出及び国際化が企業に及ぼす影響を分析する連携研究会を、福井県立大学、北陸環日本海経済交流促進協議会（北陸AJEC）、経済産業研究所（RIETI）とともに実施。北陸地方における企業の国際化の推進と地域力向上のための支援策を提言するための分析を行った。 ・政策提言の基盤となる基礎的・総合的研究 アジア経済研究所は、28年度は「経済発展メカニズムへの理解を深める」、「政治的安定と社会発展の諸要因を探る」の2つを優先テーマとして計 39 研究会を発 	
--	--	--	--	--	--

				<p>足させ、調査研究を実施した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア計量モデル分析」研究会：アジア諸国の国内需要と経済成長の潜在的な成長可能性を人口構造などの長期的要因を重視したマクロ計量モデル及び各国モデルを連結した貿易リンクモデルで分析し、日本の対アジア諸国向け経済政策への手掛かりを求めた。 ・「ポスト・マハティール期のマレーシアにおける政治経済変容」研究会：マハティール首相が退任した後の転換期にあるマレーシアに生じた政治的社会的変化の把握、その原因を探り、政治経済情勢を包括的に分析した。 ・「水ガバナンスへのインタラクティブ・アプローチ：アジアの事例研究」研究会：水資源の過剰利用や水環境の劣化など、重要な社会課題である水問題の解決にあたって重要な役割を担う政府（中央・地方）、企業、住民、専門家などの多層かつ多様な主体が政策決定に関わるプロセス（インタラクティブ・アプローチ）の分析を通じて、水ガバナンスをめぐる政策形成および実践に効果的な枠組みを探った。 <p>上記に加え、海外で起こった事件・事故を機に高まる情報ニーズに対し、これまでの研究成果を踏まえて、機動的に情報提供した。7月にトルコでクーデター未遂事件が起こった際は、アジア経済研究所の研究者が専門家として多くのメディアから解説を求められ、NHK ニュース等のテレビ9件に出演したほか、日本経済新聞を含めた新聞に記事が計17件掲載された。また、9月に日本の総理大臣として初めて安倍首相が訪問して注目を集めたキューバについては、BS朝日「いま世界は」（9月4日放送）に研究者が出演する一方で、安倍首相ミッションに同行するメディアに対して、最新キューバ事情の事前ブリーフィングを行った。さらに、米国大統領選挙結果については国・地域を問わず関心が寄せられ、11月以降、米国の新政権が台湾、イラン、サウジアラビア、メキシコ等に与え得る影響についてのブリーフィングを計9件実施した。加えて、北朝鮮やイランの最新情勢に関しても多くの</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>(ii) 研究成果の発信・普及 出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに合ったテーマの成果普及を図る。また、国内外における学会及び学術雑誌での論文発表等も積極的に行う。</p>		<p>ブリーフィングを行った。</p> <p>(ii) 研究成果の発信・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出版 「アジア動向年報」、「アジア研ワールド・トレンド」、「アジア経済」、「The Developing Economies」等の定期刊行物をはじめ、「研究双書」、「情勢分析レポート」等の単行書を発行した。また海外の出版社からも英文出版物を刊行し、政策担当者、ビジネス界、学会・有識者等の各層のニーズに応じた研究成果の普及に努めた。 ・講演会・セミナー 地域及び開発研究の最新の情報発信を目的に、国内（東京、地方主要都市）、海外（ドバイ、ロンドン、ハノイ等）で、計 69 回のセミナーを開催した。また、連続専門講座の有料セミナーである夏季公開講座をはじめ、「ビジネスと人権に関する指導原則」、一帯一路構想に関する国際シンポジウム、治安情勢が不透明なトルコ、トランプ米政権発足後の中東情勢についてとりあげた専門講座等を開催し、官公庁、企業、業界団体、メディア等の参加者から高い評価を得た。 ・ウェブサイト 28 年度からアジア経済研究所ウェブサイトの運営業務をアジア経済研究所図書館（以降、「研究所図書館」）に集約させ、研究成果普及と資料情報提供の一元管理の準備を開始した。また、研究所図書館の貴重書を電子化して提供する複数のデジタルアーカイブを統合し再構築することで、図書館利用者の利便性を高めた。 ・学術雑誌 28 年度は海外有力学術誌等（Habitat International 誌等）に、27 年度の研究成果に関する論文投稿を行った。 		
			<p>(iii) 研究交流・ネットワーク・人材育成 アジア経済研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果に基づく知的貢献及び成果普及の一環と</p>		<p>(iii) 研究交流・ネットワーク・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IDEAS 28 年度は日本人研修生 9 名アフリカからの 6 名を含む外国人研修生 18 カ国 18 名（中堅の行政官が対象）を 9 月から受け入れた。なお、27 年 9 月から 28 年 7 月に在籍し、全研修課程を修了した日本人研修生 13 名 		

して、理論の理解と実践能力を兼ね備えた日本人開発専門家の国際機関等への輩出、及び開発途上国の行政機関・公的機関に従事する外国人人材育成を目的として、開発スクール (IDEAS) を運営する。さらに、情報収集・分析能力の強化に向けて、海外の研究機関へ研究員を派遣するほか、地域研究及び開発研究の内外の専門家を客員研究員等として招聘する。国際機関、国内外の大学・研究機関との研究連携を推進し、国内外の学会における研究報告、国際機関等におけるアジア経済研究所セッションの開催などを通じて、研究ニーズの把握、研究ネットワークの拡充及び認知度の向上を図る。

は、11名が海外留学（英国9名、米国1名、オランダ1名）し、2名が国際協力機構（JICA）等に就職した。IDEAS の研修課程は日本人、外国人ともに好評であり、修了生からは「学習内容、環境ともにとても満足」、「国際開発・援助に必要な学問を網羅的に学習することができた、大変満足している」などのコメントを得た。

28年度は、民間企業の社員を対象とした研修プログラム「第1回 IDEAS 特別集中講座」を29年1月に初めて開催。参加者から「講座の内容が専門的な部分が多く、役に立った」などのコメントを受け、高評価を得た。

・海外の研究機関へ研究員を派遣

研究所の調査研究活動の一環として、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカ地域等の研究機関、大学、国際機関をはじめ、欧米諸国の開発途上国研究機関へ毎年職員を派遣している。派遣期間は原則2年で、海外研究員の海外研究には、(1)現地の経済、政治、社会事情についての研究、(2)特定課題についての研究、(3)資料・情報の収集、(4)関係諸機関との研究交流、(5)研究成果の普及、(6)海外派遣員に対する指導、(7)海外事務所の業務に対する支援等を行う海外調査員と、上記のうち(1)から(3)までの活動を行う海外派遣員とがある。

28年度は、海外調査員2名（韓国、デンマーク）、海外派遣員3名（シンガポール、フィリピン、米国）を新規に派遣した。

・地域研究及び開発研究の内外の専門家を客員研究員等として招聘

28年度は、海外客員研究員4名（中国2名、英国、オランダ）、国内客員研究員2名（亜細亜大学、名古屋市立大学）、開発専門家4名（英国2名、インド、オランダ）、海外短期訪問研究者6名（フランス2名、台湾、メキシコ、ドイツ、米国）、特別招聘専門家1名（カナダ）をアジア経済研究所に受け入れた。アジア経済研究所研究者と内外の研究者・専門家との研究会・ワークショップ・セミナー等を通じての意見交換等の活発な研究交流を図った。

				<p>・国内外の学会における研究報告、国際機関等におけるアジア経済研究所セッションの開催</p> <p>国際会議や国際機関が開催するイベント等において、アジア経済研究所の研究成果を効果的な発信に努めた。</p> <p>【実施事例】</p> <p>・8月28日、ケニア・ナイロビにおいて、アジア経済研究所として初めて、外務省認定の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の公式サイドイベントとして、セミナー「工業化・民間セクター開発を通じたアフリカの経済構造改革」を開催した。サブサハラアフリカ各国の経済政策研究に定評のあるアフリカ経済研究コンソーシアム(AERC)とアフリカ経済に関する研究実績が豊富な英国の開発研究機関 Overseas Development Institute (ODI)と共催し、約70名が参加した。セミナーでは、TICAD VIにて掲げられた優先課題を中心に、サブサハラアフリカにおける経済構造改革の可能性について、聴衆も加わり活発な討論が繰り広げられた。</p> <p>・9月27日、スイス・ジュネーブのWTO本部にて開催されたWTOパブリックフォーラムにおいて、企業の国際化と経営マネジメントに関するセッションを開催した。企業の人事・労務管理（Human Resource Management: HRM）に着目し、国際化企業と非国際化企業のHRMの実践の違いについての分析を発表した。セッションには国際機関、政府関係者、企業等から約30名が出席し、製造業とサービス産業など異なる産業における経営管理の課題の違いについてのコメントが出るなど、活発な議論が行われた。</p> <p>・11月15日、モロッコ・マラケシュで開催された「国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）」において政策提言を目的としたセッションを開催した。本セッションはアジア経済研究所がCOPの環境省所管ジャパン・パビリオンの枠組みで初めて開催したもの。今回は、アジア経済研究所が継続的に行ってきた途上国における温室効果ガス排出量に関する精緻な分析を元に、新興国・開発途上国における温暖化ガス削減をグローバル・バリューチェーン（GVC）の観点</p>	
--	--	--	--	---	--

				から研究した成果を発表・討論するセッションを開催した。ミャンマーのユー・オウン・ウィン天然資源・環境保全相を含む環境分野の各国政府関係者、企業等から約 55 名が参加した。		
		(iv) アジア経済研究所図書館 アジア経済研究所図書館は、開発途上国研究に関する専門図書館として、学術資料のほか、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の資料を収集、整備、提供する。非来館利用者の利便性を高めるために、ウェブサイトを通じた資料の電子提供や研究成果データベースのコンテンツ拡充を進める。		(iv) アジア経済研究所図書館 アジア経済研究所図書館は、開発途上国研究に関する専門図書館として、学術資料のほか、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の資料を収集、整備、提供した。28 年度の来館者数は 5,068 人、資料利用点数は過去最高の 3 万 5,948 冊となった。 28 年度から研究所図書館とビジネスライブラリーの業務システムを統合し、ワンストップの資料検索・資料情報提供サービスを実現した。さらに、情報探索サービス「ディスカバリーサービス」を導入し、従来は所蔵資料と契約している電子資料に限定されていた検索対象を、ウェブ上の多様な情報資源にまで広げ、非来館利用者の利便性を向上させた。		
		(v) ERIA 支援事業 ポスト ASEAN 経済共同体時代におけるさらなる東アジアの経済圏の一体的な発展と我が国の成長に貢献することを目的として、経済産業省と連携して東アジア ASEAN 経済研究センター (ERIA) への研究支援を行う。		(v) ERIA 支援事業 ポスト ASEAN 経済共同体時代におけるさらなる東アジアの経済圏の一体的な発展と我が国の成長に貢献することを目的として、経済産業省と連携して東アジア ASEAN 経済研究センター (ERIA) とともにセミナーやシンポジウムを開催した。 【実施事例】 ・7月8日、ミャンマー・ヤンゴンにおいて、ミャンマー銀行協会の協力の下、ミャンマーの中央銀行をはじめとする金融機関の実務家を対象としたセミナーを開催し、ミャンマーの為替市場に関する実証分析の成果を発表した。 ・11月22日、ジェトロは ERIA などと共催で「ブルネイハラルビジネスセミナー」を東京で開催した。本セミナーは、ブルネイ政府が日本企業の投資誘致を目的として、ERIA が実施したブルネイにおけるハラル認証制度と同関連産業の調査結果を広く報告したいという要望から実現に至ったもの。セミナーにはブルネイから来日したヤスミンエネルギー産業相が登壇し、日本企業へ同国ハラル認証制度の取組を紹介した。 ・29年3月7日に、ジェトロは ERIA と共催でイン		

					ドネシア・ジャカルタにおいて国際シンポジウムを開催した。シンポジウムでは、トランプ米大統領の「米国第一主義」政策に基づく TPP からの離脱、NAFTA 再交渉等の米国の通商戦略の見直しや、英国の EU 離脱といった情勢が、東アジアの経済統合や東アジア域内の通商政策にどのような影響をもたらすのかなどについて活発に議論。カンボジア ASEAN 大使、イタリア駐インドネシア大使、ニュージーランド臨時代理大使等の要人を含め、参加者数は 105 名に上った。		
			上記の取組を通じ、2016 年度は調査関連ウェブサイトの閲覧件数 183 万件、政策担当者及び企業関係者等へのブリーフィング件数 5,100 件の達成を目指す。また、調査、研究等の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上となることを目指す。				

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務改善の取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比 (計画値)	第四期中期目標期間中、 $\Delta 1.15\%$	第三中期期間中、年平均 $\Delta 1.36\%$	—	—	—	第四期中期目標期間中、 $\Delta 1.15\%$		
(実績値)	—	—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。</p> <p>この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。</p>	<p>運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行う。</p> <p>この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図る。</p>	<p>運営費交付金を充当して行う業務（補正予算を除く）について、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行う。また、各事業については、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比：$\Delta 1.15\%$ <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業について、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費の毎年度平均は$\Delta 2.99\%$、業務経費の毎年度平均は$\Delta 2.72\%$となり、一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均は$\Delta 2.74\%$を実現し、前年度比1.15%以上の効率化を実現した。</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、第四期中期目標期間の終了時に、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間中、各年度平均で1.15%以上の効率化を行う目標を掲げている。</p> <p>平成28年度については、海外事務所の移転による借料の低減等によりの一般管理費の削減に取り組むとともに、各種調達効率化やリテン専門家への出来高・成</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>計画に従って、引き続き、効率化に取り組む。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	

					功報酬の導入等による業務経費の削減に取り組んだ。		
--	--	--	--	--	--------------------------	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	組織体制・運営の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-2

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所間での連携強化や情報の円滑な流通を促進し、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。</p> <p>監事・監査業務等の内部統制強化を図りながらも、それにより管理部門の人員が増大しないよう努力する。</p> <p>また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p>	<p>①本部組織 ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、以下の視点から本部の組織体制を再構築する。</p> <p>(i)顧客支援強化に向けた体制の整備 顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。</p> <p>(ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 対日直接投資の促進事業の拡大のため、二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化するとともに、農林水産物・食品の輸出促進についても政府が進める品目別のオール・ジャパンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築する。さらに、地方創生を推進するため組織横断的視点を持つ部署を新設する。</p> <p>(iii)企業ニーズに的確に対応する体制の</p>	<p>①本部組織 ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、本部組織の体制を整備する。</p> <p>②アジア経済研究所 研究の質的向上を図るため、外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、内部査読を組織的に実施する。産業界、学界、メディア等の有識者の意見は定期的に聴取し、政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化に生かす。</p> <p>③国内事務所 国内事務所について</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ①本部組織 ・国内外の企業からのビジネスニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、本部組織の体制を整備する。</p> <p>②アジア経済研究所 ・研究の質的向上を図るため、外部の研究者による研究成果の評価を実施する。 ・内部査読を組織的に実施する。 ・産業界、学界、メディア等の有識者の意見は定期的に聴取し、政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化に生かす。</p>	<p><主要な業務実績> ①本部組織 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、効果的な対外情報発信等を可能とすべく、クールジャパン推進課を改組し、オリンピック・パラリンピックの推進事業やクールジャパン事業や産業観光事業を担う「オリンピック・パラリンピック推進課」を設置。また、対日投資の促進事業において、二次投資案件発掘・支援機能の充実や関係機関との連携を強化するため、大阪本部に対日投資誘致を担う「対日投資推進課」を新設するなど、本部組織の体制を再編した。</p> <p>②アジア経済研究所 29年1～3月にかけて、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部研究者により、研究成果の評価を実施した。その結果は、平均評価指数は4.2点(5点満点)と高評価であった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 計画どおり実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応> 引き続き、適切に対応する。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

<p>○国内事務所</p> <p>国内事務所については、自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。また、地域ニーズへの対応強化、地域経済活性化への貢献、顧客の裾野の拡大を図るため、地元からの強い要請や応分の経費負担を前提として、貿易情報センターネットワークの強化を図る。加えて、全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した製品の市場開拓など都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。</p> <p>今後の国内事務所の開設に際しては、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状及び可能性など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断することが必要であり、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進める。また、前中期目標期間中に開設された事務所及び今後開設予定の事務所について、開設から一定期間を経た後（山梨事務所については初年度速やかに）、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減などを踏まえて、事務所の開設の効果について検証を行う。</p> <p>また、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置につ</p>	<p>構築</p> <p>企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編し、我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用、イノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。</p> <p>②アジア経済研究所</p> <p>国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図る。また、研究の質的向上を図るため、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。</p> <p>③国内事務所</p> <p>国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携協力を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を</p>	<p>は、自治体や関係団体等との連携を加速させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関を中心に、共同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を推進する。なお、地域貢献等における具体的成果を創出するに当たり、都道府県ごとのきめ細かな体制と大阪本部及び全国7ヵ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基</p>	<p>③国内事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や関係団体等との連携を加速させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関を中心に、共同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携を図る。 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構と地方事務所の共用化又は近接化を推進する。 ・都道府県ごとのきめ細かな体制と地域統括センターを基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。 	<p>また、29年2月に、アジア研究所内の「研究企画委員会」により、研究双書・選書や外部英文出版等の書籍で刊行した研究成果についての内部査読を実施した。さらに、6月に、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を開催し、政策的・社会的な研究ニーズの把握と研究事業に係る業務運営に関する意見聴取を行い、同懇談会で出た意見を踏まえた研究グループや政策提言研究会を発足させた。</p> <p>③国内事務所</p> <p>国内事務所において、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関との連携を強化し、これらの機関との共同でのセミナー・展示会・商談会での連携は416件、海外ミッションでの連携は2件であった。さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構と地方事務所の共用化や近接化の推進について継続して取り組み、28年度は施設の相互利用が59件、連携事業の開催が174件に上った。</p> <p>また、28年度から試行的に事務所単位での評価制度を導入し、四半期ごとに進捗管理を行ったことに加えて、6月と11月に開催した「アウトカム向上委員会」で評価を行うとともに、毎週開催している「役員会」の場などを通じて、国内ネットワークの在り方を検証・検討した。さらに、地域統括センターを基点とする広域体</p>	
---	--	--	--	--	--

<p>いて、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進める。</p> <p>さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。</p> <p>○ 海外事務所</p> <p>海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米など対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進める。さらに、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証する。</p> <p>また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>推進する。</p> <p>なお、地域貢献等における具体的な成果を創出するに当たっては、都道府県ごとのきめ細かな体制と全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備を更に推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。</p> <p>④海外事務所</p> <p>海外事務所については、事務所単位での評価や民間サービスの状況等を踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施し、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図るとともに、将来ニーズの高い新興国における体制の充実を図る。</p> <p>なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。</p> <p>また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>盤の強化を図る。</p> <p>④海外事務所</p> <p>海外事務所については、政策ニーズや事務所単位での評価等を踏まえ、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方を検証・検討し、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた効率的な業務体制の整備を継続するとともに、将来ニーズの高い新興国での体制の充実を図る。なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。</p> <p>また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>④海外事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策ニーズや事務所単位での評価等を踏まえ、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方を検証・検討し、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。 ・ 欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた業務体制の整備を継続するとともに、将来ニーズの高い新興国での体制の充実を図る。 ・ 事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の取組を行っているか。 	<p>制の整備を推進し、広域的な連携で事務所間の情報共有を密にすることで、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等を積極的に働きかけた結果、全国16事務所において自治体等からの負担金増となったほか、全国3事務所で新たに人的派遣を受けることに繋がり、運営基盤の強化を図った。</p> <p>④海外事務所</p> <p>海外事務所については、28年度から試行的に事務所単位での評価制度を導入し、四半期ごとに進捗管理を行ったことに加えて、6月と11月に開催した「アウトカム向上委員会」で評価を行うとともに、毎週開催している「役員会」の場などを通じて、海外ネットワークの在り方を検証・検討した。その結果、11月に、米国でのジャパン・ブランドの発信等を強化するため、成長市場として注目が集まる米国南部のダラスにサテライトデスクを設置するとともに、12月に、対日直接投資促進を図る観点から、上海事務所を駐在員を増員した。また、アルゼンチンで経済開放を推進する新政権が誕生し、日本企業のビジネス展開ニーズが急速に高まったことを踏まえ、29年1月に、ブエノスアイレス事務所への駐在員の派遣を再開するなど、新興国での体制を充実させた。</p> <p>他方で、独立行政法人国際協力機構や独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際観光振興機構</p>	
--	--	--	---	--	--

				<p>の海外事務所との共用化・近接化の取組も継続した。その結果、これらの機関との連携実績は 670 件（うち国際協力機構：450 件、国際観光振興機構：123 件、国際交流基金：97 件）となった。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報					
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	調達方法の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-3

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	調達については、迅速かつ効果的な調達の観点から、全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて策定する「平成28年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」に掲げる目標を達成する。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の点検(全件) <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年度調達等合理化計画」に掲げた、随意契約の限定、一者応札・応募削減に向けた取組、調達担当職員の事務処理能力の強化のための研修の実施、調達に関するガバナンスの徹底を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(27年5月25日付総務大臣決定)に基づき、28年6月に策定した「平成28年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」を踏まえ、28年度における全ての随意契約の点検を実施した。</p> <p>契約に係る総括責任者や審査責任者等が、全ての競争性のない随意契約の案件に対して、事前に随意契約の必要性や合理性、契約金額の妥当性についての厳格な審査を行い、真に止むを得ないものに限定した結果、全契約に占める随意契約の割合は件数ベースで7.2%、金額ベースで4.7%だった。</p> <p>また、一者応札・応募の削減に向けて、①十分な公告期間の確保、②調達見通しの公表、③わかりやすい仕様書の作成、④入札説明会に参加したが未応札・未応募であった事業者へのヒアリングの実施などの取組を実施した。一般競争入札に占める一者応札の割合は43.7%(141件)となったが、うち約6割(81件)は労働者派遣業務であり、その多くが専門的知見や経験等を求める仕様を満たす人材の確保が困難と思われる貿易情報センターの案件であった。</p> <p>さらに、契約の適正性を確保するため、調達担当職員の事務処理能力の強化を図るための研修を年間通じて実施するとともに、監事や外部有識者で構成される契約監視委員会を2回開催し、競争性のない随意契約や一者応札・応募であった案件の点検を行った上で、その結果や議事概要をウェブサイトで公表した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、適切に対応する。</p>	<p>評 定</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-4

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価																
政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の日本貿易振興機構の果たすべき役割が増大することを見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表するものとする。	政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の機構の果たすべき役割が増大することを見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などによる管理職ポストの抑制などにより給与水準の適正化を図り、毎年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。	政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を促すため、第四期中期目標期間中に増大することが見込まれる機構の役割を果たすため必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と人材確保の点で競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などを行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などにより人件費の適正管理を行う。また、当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と人材確保の点で競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などを行う。 業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などにより人件費の適正管理を行う。 当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>海外で事業を行う上で必要な語学等の専門性の高い優れた人材を登用する必要があることに加えて、大卒以上の高学歴者の割合が高いこと、在職地域が都市部に集中していること、また40以上の国内拠点に配置されている人員の大半が本部(東京)からの異動で国の制度を準用した異動保障制度の対象者であることなどから、国家公務員と比較した給与水準が高くなり易い傾向にある中、定型的な業務等については常勤嘱託員の活用などの雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを実施し、給与水準の適正化を図った。その結果、28年度の事務職員のラスパイレズ指数(年齢・地域・学歴勘案)は100.0(前年度比1.0ポイント減)となったことに加えて、研究職員の同指数は95.4と前年度に引き続き100を下回る水準を維持した。</p> <p>また、28年度の職員の給与水準及びその合理性・妥当性については、ウェブサイト等を通じて対外的に公表した。</p> <p><参考></p> <p>○ラスパイレズ指数(年齢・地域・学歴勘案)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td> <td>105.3</td> <td>101.8</td> <td>101.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>研究職員</td> <td>97.2</td> <td>94.8</td> <td>93.6</td> <td>95.4</td> </tr> </tbody> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	事務職員	105.3	101.8	101.0	100.0	研究職員	97.2	94.8	93.6	95.4	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおり実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(25年12月24日閣議決定)」等を踏まえ、給与水準の適正化を図る。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>
	25年度	26年度	27年度	28年度																	
事務職員	105.3	101.8	101.0	100.0																	
研究職員	97.2	94.8	93.6	95.4																	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-5	費用対効果の分析		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-5

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析すること、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析すること、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を定期的に開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析すること、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を半年に1度開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を半年に1度開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。</p> <p>・国内外事務所について、事務所単位で目標値を設定し、評価を通じた資源の再配分等を行う。事務所単位でのサービスの質の向上と、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p>	<p><主要な業務実績> 四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに、6月と11月に「アウトカム向上委員会」を開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認し、目標の達成が遅れている事業については要因を分析するとともに、所要の人材・予算等の再配分を行うことで、最終的に所期の目標を上回る成果を実現するとともに、事業の効率化を図った。</p> <p>また、国内外事務所については、28年度から試行的に事務所単位での評価制度を導入し、四半期ごとに進捗管理を行うとともに、6月と11月に開催した「アウトカム向上委員会」で評価を行うとともに、そのフィードバックを通じて、事務所単位でのサービスの向上を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応> 国内外事務所について、事業評価を各事務所長の業績評価と連動させることで、事務所運営に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

		<p>て事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行う。また、事業評価を各事務所長の業績評価と連動させ事務所運営に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-6	民間委託（外部委託）の拡大等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-6

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
民間委託の拡大に当たっては、業務全般の運営方法の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、管理的業務に加えて、各種事業実施に伴う定型的な業務等、民間企業に外部委託が可能な業務については外部委託を推進し、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、これまで効率化を進めてきた人事、給与、物品調達などの管理的業務に加えて、セミナー・講演会の開催準備など、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、外部委託の可能性のある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しを進めつつ、人事、物品調達などの管理的業務や、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、民間委託が適切な業務については外部委託を図ることで業務の効率化を進める。官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務ワークフローなどの不断の見直しを進めつつ、人事、物品調達などの管理的業務や、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、民間委託が適切な業務については外部委託を図ることで業務の効率化を進める。 ・官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。 <p><評価の視点> 上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>28年度も、①嘱託員（常勤・非常勤）や派遣・臨時職員の管理業務と研修・採用業務、②海外駐在員の住居手当・子女教育手当や海外旅行保険・健康保険に係る業務、③ジェットロ本部とアジア経済研究所での統一システム基盤による運用業務、④出張旅費や交通費の伝票起票や精算業務、⑤総合受付・案内と代表電話の交換業務、⑥ビジネスライブラリーの運営業務などの管理的業務や定型的な業務について、入札等を通じて外部委託を継続することにより、業務の効率化を進めた。また、アウトカム向上委員会を通じて各部の事業体制の確認を行い、更なる外部委託の可能性を含めた事業効率化を積極的に検討した。また、①コンピュータシステム運用管理業務、②見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運営業務、③アジア経済研究所図書館の運営業務については、官民競争入札等の対象案件として、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努めた。このうち、①コンピュータシステム運用管理業務については、簡易な市場化テストとして実施する手法である「新プロセス」での取組を継続する一方で、②見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運営業務と③アジア経済研究所図書館の運営業務については、結果が良好であったため、28年度末に「終了プロセス」が適用された。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>官民競争入札等の対象案件である「コンピュータシステム運用管理業務」については、29年度も引き続き「新プロセス」での取組を継続する。</p>	<p>評 定</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-7	業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2-7

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ、効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、IT技術を活用して執務環境の整備を図る。その際、調達方法の改善を図ることにより、ユーザー当たりのIT基盤投資コストの抑制に努める。	機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末やWEB・TV会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。 IT技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調達時期の調整を図るとともに、外部専門家による意見等も踏まえ、クラウドシステム、多様なデバイスに対応するシステム、WEB会議室等その使用用途に的確に対応した機器、サービスを調達することにより、今中期目標期間中に計画されている「ジェトロ共通システム基盤」の更改においては、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進する。	機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、ノートPCやWEB・TV会議システム等を活用した場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローを改善しつつ、システムの活用・導入を進める。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ノートPCやWEB・TV会議システム等を活用した場所に縛られない執務環境の整備を目的とした「ジェトロ共通システム基盤」の更改(29年度実施予定)を滞りなく実施するため、導入予定の新サーバや新ノートPCのシステム環境のテストなどの準備作業を適切に実施した。 また、ユーザーからの履歴事項証明書の取得の電子化を実現することでユーザーの利便性を向上させるとともに、切手の調達等の内部申請手続きも電子化することで、業務フローを改善させた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応> 29年度中に実施予定の「ジェトロ共通システム基盤」の更改を滞りなく行う。</p>	評定	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	自己収入拡大への取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

3-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評 定	
	第一期から第三期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、引き続き、自己収入の拡大に向けた経営努力を継続し、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担を抑制する経営努力を図る。 具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求めるとともに、会費収入や外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。これに向けて、例えば展	自己収入の拡大については、国への財政負担を抑制できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化する経営努力を図る。具体的には、展示会等の事業において、適正な受益者負担を引き続き求めるとともに、ジェットロ・メンバーズ会員収入や外部からの負担金、受託収入の増加を目指す。これに向けて、大学との包括的協定の中での講師派遣、個別企業や業界団体のニーズに応じた受託調査実施体制の整備、オンライン講座のメニュー拡充などの具	なし ＜その他の指標＞ ・セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求める。 ・会員収入や外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。 ・展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。 ・企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、	＜主要な業務実績＞ 28年度の自己収入総額は39.4億円（前年度比10.8億円減）となった。これは、ミラノ国際博覧会の終了に伴う企業協賛金・寄付金収入（前年度収入額16.3億円）の減少に依る点が大きく、これを除いた自己収入総額（前年度実績33.9億円）では前年度比で5.5億円増となった。中でも、ジェットロ貿易情報センターに対する地方自治体からの負担金が2年連続で増加（28年度7.0億円、27年度6.7億円、26年度6.3億円）し、地方における中堅・中小企業の海外展開支援事業が自己収入の拡大にも繋がった。地方自治体からの受託も2年連続で大幅に増加した（28年度57件2.2億円、27年度53件1.9億円、26年度28件0.8億円）。また、平成28年度の業界団体からの受託は1.8億円と、前年度比で0.5億円増加した。また、展示会等の事業において、適正な受益者負担を引き続き求めるとともに、海外ミニ調査やビジネスアポイントサービスの利用者拡大等に取り組むことで、国への財政負担の抑制に努めた。該当事業においては適切なコスト把握を行い、中小企業等に提供するサービスの質・量を踏まえた上で、適切な受益者負担額を検証した。有料会員制度「ジェットロ・メンバーズ」においては、地方における企業交流会の開催などの新規勧誘活動を継続実施する一方で、既存会員の満足度を高めて定着をはかるために会員向けセミナー「ジェットロの使い方ガイドンス」を東京で3回実施したほか、全国各地でセミナーにオンラインで参加できるようライブ配信を実施するなどの工夫を施した。さらに、包括的連携協定を締結した4大学に対する延べ33回37名（名古屋大学1回1名、関西学院大学5回5名、芝浦工業大学1回1名、東京外国語大学26回	＜評定と根拠＞ 評定：B 計画通りに実施したため、標準のBとした。 ＜課題と対応＞ 自己収入の拡大に向けた経営努力を継続し、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に取り組む。	評 定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ (実績に対する課題及び改善方策など) ＜その他事項＞ (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)	

<p>担の抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入や自治体・関係機関等との連携を通じた外部からの負担金や受託収入の拡大を目指す。</p>	<p>示会では、展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。また、企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業を拡大する。そのために、提供する情報の質の向上に取り組みながら必要な国内外の体制も構築し、更なる顧客サービスの向上と自己収入の拡大の好循環を形成する。なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。</p>	<p>める際に、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を図ることで研究財源の確保に努める。</p>	<p>海外情報の収集・提供等に関する事業の拡大を検討しつつ、そのために、必要な国内外の体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。 ・科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p>30名)の講師派遣や、地方事務所を中心とする受託案件増加を踏まえた本部側の実施体制の整備を行ったほか、自己収入事業であるオンライン講座のメニュー拡充を図る一環で、海外取引を全く行ったことのない企業を対象とした新規講座を29年度に開講するための準備を開始した。</p> <p>加えて、研究の充実のための外部資金の獲得に努めた結果、独立行政法人日本学術振興会が実施する「科学研究費助成事業」による補助金/助成金の交付額は合計1.1億円となった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	運営費交付金の適切な執行に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

3-2

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	運営費交付金については、収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績を管理するとともに、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益化単位ごとに予算と実績の管理を行う。 ・年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>平成28年度より収益化単位に基づく予算と実績額の管理を導入した結果、業務達成基準を採択した業務に係る分として、政府開発援助（ODA）運営費交付金より0.8億円、非ODA運営交付金より17.0億円を交付金債務に計上した。これは相手国政府の要請等に基づく事業実施時期の変更や、継続的な企業支援を目的として管理を行った結果であり、全額翌期に計上する予定である。また、中期計画及び政府間合意に基づく事業実施のため、補正交付金61.4億円を期首より留保した上で翌期及び今中期期間中に繰り越している。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>独立行政法人会計基準の改訂を踏まえ、収益化単位ごとの予算と実績の管理の更なる徹底を図る。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	保有資産等の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

3-3

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
日本貿易振興機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、国への返納等を行う。対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。	機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。職員宿舎については、平成27年3月末まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与している江戸川台宿舎を、入居者の避難終了後、速やかに国庫納付するとともに、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等を受けて策定した職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。IBSCについては、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。	機構の保有資産については、詳細な情報を引き続き公表し、多角的な観点からその保有の必要性について検証する。職員宿舎については、江戸川台宿舎の国庫納付手続きを滞りなく進めるとともに、職員宿舎見直し計画を着実に実施する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産については、詳細情報を引き続き公表し、多角的な観点からその保有の必要性について検証する。 ・職員宿舎については、江戸川台宿舎の国庫納付手続きを滞りなく進める。 ・職員宿舎見直し計画を着実に実施する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>保有資産については、28年度も引き続き詳細情報を公表し、職員向けのアンケート調査によるニーズ把握などを通じて、その保有の必要性を検証した。</p> <p>また、職員宿舎については、29年3月に、経済産業大臣宛に江戸川台宿舎の国庫納付に係る通知を提出し、国庫納付手続きを滞りなく進めた。さらに、職員宿舎見直し計画に基づき、28年度末までに、木場、市川、小松川の各職員宿舎の戸数削減を完了し、職員宿舎見直し計画を着実に実施した。</p> <p>対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）神戸については、28年4月に常設オフィスを廃止し、必要な時にのみ民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式へ切り替えた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>計画通りに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>職員宿舎については、江戸川台宿舎の国庫返納手続きを完了するとともに、上大岡宿舎1棟の国庫返納手続きを着実に進める。</p>	評定	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	決算情報・セグメント情報の公表の充実等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

3-4

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価	評	定	
	日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保し、日本貿易振興機構の活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実を図る。	機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。 <評価の視点> ・上述の取組を行っているか。	<主要な業務実績> 28年度も、前年度に引き続き、中期目標等を踏まえ、「対日直接投資の促進」、「農林水産物・食品の輸出促進」、「中堅・中小企業など我が国企業等の海外展開支援」、「我が国企業活動や通商政策への貢献」、「法人共通」の5つに区分した事業のまとまりごとに、決算情報・セグメント情報を把握し公表した。	<評定と根拠> 評定：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。 <課題と対応> 引き続き、適切に事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	評	定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評 定	
	<p>業務範囲の拡大、支援案件数の増加等による業務量の拡大が見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、日本貿易振興機構のミッションを有効かつ効率的に実施する。</p> <p>○「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>○役職員の行動指針となる行動憲章を、日本貿易振興機構内全職員に毎年度、周知徹底を図る。</p> <p>○日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、週1回役員会を開催し、審議・報告する。その結果を日本貿易振興機構内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。</p> <p>○年度途中における目標の達成状</p>	<p>以下の方策を早期に検討し、実行するとともに、その維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況を毎年度点検する。 ・原則、週1回開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。 ・内部統制に関する規程を整備する。 ・年度当たり2回開催するアウトカム向上委員会を通じて、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。 	<p>中期目標で示された内部統制の充実化に向け、以下の方策を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況について定期的に点検する。 ・内部統制に関する規程を整備し、内部統制推進体制を構築する。 ・アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。 	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況について定期的に点検する。 ・内部統制に関する規程を整備し、内部統制推進体制を構築する。 ・アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しをすることで、事業成果の向上を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>10～11月に職員を対象とした e-Learning 研修を実施することで、行動憲章等の職員の理解状況について点検した。</p> <p>また、8月に、「内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」と「内部通報・外部通報に関する規程」を定め、組織横断的に顕在化していないリスクの洗い出しを行い所要の対策を講じるとともに、通報制度を整備することで更なるガバナンスの強化を図った。</p> <p>さらに、6月と11月に「アウトカム向上委員会」を開催し、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、目標の達成が遅れている事業については要因を分析するとともに、所要の人材・予算等の再配分を行うことで、最終的に所期の目標を上回る成果を実現するとともに、PDCAサイクルに基づく業務改善を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、適切な対応を行う。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	

<p>況及び予算の執行状況を年度当たり 2 回確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。</p> <p>○日本貿易振興機構のミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。</p> <p>○アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制を整備する。 ・研究不正防止に関する規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図るほか、研究参加者への配慮等が確実にされるように研究倫理審査を充実させる。 					
---	---	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	情報管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-2

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年度法律第140号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に基づき、適切な対応を行う。個人情報の取り扱いについては、引き続き、日本貿易振興機構内全職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。	情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成13年度法律第140号)に基づき適時、正確な情報公開を行う。個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づいた情報の管理・保護を徹底する。	「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成13年度法律第140号)に基づき適時、正確な情報公開を行う。個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づいた情報の管理・保護を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・適時、正確な情報公開を行う。 ・個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を実施し、情報の管理・保護を徹底する。 <評価の視点> ・上述の取組を行っているか。	<主要な業務実績> 4月から9月まで法人文書の登録や廃棄等の情報公開を正確に行うための整備作業を実施した。また、28年度の開示請求3件に対して、部分開示を適切に実施した。 また、8月に全職員を対象とした個人情報保護に関する研修と点検を実施するとともに、10月に、法人として保有している個人情報リストの更新作業や管理状況の確認作業を実施し、情報の管理・保護の徹底を図った。	<評定と根拠> 評定：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。 <課題と対応> 引き続き、適切に対応する。	評 定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	情報セキュリティ		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-3

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	情報セキュリティ対策については、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアル整備などの措置を行うとともに、政府、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。また、引き続き、監査、日本貿易振興機構内全職員に対する研修を毎年度実施し、日本貿易振興機構内の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウイルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため、情報セキュリティ研修を毎年度実施し、受講を徹底する。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウイルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。 機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」の内容を適時確認・更新したことに加えて、不審な挙動を検知することで不正プログラムによる攻撃を防止する「振る舞い検知」技術を活用したシステムを導入することを通じて、システム内のプログラムを常時監視するとともに、本部のサーバでPCのセキュリティ状況を監視するソフトウェアをインストールすることを通じて、情報基盤の強化を図った。また、新たに英語版の「情報取り扱いマニュアル」を作成し海外事務所に周知するとともに、マルウェア対策用のソフトウェアのインストールキットを配布し、更なる海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化も図った。</p> <p>さらに、機構内の全職員と派遣職員や業務委託先の関係スタッフを対象とした情報セキュリティ研修をe-learning方式で実施した。また、職員教育の強化の一環として、27年度に海外職員を対象に実施した標的型攻撃メール対策の訓練を、28年度は対象を全職員に拡大して実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>新たな標的型攻撃等の脅威に対応可能なセキュリティ対策を導入することで、更なる情報セキュリティ基盤の強化を図る。</p>	評定	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	人事管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-4

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(4) 人事管理 事業ニーズや 社会経済情勢 の変化を的確 に踏まえつつ、 勤務環境の整 備等による女 性活躍の一層 の促進、ナショ ナルスタッフ の育成・活用、 外国人職員の 採用、国内外の 外部組織との 人材交流、企業 経験者等の外 部人材の活用 などを通じた 人材の多様化 を図る。併せ て、企業の成果 創出や他機関 との事業連携 を効果的に進 めるため、企業	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 中期目標を踏まえ、管理部門・海調部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所および重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化し、世界水準の誘致体制を構築する。また、農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。 ②人材多様化に向けた取組 勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。また、外国人の採用を拡大するとともに、ナショナル・スタッフの登用を推進、管理	6. その他業務運営に関する重要事項 (1) 人事計画 ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 中期計画を踏まえ、管理部門・調査部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所及び重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を視野に入れ、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を引き続き強化する。また、農林水産物・食品の輸出促進、新興国展開支援等の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。 ②人材多様化に向けた取組 出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 ・世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を視野に入れ、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を引き続き強化する。 ・農林水産物・食品の輸出促進、新興国展開支援等の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。 ②人材多様化に向けた取組 ・出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研	<主要な業務実績> ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 対日直接投資促進分野については、北米・欧州・アジア地域の 20 拠点に高度専門人材を計 40 名増員するなど、世界水準の誘致体制を整備した。また、ベンガルール事務所のナショナル・スタッフを本部の対日投資部に配置しインド企業向けの専用窓口を設置するなど、ナショナル・スタッフを活用して人員体制を整備した。 また、農林水産物・食品の輸出促進分野については、外部機関から品目別の専門人材 3 名の受入れを開始するとともに、新興国展開支援分野では、新輸出大国コンソーシアム事業において、海外ビジネスに精通している専門人材など約 370 名を新たに配置し、人員体制を抜本的に強化した。 ②人材多様化に向けた取組 子育て用の時短などの勤務時間シフトの柔軟化、配偶者同行休業制度の利用促進などに継続的に取り組むなど、女性に配慮した勤務環境を整備した。その結果、28 年度末の全管理職に占める女性の割合は 27 年度 (15.3%) を上回る 16.2% となった。	<評定と根拠> 評定：B 計画どおりに実施したため、標準の B とした。 <課題と対応> 引き続き、適切な対応を行う。	評定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

<p>や外部機関等の多様なビジネスニーズに対して、海外や地方に根ざし、実情を踏まえた的確な情報提供や支援策等の提案が可能な職員を育成するための人材育成策を拡充する。そのためには、若手・中堅職員が貿易・投資促進業務に求められる能力・専門性を向上させるべく、OJT・研修等を通じた人材育成策を拡充する。</p>	<p>職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化、国内外の人事管理の一元化を行う。</p> <p>加えて、特定産業・地域・業務の専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保するほか、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。</p> <p>③人材育成の推進</p> <p>人材育成については、各職員の専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を行う。また、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。</p> <p>加えて、職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部および国内外事務所での勤務を経験させる。</p> <p>その他、選抜型研修や階層別研修の強化を通じて、中核人材の育成についても着実に進める。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、各年度で具体的な目標及び取組内容を定め、その実施状況を検証する。</p> <p>また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。</p>	<p>リア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。また、外国人の採用を拡大するとともに、海外事務所においてはナショナル・スタッフの管理職ポストへの登用も検討するなど、積極的な活用を行う。</p> <p>加えて、専門性を有する高度専門人材や、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の活用を図ることで人材の多様化に取り組む。</p> <p>③人材育成の推進</p> <p>人材育成については、各職員の生産性・専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を行う。その他、階層別研修の継続や選抜研修による中核人材の育成も進める。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。</p> <p>また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。</p>	<p>修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の採用を拡大するとともに、海外事務所においてはナショナル・スタッフの管理職ポストへの登用も検討するなど、積極的な活用を行う。 専門性を有する高度専門人材や、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の活用を図ることで人材の多様化に取り組む。 <p>③人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を行う。 階層別研修の継続や選抜研修による中核人材の育成も進める。 <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。 全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p>また、28年度は1名の外国人を新卒で採用するとともに、新たに対日投資部外資系企業支援課において「対日投資国別デスク」（インドデスク）を設置し、ベンガルール分室のナショナル・スタッフを本部に配置したほか、大連事務所のナショナル・スタッフをサービス産業部ヘルスケア産業課に3ヵ月間配置するなど、外国人材のなおい層の活用を図った。</p> <p>また、自治体・金融機関等から計81名の外部人材の受入れを行い、人材の多様化を強化した。</p> <p>③人材育成の推進</p> <p>3年目以降の若手職員を対象とした、期間1年程度の海外事務所での実地研修を実施し、27年度には新興国を中心とした海外事務所へ計21名の職員を派遣し、特殊言語などの語学能力の向上を図った。また、新入職員から管理職までの多様な階層別の研修を前年度に引き続き実施するとともに、将来的に経営の中核を担うことが期待される幹部候補者（非管理職）を、日本貿易会の経営塾や政策研究大学院大学の外交アカデミープログラムへ参加させるなどの選抜研修も実施した。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <p>7～8月の夏期における早出勤シフト制度（8:00～16:45）の導入などにより、勤務シフトの多様化を図るとともに、28年2月から政府でプレミアム・フライデー制度が導かれたことなどを受けて、月1日での有給取得の促進等を図った。</p> <p>また、労働衛生面では、産業界と労使双方の実務者レベルで構成される「衛生委員会」を毎月開催し、職場における温度管理の徹底など、職場環境の改善に取り組んだ。また、労働安全衛生法の改正（27年12月施行）を受けて、職員の心の健康状態をチェックするストレスチェック制度の</p>		
---	---	---	---	---	--	--

					導入が義務付けられるのに先行して、11月に、全職員を対象としたストレスチェックを実施した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	安全管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-5

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	テロ等の突発的な事件、大地震、洪水等の天災等の非常事態に対応するため、外務省海外安全情報・危険情報のレベル2以上の地域を対象として、見本市等の海外事業、海外出張(駐在員の移動を含む)の実施に際し、リスク・アセスメント(安全対策を含む)の実施による事前評価、リスク・アセスメントに基づく安全施策を体系的に実施し、安全確保に努める。また、海外事務所においては、在外公館や関係機関との連携強化を図り、正確な情報把握、迅速かつ適切な対応に努める。さらに、円滑な安全施策の実施のため、規定、マニュアルの不断の見直しを行う。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省海外安全情報・危険情報のレベル2以上の地域を対象として、見本市等の海外事業、海外出張(駐在員の移動を含む)の実施に際し、リスク・アセスメント(安全対策を含む)の実施による事前評価、リスク・アセスメントに基づく安全施策を体系的に実施し、安全確保に努める。 海外事務所においては、在外公館や関係機関との連携強化を図り、正確な情報把握、迅速かつ適切な対応に努める。 円滑な安全施策の実施のため、規定、マニュアルの不断の見直しを行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>外務省海外安全情報・危険情報「レベル2」以上の地域での見本市・商談会事業の実施や海外出張・駐在員移動に当たっては、外部専門機関を通じた現地情勢の検証を行うとともに、必要に応じて警備員配置といった所要の安全対策を講じた上で事業を実施した。警察とも連携して安全対策を講じたラゴスでは24社で4,525件の商談により6.6億円の成約(見込み含む)を無事故で挙げた一方、バクダッド国際見本市については、リスク・アセスメントを踏まえて通常の出展ではなく日本企業による出展を募らない広報ブースの展示を行った結果、イラク政府から感謝状を受領するなど、日本・イラク間の経済関係の深化に貢献した。海外出張においても、カラカス、ナイロビ、ダッカ、ラホール、ラゴス等の計12件の事案について、事前にリスク・アセスメント適切に実施し、安全が確保できることを確認した上で渡航したため、無事に業務を遂行できた。</p> <p>さらに、テロリスクの高まりなどを受けて、職員向けの安全対策マニュアルである「セキュリティ・アドバイス」を作成し周知するとともに、契約しているリスク・コンサルティング業者との間で、E-mailを通じて、最新の動向を踏まえてより簡便に海外安全対策の相談が可能となる体制を整備した。</p> <p>他方で、7月に発生したダッカでの邦人殺害事件を受け、現地駐在員の安全な地域での住居確保や、ダッカ事務所</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>計画で定められた内容を適切に実施するとともに、従来の機構の枠組を超えて日系企業等に対して多大の貢献を実現したところから、A評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、適切に対応する。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

					<p>の防犯設備の設置などの安全対策を講じた上で、業務を遂行した。また、日系中小企業などにおいては、通常の大 使館ルートでは、適時適切に現地での安全管理情報の収 集や対応が困難であったため、通常のジェトロの業務の 枠組みを超えて、SNS などのツールを活用して、現地企 業に対して情報提供を行うとともに、現地大使館では手 に負えない現地日系企業の実態把握などの面において も、主導的な役割を果たした。また、こうした現場での安 全対策上のノウハウが蓄積されてきたことを受けて、在 ダッカ日系企業等を対象とした安全対策セミナーを緊急 で開催し現地での情報提供を行うとともに、その後、国内 でも、全国 11 カ所で臨時に海外安全対策セミナーを開催 し、所要の情報提供を実施した（計約 1,000 名が参加）。 さらに、12 月以降は、海外での事業展開に当たって必要 な安全情報の提供や安全対策の指導を行う外部専門家 6 名を、本部内に配置して、より一般的な顧客サービスとし ての提供を開始した。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	顧客サービスの向上		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-6

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
地方の中小企業等、我が国中小企業の海外展開等への関心が高まる中、日本貿易振興機構が提供するサービス内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。	民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成26年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、毎年度、全国で、各地域の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。さらに、ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、(a) 国内外ネットワークを活用した支援機関、政府・自治体、メディアなど発信力のある関係者（インフルエンサー）を通じての機構事業のPR・理解促進、(b) 統一的な広報ツールの構築、(c) ソーシャル・ネットワーク・サービス等を活用した対外発信の強化など、効果的な広報戦略について検討し、早期実行を目指す。	民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために2014年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、2015年度から開始した全国各地域の有識者等から意見を聴取する取組を継続する。さらに、ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略を検討する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために、「サービス向上会議」に加えて、全国各地域の有識者等から意見を聴取する取組を継続する。 ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。 より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略を検討する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績>中小企業に対し「サービス向上会議」を全国45カ所で開催するとともに、地域の有識者等との意見交換会を全国31カ所で実施し、機構のサービスの内容を伝える一方で、民間企業や地域の有識者等からの意見を聴取した。</p> <p>また、ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱の「お客様の声」へ寄せられた意見なども踏まえ、顧客サービスの質的向上・改善を図った。他方、対外発信の広報の専門家とアドバイザー業務契約を締結し、これまでの機構の広報業務全般のレビューを行い、その内容を分析レポートとして取りまとめるとともに、国内外事務所とも情報を共有することで、組織としての広報ノウハウの向上を図った。その結果、28年度の記事掲載件数は、27年度比約18%増となり、機構の事業のより多くの顧客層への発信に繋がった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 計画どおり実施したため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応> ・外部専門家等の知見を活用して、組織的かつ体系的な広報戦略を策定する。機構のサービス内容を伝えるとともに意見を聴取するものである</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-7	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-7

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	5. 財務内容の改善に関する事項 また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。	5. 短期借入金の限度額 7,031百万円 (理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。	記載なし	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 28年度は本事項に該当する事案が発生していない。	<評定と根拠> 評定：B 該当しないため、標準のBとした。 <課題と対応> 引き続き、適切に対応する。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-8	財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-8

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	
記載なし	6. 財産の処分に関する計画 財産処分手続中の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野)について、中期目標期間中の早期に手続きを完了する。	記載なし	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野)については、27年度に手続きを完了しており、28年度は本事項に該当する事案は発生していない。	<評定と根拠> 評定：B 該当しないため、標準のBとした。 <課題と対応> 引き続き、適切に対応する。	評定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-9	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-9

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	記載なし	<p>7. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施 (新規事業実施のための事前調査の実施を含む。) 先行的な開発途上国研究の実施 緊急な政策要請に対応する事業の実施 職員教育の充実・就労環境改善 <p>外部環境の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の電子化、民間委託の推進等の業務効率化に向けた追加的取組 施設及び設備の充実・改修 サービス向上や認知度向上に向けた追加的取組 	記載なし	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>28年度は本事項に該当する事案が発生していない。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 該当しないため、標準のBとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、適切に対応する。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-10	積立金の処分		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-10

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額について、前中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	記載なし	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 前中期目標期間繰越積立金期首残高 966 百万円については、自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に 19 百万円を充当し、前中期目標期間繰越積立金の残高は 947 百万円となった。	<評定と根拠> 評定：B 計画どおりであったため、標準の B とした。 <課題と対応> 引き続き、適切に対応する。	評 定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1-1	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

4-1-1

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (4) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、契約の性質上やむを得ない場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行う。	記載なし	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、28年度は報告対象外とする。	<評定と根拠> 評定：B 該当しないため、標準のBとした。 <課題と対応> 引き続き、適切に対応する。	評 定	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

以上